

平成 26 年版

環境報告書

豊田市

この報告書は、
豊田市環境基本条例第 17 条に基づき、
平成 25 年度における豊田市の環境の状況、
実施した環境施策の概要についてまとめ、
公表するものです。

本書の内容は、豊田市のホームページにも
掲載しています。

目次

第1部 総説

- 特集1 豊田市環境基本計画の概要と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 特集2 環境モデル都市としての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2部 平成25年度の環境の状況と施策

- 第1章 市民の環境行動力の向上と共働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 第1節 環境学習・環境教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 第2節 環境行動を促す支援や仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 第3節 市民に役立つ環境情報の収集と提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - 第4節 市の環境率先行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 第2章 豊田市から取り組む地球温暖化の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - 第1節 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - 第2節 交通システムの総合的な改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - 第3節 事業者の取組の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - 第4節 森の保全・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 第3章 豊かな自然環境との共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
 - 第1節 環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
 - 第2節 自然と調和できる仕組みの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - 第3節 多様な生態系の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
 - 第4節 自然のネットワークの形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
 - 第5節 健全な水循環系の構築と森づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
 - 第6節 自然とのふれあいを通じて活動できる人づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 第4章 循環型のライフスタイル・産業活動への転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
 - 第1節 環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
 - 第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
 - 第3節 廃棄物の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
 - 第4節 廃棄物の適正処理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
- 第5章 安全・安心で快適な生活環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
 - 第1節 環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
 - 第2節 大気汚染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
 - 第3節 水質汚濁の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

第4節	土壌・地下水汚染の防止	110
第5節	騒音・振動、悪臭の防止	112
第6節	有害化学物質による環境リスクの低減	121
第7節	快適な生活環境の確保	129

資料編

別表1	豊田市環境基本計画後期重点プロジェクト事業の進捗状況一覧	133
別表2	グリーン調達率（平成25年度）	137

参考資料

1	環境行政年表（直近5年）	141
2	環境部の業務内容（平成26年度）	143
3	開発に関する法規制等（平成26年3月31日現在）	145
4	環境関連例規	147
5	環境関連資料	149
6	とよたエコアクションプラン	150
7	環境マネジメントシステムに定める環境方針	152

【クローズアップ】

- ◇ とよたクールシェア～涼しい場所をみんなでシェア（共有）しよう～ 17
- ◇ 都市交通システムHa:mO（ハーモ）の実証運用 38
- ◇ 生物多様性のガイドブックを作成しました！ 56
- ◇ 小型家電の全量回収を開始しました 85
- ◇ 岩倉町リサイクルステーションを整備しました 86
- ◇ PM2.5 メール配信サービスを行っています 98

第 1 部

総 説

特集1 豊田市環境基本計画の概要と進捗状況

1 はじめに

本市では、豊田市環境基本条例（昭和46年制定、平成8年9月全部改正）でめざす「持続的な発展が可能な社会」の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として、環境基本計画を策定しています。平成7年3月に策定した後、平成14年3月の改訂を経て、平成20年12月に平成20年度から29年度の計画として2回目の改訂をしました。

2 計画の概要

(1) 基本理念

計画の基本理念は、以下のように設定しています。

一人ひとりの行動と共働により持続可能な社会をめざします

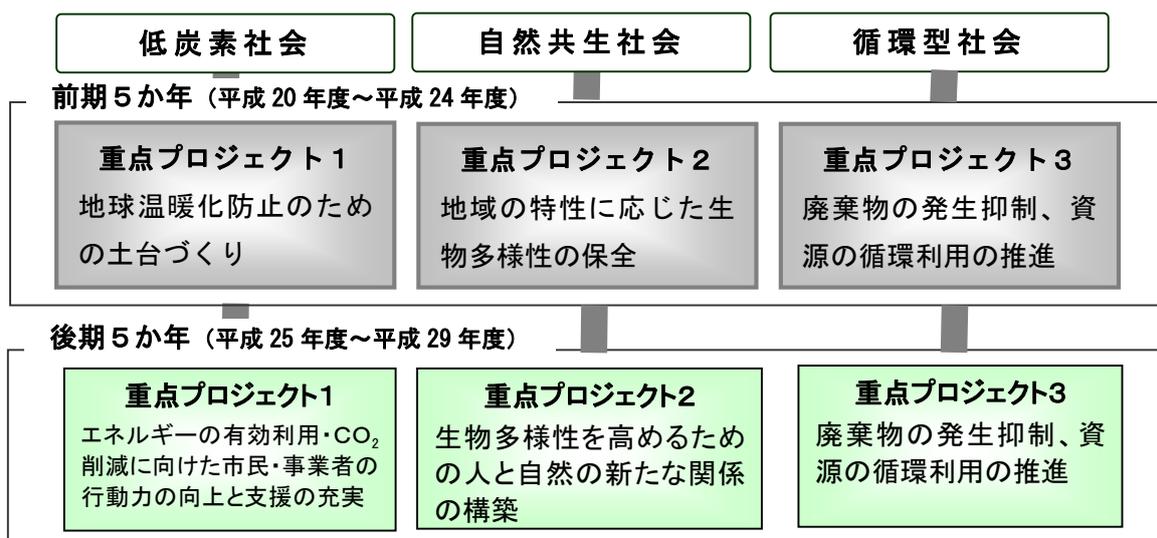
(2) めざす社会像

基本理念で掲げる「持続可能な社会」の実現に向けて、その環境的側面を踏まえ、「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の3つをめざす社会像として掲げています。

(3) 重点プロジェクト

3つのめざす社会像の実現に向け、前期5年間（平成20年度から平成24年度）で優先的に取り上げるべき施策・事業について、重点プロジェクトとして位置付けました。

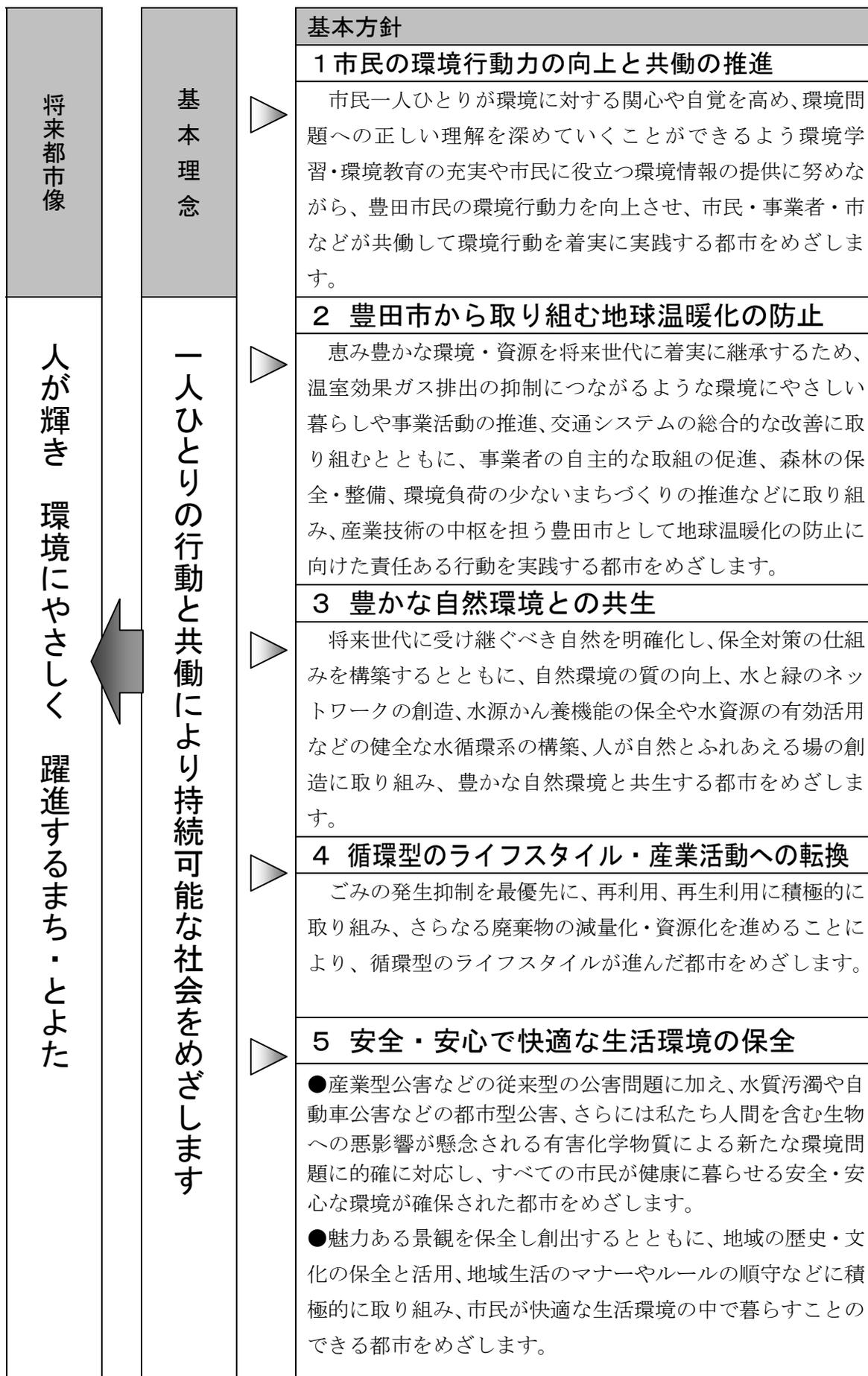
また、前期5年間（平成20～24年度）の社会経済状況等の変化を踏まえ、中間見直しとして、後期5年間で優先的に取り上げるべき施策・事業について、「後期重点プロジェクト（平成25～29年度）」を設定しました。



(4) 基本方針と分野別施策の展開

基本理念に基づき、環境側面から第7次豊田市総合計画で掲げた本市の将来都市像「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」を具現化していくため、5つの基本方針を設定しています。この5つの基本方針を踏まえて施策を展開しています。

分野別施策の展開図



基本施策		単位施策
基本方針 1	1 環境学習・環境教育の推進	(1) 総合的な環境学習の推進 (2) 家庭、地域、職場等における環境学習の充実 (3) 学校教育における環境教育の充実
	2 環境行動を促す支援や仕組みづくり	(1) 環境行動を促す支援 (2) 環境行動を促す仕組みづくり
	3 市民に役立つ環境情報の収集と提供	(1) 市の環境や環境施策の実施状況に関する情報提供 (2) 環境行動を支援するための情報の収集と提供
	4 市の環境率先行動	(1) 環境マネジメントシステムによる継続的改善 (2) 日常業務における環境負荷の低減
基本方針 2	1 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進	(1) エコライフの推進 (2) 住宅等の省エネルギー化の促進 (3) 新エネルギーの導入促進 (4) フロン類の適正な回収・処理
	2 交通システムの総合的な改善	(1) 公共交通の整備と利用促進 (2) 環境に配慮した自動車使用の促進 (3) 体系的な道路ネットワークの整備 (4) 交通手段の転換 (5) 環境負荷の少ないまちづくりの推進
	3 事業者の取組の促進	(1) 自主的な取組の着実な実施 (2) 中小企業等への支援 (3) 環境マネジメントシステムの取得促進 (4) 身近にできる取組の推進 (5) 地産地食の推進（フードマイレージの低減）
	4 森の保全・整備	(1) 森づくり事業の推進
基本方針 3	1 自然と調和できる仕組みの構築	(1) 保全すべき自然の明確化 (2) 自然環境調査等の充実
	2 多様な生態系の保全	(1) エコトーン及び表土の保全と再生 (2) 生態系の構築に向けた環境の再生 (3) 生物の保護・育成
	3 自然のネットワークの形成	(1) 水系の保全とネットワーク (2) 緑の創出とネットワーク
	4 健全な水循環系の構築と森づくりの推進	(1) 水源かん養域としての森林・農地の保全 (2) 雨水の地下浸透の促進による地下水かん養 (3) 水資源の有効活用
	5 自然とのふれあいを通じて活動できる人づくりの推進	(1) 自然とのふれあい空間の形成 (2) 自然環境保全活動の推進 (3) 自然環境に関わる人づくり
基本方針 4	1 廃棄物の発生抑制（リデュース）の促進	(1) 家庭系廃棄物の減量 (2) 事業系廃棄物の減量
	2 廃棄物の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進	(1) 再使用（リユース）の促進 (2) 再生利用（リサイクル）の促進
	3 廃棄物の適正処理の推進	(1) 一般廃棄物の適正な処理 (2) 産業廃棄物の適正な処理
基本方針 5	1 大気汚染の防止	(1) 工場や事業場の大気汚染防止対策の推進 (2) 自動車排出ガス対策の推進 (3) 大気汚染の監視・調査の実施
	2 水質汚濁の防止	(1) 工場や事業場の排水対策の推進 (2) 生活排水対策の推進 (3) 河川水質の監視・調査の実施
	3 土壌・地下水汚染の防止	(1) 土壌・地下水汚染の未然防止 (2) 土壌・地下水質の監視・調査と浄化対策の推進
	4 騒音・振動、悪臭の防止	(1) 騒音・振動の防止 (2) 悪臭の防止
	5 有害化学物質による環境リスクの低減	(1) 化学物質の適正管理の促進 (2) PCB 廃棄物処理の推進 (3) ダイオキシン類対策の推進
	6 快適な生活環境の確保	(1) 良好な生活環境の形成 (2) 魅力ある景観の保全・創出 (3) 地域の歴史・文化の保存と活用

3 計画の進捗状況

(1) 環境指標の状況

計画における目標達成状況の把握、施策の評価等を推進する手段として、めざす社会像ごとに環境指標及び目標値を設定しています。

代表する環境指標		基準値 (基準年)	最新値	目標値 (平成 29 年度)	
低炭素社会	【家庭】	電力使用量	724,594 千 kWh (平成 23 年度)	1%削減 (723,029 千 kWh) (平成 25 年度)	20%削減 (579,675 千 kWh)
		次世代自動車割合	9.5% (平成 23 年度)	12.6% (平成 24 年度)	25%
	【業務】	電力使用量	796,294 千 kWh (平成 23 年度)	1%削減 (788,824 千 kWh) (平成 25 年度)	40%削減 (477,776 千 kWh)
		次世代自動車割合	2.0% (平成 23 年度)	2.0% (平成 24 年度)	5%
	再生可能エネルギー導入率		21% (平成 23 年度)	21% (平成 23 年度)	24%
自然共生社会	【希少種】 メダカの生息が確認されたメッシュ数	23/39 メッシュ (平成 24 年度)	25/39 メッシュ (平成 25 年度)	23/39 メッシュ	
	【普通種】 ツバメの仲間の生息が確認されたメッシュ数	35/39 メッシュ (平成 24 年度)	24/39 メッシュ (平成 25 年度)	35/39 メッシュ	
	1 調査メッシュ当たりにおいて対象生物の生息生育が確認された種数(外来種を除く)の平均	14/26 種 (平成 24 年度)	12/26 種 (平成 25 年度)	14/26 種	
	市民参加生き物調査の参加人数	1,561 人 (平成 24 年度)	1,463 人 (平成 25 年度)	3,000 人	
循環型社会	燃やすごみの量	114,420 トン (平成 17 年度)	3.3%削減 (110,686 トン) (平成 25 年度)	20%削減 (91,500 トン)	
	資源化率	20.1% (平成 17 年度)	22.5% (平成 25 年度)	30%	
	埋めるごみの量	23,636 トン (平成 17 年度)	58%削減 (9,895 トン) (平成 25 年度)	65%削減 (8,200 トン)	
	1 人 1 日当たりのごみの排出量	668g (平成 23 年度)	675g (平成 25 年度)	630g (38g 削減)	

(2) 重点プロジェクトの施策・事業の実施状況

重点プロジェクトの施策・事業についての進捗状況については、「資料編別表 1 豊田市環境基本計画後期重点プロジェクト事業の進捗状況一覧」に掲載しています。

(3) その他の施策・事業の実施状況

重点プロジェクトに位置付けていないその他の施策・事業等については、第2部平成25年度の環境の状況と施策としてその取組状況をまとめています。

4 おわりに

計画期間中、本計画に基づき市民一人ひとり・産・学・官の力を集結させ、地球温暖化対策、自然との共生、廃棄物問題を“まちづくり”という視点のなかで捉え、持続可能な社会の構築を推進していきます。

特集2 環境モデル都市としての取組

ミライのフツーを目指して、第2次アクションプランを策定

市は、環境モデル都市アクションプランや低炭素社会システム実証プロジェクト、次世代エネルギー・モビリティ創造特区など、活力ある低炭素社会の実現に向けた取組を推進しています。

平成24年度には、再生可能エネルギーの一層の普及拡大を目指し、「豊田市再生可能エネルギー導入指針」を策定したほか、平成25年度には、市として初めての議員条例である「豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」を制定し、市民、企業、議会、行政が連携し、平成42年（2030年）までに市の再生可能エネルギー導入率を現状の21%から30%まで引き上げることを目指しています。

平成26年には、「第2次豊田市環境モデル都市アクションプラン」を策定しました。プランでは、CO₂を2030年までに30%、2050年までに50%削減するという目標を確実に達成するため、これまでのエコファミリー支援補助金の継続やとよたエコポイントの拡充に加え、全国初のスマートハウス減税や発電設備減税、電気軽自動車や超小型電気自動車の減税などを開始しています。

取組のキーワードは、「ミライのフツーを目指そう」です。スマートハウスや次世代自動車、先進機器を活用した、無理なく無駄なく快適なライフスタイルなど、まだ遠い未来の話だと思われるものが、豊田市ではどんどん実用化され、暮らしの中に浸透してきています。市では、ミライのフツーを目指して、市民や企業の皆さんと一緒に、エネルギーの地産地消や次世代交通システムの導入、環境・エネルギー分野で産業育成や、豊かで美しい森づくりなど、幅広い取組を推進しています。

これらの市の取組を「見せる化」するため、「豊田市低炭素社会モデル地区『とよたエコフルタウン』」を活用した情報発信を行っています。

エコフルタウンは、平成24年5月の第1期オープンから平成26年3月までに、70か国から8万人が訪れるなど、国内外から多くの注目を集めました。平成26年4月には、木材を活用した山間地でのスマートハウスや再生可能エネルギーを活用した植物工場などを新たに加え、市の先進的な取組や、都市と農山村の共存する姿を体験できる施設として、フルオープンしました。市の取組を国内外に展開する拠点として、今後も市民や企業、教育機関等とも連携しながら、積極的な視察受け入れや体験学習、市民向けイベントなどを幅広く行っていきます。



地域材を活用した木造スマートハウスと
電気軽トラ



超小型電気自動車のシェアリング

第 2 部

平成 25 年度の環境の状況と施策

第1章 市民の環境行動力の向上と共働の推進

本市では、市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境問題を正しく理解し、自分自身の問題として捉え、自発的に環境に配慮した行動を実践する力(=環境行動力)を向上させ、市民・事業者・市などが共働して環境行動を着実に実践する都市をめざしています。

第1節 環境学習・環境教育の推進

施策の基本的方向

市民の環境への関心を高めるとともに、環境問題の正しい知識を深めるため、環境学習・環境教育を推進します。

1 総合的な環境学習の推進

(1) 環境学習施設 eco-T (エコット)

「環境学習施設 eco-T (エコット)」は身近な環境問題や日常生活における環境にやさしい行動について学ぶことのできる生活系環境学習の拠点として、平成 19 年 6 月 1 日に渡刈クリーンセンター内に開設されました。施設には、屋上・壁面緑化、太陽光・風力発電設備を整え、省エネルギー・代替エネルギー設備やリサイクル材、「愛・地球博」のリユース材なども活用しています。

eco-T (エコット) は「私たちがつくる私たちの学習施設」をテーマとしており、市民ボランティアであるインタープリターが運営を企画し、環境学習プログラムを実施しています。

また、eco-T (エコット) は、愛知県地球温暖化防止活動推進センターの豊田支所及び東海 4 県のポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の処理に関する情報提供・啓発に関する拠点施設としても位置付けられています。

平成 25 年度は、市内小学校の公共施設見学をはじめ様々な分野での講座を開催し、講座受講者 23,954 人の利用がありました。 [環境政策課]

【環境学習施設 eco-T (エコット) 施設概要】

開館時間	午前 9 時～午後 5 時
休館日	毎週月曜日 (休日の場合は翌日)、年末年始
利用料	無料
住所	〒470-1202 豊田市渡刈町大明神 39-3 渡刈クリーンセンター内 TEL:0565-26-8058 FAX:0565-26-8068



eco-T の外観

(2) 自然観察の森

「豊田市自然観察の森」(面積約 150ha) は、身近な自然を都市近郊で確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みと機能を学ぶことのできる自然系環境学習の拠点として、平成 2 年 4 月 1 日、全国 10 か所の自然観察の森のうち、8 番目に開設しました。

第1章 第1節 環境学習・環境教育の推進

自然観察の森は、中心市街地の東方約 4km の標高 70～140m に位置し、鞍ヶ池公園に隣接する自然林の中にあります。森の中には、ネイチャーセンターを中心として、自然観察路や観察舎、休憩所、学習広場、展望台、探鳥用ブラインドなどの施設が整備されており、四季折々の身近な自然を観察することができます。

平成 25 年度は、自然観察会や自然とのふれあいを目的とした体験型教室を開催し、年間で 39,943 人の利用がありました。 [環境政策課]

【自然観察の森 施設概要】

利用時間	【 4 月～9 月】 午前 9 時～午後 5 時 30 分 【10 月～3 月】 午前 9 時～午後 4 時 30 分
休館日	毎週月曜日（休日の場合は開館）、年末年始
利用料	無料
住所	〒471-0014 豊田市東山町 4-1206-1 TEL:0565-88-1310 FAX:0565-88-1311



2 家庭、地域、職場等における環境学習の充実

(1) 環境学習機会の充実

① 燃料電池自動車普及啓発事業

本市では、あいち FCV 普及促進協議会（民間企業と自治体）との連携により、燃料電池自動車の普及啓発活動を行っています。

平成 25 年度は、産業フェスタで燃料電池自動車の展示等を実施したほか、環境学習施設 eco-T（エコット）において、燃料電池自動車を含む次世代自動車に関する展示を行いました。

[ものづくり産業振興課]

② ライトダウンキャンペーン

本市では、環境省が呼びかける「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」の趣旨に賛同して、夏至の日（夏至ライトダウン）と七夕の日（七夕ライトダウン）の午後 8 時から午後 10 時までの 2 時間、市役所をはじめ公共施設で消灯を実施したほか、市内のライトアップ施設にも消灯を広く呼びかけました。 [環境政策課]

(2) 環境学習活動への支援

① 環境学習指導者育成事業

地域や学校での環境学習活動を支援する指導者を養成するため、環境学習指導者育成講座を開催しています。

平成 25 年度は、新規採用職員向け環境学習講座のほか、環境学習施設の eco-T（エコット）や自然観察の森での育成講座などを開催しました。 [環境政策課]

平成 25 年度 環境学習指導者育成講座の開催実績

講座名	開催状況等
展示解説ボランティア育成講座 (eco-T 開催)	開催日 6 回 (12/10・12/19・1/15・1/21・1/30・2/5) 参加者 9 人 (9 人が修了、5 人がボランティア登録)
インタープリターステップアップ講座 (eco-T 開催)	開催日 6 回 (11/29・1/22・2/12・3/4～20、3/6) 参加者 93 人 (重複あり)
森の自然案内人養成講座 (自然観察の森開催)	開催日 5 回 (10/6・10/8・10/14・10/28・11/4) 参加者 4 人 (4 人が修了、全員がボランティア登録)

② 環境学習教材の貸出・提供

eco-T (エコット) では、自主的な環境学習を支援するために、生活排水の汚れを簡単に測定できる COD パックテストなどの教材や書籍、水生生物調査用のグッズなどを各種取り揃え、市内の小中学校、こども園、交流館などに貸出や提供を行っています。

平成 25 年度は、貸出 18 回・提供 10 回 (団体・個人) の利用がありました。

[環境政策課]

③ 環境学習 Web サイトの運用

環境モデル都市として低炭素化社会の構築、身近な環境問題への気づきを啓発する目的で平成 23 年度に構築された 4 種類の環境学習 Web サイトの運営をしました。

[環境政策課、環境モデル都市推進課]

サイト名	特徴	ドメイン	H25
私たちのごみのゆくえ	小学校の先生向けサイト	toyota-gomi.com	掲載内容のデータ更新
hibico	子育て中の親向けサイト	toyota-hibico.com	掲載内容のデータ更新
エコファミリー登録	エコファミリー及び新規登録者向け	toyota-efami.com	行動検証メニューの更新
とよたエコフルタウン	低炭素社会モデル地区の紹介	toyota-ecofultown.com	掲載内容のデータ更新

3 学校教育における環境教育の充実

(1) 学習内容の充実

① 都市と山間の教育交流事業

市内の都市部と山間部の学校間交流を促進し、社会性を広げ、自分の住む地域に誇りをもてる児童・生徒の育成を目指しています。

平成 25 年度は、26 校の子どもが参加しました。合同で学校行事を開催したり、それぞれの町の特色を発表し合ったりする交流を通して、自分の住む地域の“よさ”を再認識し、ふるさと豊田市に愛着と誇りのもてる子どもの育成をめざしています。

[学校教育課]

② 清掃工場、不燃物処分場等の見学・学習（小学校4年生対象）

社会科や総合的な学習のために、渡刈クリーンセンターやグリーン・クリーンふじの丘、エコフルタウンなどの見学を実施しています。 [学校教育課]

平成 25 年度 見学学習への参加実績

見学場所	見学した学校	見学人数
渡刈クリーンセンター	58 校	3,847 人
グリーン・クリーンふじの丘	23 校	1,678 人
エコフルタウン	6 校	391 人
自然観察の森	1 校	108 人

③ 地域の人的資源を活用した総合的な学習の推進

本市では、国際理解や福祉と並んで「環境」をテーマとして総合的な学習に取り組んでいる小中学校が多くあります。矢作川の水質調査を実施している西広瀬小学校や愛鳥活動を継続している滝脇小学校など、自然環境に恵まれた地域にある学校では、地域の人々の協力を得ながら特色のある活動を展開しています。

また、本市では子どもの身近な問題や環境に関する学習をより効果的に進めるために、「チャレンジ&ドリーム校推進事業」などで各学校の特色ある教育活動を支援しています。学校により、実態は異なりますが、平成 25 年度ではほとんどの学校において地域講師を招いた活動が実施されています。その中で環境学習に関する人的活用の内容には、次のようなものが見られました。 [学校教育課]

地域講師を招いた活動内容例

野菜・果物作り、地域の食材を活かした調理やおやつ作り、稲作、生き物飼育学習、地域環境美化活動、花作り、伝統的日本人食作り、水質汚濁調査、竹炭作り、和紙制作、自然環境保全運動
--

④ 緑のカーテン

平成 20 年度から夏の暑さ対策としての効果や、環境教育の教材としての使用のほか、地域住民との共働による緑のカーテン育成を目的として、「緑のカーテン設置事業」を実施しています。

平成 25 年度は、緑のカーテンコンテストへの応募に向けて地域と共に取り組むことなどにより、地域との共働や環境への意識をさらに高めることができました。

今後も暑さ対策や地域とのつながりによる効果に重点をおき、事業を実施していきます。

[学校づくり推進課]

年度別緑のカーテン実施校

実施年度	実施校数
H20	小学校 6 校、中学校 3 校
H21	小学校 6 校、中学校 3 校
H22	小学校 8 校、中学校 2 校
H23	小学校 15 校、中学校 3 校
H24	小学校 24 校、中学校 7 校
H25	小学校 25 校、中学校 6 校



豊田市立若林西小学校

⑤ 校庭および中庭の芝生化

平成 20 年度から夏の暑さ対策及び環境に配慮した学校づくりを目的として市内小中学校において「学校中庭芝生化整備事業」を実施しています。芝生の管理・育成を地域と共に実施し、平成 25 年度は小原中部小学校において、名古屋グランパスエイトのコーチ陣を招き、子どもとの交流を行うことで、芝生への愛着を高めました。

今後は引き続き地域との共働による継続的な芝生の管理をめざします。

〔学校づくり推進課〕

校庭および中庭芝生化実施状況

実施年度	実施校
H20	挙母小、小清水小、高岡中
H22	藤岡南中
H23	衣丘小、稲武小
H24	浄水小、小原中部小



豊田市立小原中部小学校

(2) 環境教育への支援

① 水生生物調査

水生生物調査は、川に生息する水生生物の種類や数を調査することで、その河川の水質汚濁状況を知ることができます。活動を通して、川に親しみ、身近な自然環境を守ることの大切さを理解する機会となっています。

本市では、調査に必要な手引きやグッズ及び環境学習ボランティア派遣の支援を行っています。平成 6 年度に小学校 2 校で開始され、平成 25 年度は、小学校 17 校で 19 河川 32 地点の調査が実施されました。

〔環境政策課〕



水生生物調査の様子

平成 25 年度 水生生物調査結果

小学校名	参加児童数	調査日	調査地点		判定結果	
			河川名	地点名		
西広瀬小学校	23 人	6/11	飯野川	中橋の下	Ⅱ	ややきれいな水
中金小学校	12 人	7/10	力石川	中金小学校上流	Ⅱ	ややきれいな水
大畑小学校	9 人	7/10	西広見川	阿賀滝橋下	Ⅰ	きれいな水
			西広見川	曙橋上	Ⅰ	きれいな水
加納小学校	35 人	7/12	加納川	籠川・加納川合流地点	Ⅰ	きれいな水
			籠川	籠川東橋上流	Ⅰ	きれいな水
九久平小学校	43 人	9/4	滝川	河原橋上流A	Ⅱ	ややきれいな水
				河原橋上流B	Ⅱ	ややきれいな水
				河原橋上流C	Ⅱ	ややきれいな水
豊松小学校	9 人	7/3	仁王川	杉ノ木橋下流	Ⅱ	ややきれいな水
幸海小学校	20 人	6/24	白山川	幸海小南A	Ⅱ	ややきれいな水
				幸海小南B	Ⅰ	きれいな水
市木小学校	85 人	6/28	市木川	前田橋上流	Ⅳ	とてもきたない水
				前田橋下流	Ⅲ	きたない水
				誠橋上流	Ⅳ	とてもきたない水
				誠橋下流	Ⅲ	きたない水
萩野小学校	7 人	7/10	足助川	桑田和	Ⅰ	きれいな水
			菅生川	萩野小学校北	Ⅰ	きれいな水
明和小学校	6 人	6/4	菅生川	五反田町	Ⅰ	きれいな水
追分小学校	10 人	9/13	朝日川	追分交差点付近	Ⅱ	ややきれいな水
			巴川	籠林町白鷺橋下流	Ⅱ	ややきれいな水
大蔵小学校	8 人	6/27	久木川	大蔵町下垣内	Ⅱ	ややきれいな水
			白山川	大蔵町下田	Ⅱ	ややきれいな水
稲武小学校	13 人	6/28	名倉川	稲武小学校横	Ⅰ	きれいな水
寺部小学校	53 人	6/18	加茂川	藤塚橋下流A	Ⅳ	とてもきたない水
				藤塚橋下流B	Ⅲ	きたない水
				藤塚橋下流C	Ⅲ	きたない水
				藤塚橋上流	Ⅳ	とてもきたない水
				東山橋下流	Ⅳ	とてもきたない水
滝脇小学校	15 人	7/25	滝川	林添町東トウモ	Ⅱ	ややきれいな水
飯野小学校	87 人	6/25	飯野川	藤岡郵便局前	Ⅱ	ややきれいな水
本城小学校	11 人	9/20	田代川	鱸城橋付近	Ⅰ	きれいな水
合計	17 校	446 人	19 河川	32 地点	Ⅰ	10 地点
					Ⅱ	13 地点
					Ⅲ	4 地点
					Ⅳ	5 地点

② こどもエコクラブ

次世代を担う子どもが環境を大切にすることを意識を持ち、地域環境、地球環境に関する学習や活動を推進するため、本市では、eco-T（エコット）を事務局として「こどもエコクラブ」を支援しています。



こどもエコクラブ
キャラクター「エコマル」

「こどもエコクラブ」は、2人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成されます。平成25年度は、全国で2,020クラブが登録・活動しました。本市では、小学校を中心に7クラブ336人が登録し、自然観察、水生生物調査、ごみの調査などの活動を行いました。また、2月15日には交流発表会を開催し、クラブ活動を発表しました。



こどもエコクラブ交流発表会

〔環境政策課〕

③ 小学生向け環境学習補助教材

環境への理解を深め、環境にやさしい行動が自然に身につくよう、小学生向け環境学習補助教材「わたしたちのくらしと環境」（小学4年生向け）を作成しています。

「ごみ」「地球温暖化問題」「自然環境」のテーマについて学んだり、調べたりして、環境にやさしい暮らし方を考える機会づくりをしています。



小学生向け環境学習補助教材

〔環境政策課〕

④ 矢作川の小さな見張り番～西広瀬小学校の水質調査の取組

昭和51年7月3日、西広瀬小学校の児童たちは目の前を流れる矢作川が汚れているのに気づき、水遊びのできるきれいな川にしようと透視度による水質調査を始めました。この水質調査は、一日も休まず続けられ、平成26年3月31日には連続13,786日になりました。

この活動は、流域の住民の共感を呼び、河川愛護運動のきっかけとなるとともに、環境保全活動の一つとして全国で紹介されています。平成11年3月22日には日本水大賞の審査部会特別賞を受賞し、その後も様々な賞を受賞しています。

この活動を市民に紹介し河川愛護についての理解を深めるため、市役所ロビーに水質監視データ掲示板を設置し、西広瀬小学校の活動内容と毎日送られてくる水の透視度を掲示しています。



西広瀬小学校水質調査

〔環境政策課〕

西広瀬小学校の水質調査 受賞歴

年月	表彰名
平成11年3月	日本水大賞 審査部会特別賞
平成15年7月	「川の日」ワークショップ 準グランプリ
平成18年11月	朝日のびのび教育賞

第2節 環境行動を促す支援や仕組みづくり

施策の基本的方向

市民の環境に配慮した自発的な行動を促すための支援や、仕組みをつくりまします。

1 環境行動を促す支援

環境活動団体への支援

① 魅力と誇りある地域づくり推進事業－“わくわく事業”

わくわく事業は、地域資源（人、歴史、文化など）を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む団体を支援する地域活動支援制度です。「わたしたちの地域は、わたしたちの手でもっと住みよくおもしろく」を合言葉に、地域の皆さんで身近なまちづくり活動に取り組んでいます。

地域会議による公開審査に基づき、市長が補助事業、補助額などを決定し、団体に補助金を交付します。

平成25年度は、全体として280件（参加延べ人数16,081人）の事業が助成を受け、うち環境保全などに関する事業は124件（参加延べ人数7,070人）でした。〔地域支援課〕

② 自治区活動（まちと川を美しくする会）への支援

市内の自治区で組織する「まちと川を美しくする会」主催による環境美化活動が春と秋の年2回市内一斉に行われます。本市では、ごみの回収に必要なごみ袋や土のう袋の提供を行っています。また自治区が集めたごみを市が業者に委託して、収集運搬しています。

平成25年度は、延べ169,394人（春は88,964人、秋は80,430人）が参加し、延べ530自治区（春は277自治区、秋は253自治区）で環境美化活動が実施され、899,140kgのごみを収集運搬しました。〔地域支援課〕

③ 市民活動促進事業

「市民活動促進補助金」として、「はじめの一步」、「活動ステップアップ部門」及び「新規事業チャレンジ部門」の3部門を設け、活動の発展段階に応じた補助事業を行っています。市内で特定非営利活動促進法に掲げる分野に関する事業を行う団体または市民活動を始めようとしている団体を対象に、公開審査会において認められた団体に補助しています。

平成25年度は、補助団体総数11団体、補助金額総額732千円であり、うち環境活動関係の団体は1団体、補助金総額は100千円でした。〔地域支援課〕

平成25年度 市民活動促進補助金交付団体（うち環境活動関係団体）

団体名	助成額	活動内容
NPO法人 豊田里山塾 （はじめの一步部門）	100千円 （1年目）	里山の不思議さの紹介及び豊田市の里山の整備により、里山の大切さを認識していただく。

2 環境行動を促す仕組みづくり

(1) とよたエコライフ倶楽部の活動

とよたエコライフ倶楽部は、平成 11 年 3 月に発足した「豊田市買物袋持参運動 (エコライフ) 推進協議会」を前身とする市民団体で、平成 16 年 4 月から「とよたエコライフ倶楽部」と改名、組織変更し活動しています。

市民、事業者、行政の連携のもと、環境の保全と創造に向け各々が役割を理解し実践することにより、市民一人ひとりに環境に配慮した行動を促すとともに、より多くの市民の参加を得て持続可能な循環型社会「環境のまち・とよた」の構築に寄与することを目的としています。

役員会、運営委員会のほか、「ごみ減量部会」、「エコレンジャー部会」の 2 つの部会で構成しています。

平成 25 年度の主な事業内容は次のとおりでした。

[環境政策課]

① 出前講座

エコライフ倶楽部会員が、市民の目線で「地球にやさしい暮らし方」を伝えることを目的として出前講座を行っています。楽しみながらエコライフを実践できるようなメニューを使い、自治区や学校、交流館など様々な場所で実施しています。

平成 25 年度は、22 講座を実施しました。



出前講座の様子

② とよたエコライフ倶楽部フェスタの開催

平成 26 年 2 月 8 日、メグリア本店お祭り広場において、「とよたエコライフ倶楽部フェスタ」を開催しました。

平成 25 年度は、とよたエコポイントと商品の交換や牛乳パックとモーいちどの交換等を行いました。



フェスタの様子

(2) とよたエコポイントを活用した行動転換の促進

市民のエコライフ推進のために、CO₂削減の取組に重点を置いた新たな制度として、デジタル管理が可能な「とよたエコポイント制度」を平成 21 年 6 月 1 日から開始しています。

とよたエコポイント制度は、2005 年愛・地球博で始まった EXPO エコマネーシステムを活用したポイント制度で、電子マネー等の FeliCa (フェリカ) チップの製造番号を利用したデジタル管理による電子ポイントを発行しています。

この制度を活かして、市民の消費行動、通勤、環境学習、ボランティア活動など様々な分野での環境配慮行動の促進、市民活動そのものの活性化、異なる活動分野の横断的連携の促進を図ります。

[環境政策課]

【とよたエコポイント発行メニューの抜粋（平成 25 年度）】

- ・おいでんバス乗車（乗車 1 回につき 1 ポイント）対象：基幹バス全路線
- ・リサイクルステーションへの資源持込み（1 日につき 5 ポイント）
- ・ペットボトル回収機へのペットボトル持込み（1 本につき 0.5 ポイント）
- ・エコフルタウンやリユース工房来館（1 日につき 5 ポイント）
- ・環境学習施設 eco-T や自然観察の森来館、講座受講
（1 日 5 ポイント、受講 1 回につき 5 ポイント）
- ・低炭素社会実験ハーモナビの利用
- ・とよたエコライフ倶楽部出前講座受講（受講 1 回につき 5 ポイント）
- ・店舗での GREEN シール発行（加盟店 11 事業者 30 店舗）

平成 25 年度 とよたエコポイント発行状況（件は件数、P はポイント）

発行場所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
リサイクルステーション	件	41,057	44,126	44,644	46,135	48,961	47,431	45,956	43,584	49,772	41,552	39,933	45,776	538,927
	P	205,285	220,630	223,220	230,675	244,805	237,155	229,780	217,920	248,860	207,760	199,665	228,880	2,694,635
ペットボトル回収機	件	23,290	27,706	29,292	31,903	35,142	32,003	29,328	25,668	28,623	23,230	22,036	26,877	335,098
	P	178,860	217,019	240,758	279,221	339,579	291,879	253,560	207,024	221,252	169,958	162,339	204,643	2,766,092
eco-T	件	523	661	789	677	595	534	472	483	453	453	464	470	6,574
	P	2,700	3,411	3,945	3,385	2,975	2,670	2,355	2,419	2,265	2,270	2,320	2,465	33,180
自然観察の森	件	310	276	237	280	250	245	305	305	231	188	231	240	3,098
	P	1,610	1,415	1,240	1,415	1,250	1,230	1,555	1,565	1,205	945	1,175	1,215	15,820
エコフルタウン	件	75	97	188	244	248	238	261	287	252	178	200	231	2,499
	P	1,230	1,340	1,785	1,980	1,715	2,520	2,160	2,480	2,115	1,365	1,285	1,345	21,320
リユース工房	件	112	89	166	99	123	146	120	126	159	101	165	178	1,584
	P	1,025	895	1,180	935	1,255	1,300	1,035	945	1,195	980	1,275	1,360	13,380
おいでんバス	件	10,950	10,618	11,100	12,157	9,652	11,146	11,746	10,883	9,853	10,235	10,040	10,432	128,812
	P	10,950	10,618	11,100	12,157	9,652	11,146	11,746	10,890	9,853	10,235	10,040	10,702	129,089
低炭素社会実証 (ハーモナビ)	件	618	645	720	839	739	954	971	1,126	1,099	1,022	18	17	8,768
	P	2,165	2,173	2,384	4,601	4,011	3,126	3,255	3,975	4,032	3,712	909	2,460	36,803
イオン高橋店	件	2	6	14	7	13	11	11	14	16	12	11	10	127
	P	50	150	350	175	325	275	275	350	400	300	275	250	3,175
イオン豊田店	件	6	20	10	14	19	8	16	11	6	15	11	22	158
	P	150	500	250	350	475	200	400	300	150	375	275	550	3,975
その他 (イベント来場等)	件	622	411	467	303	551	1,074	389	100	304	10	211	321	4,763
	P	2,462	4,989	19,655	503	30,910	35,731	37,578	72,353	26,400	10,025	46,610	22,425	309,641
合計	件	77,565	84,655	87,627	92,658	96,293	93,790	89,575	82,587	90,768	76,996	73,320	84,574	1,030,408
	P	406,487	463,140	505,867	535,397	636,952	587,232	543,699	520,221	517,727	407,925	426,168	476,295	6,027,110

(3) 低炭素社会推進基金

低炭素社会実現のため、CO₂削減に係る取組の財源として「豊田市低炭素社会推進基金」を平成 22 年 3 月に創設しました。平成 25 年度は 6 事業者等から基金へ寄附をいただきました。いただいた寄附金については、今後、市民の環境配慮行動に資する取組などに活用していきます。

[環境モデル都市推進課]

寄附をいただいた事業者（平成 25 年度）

トヨタ自動車(株)、ユニー(株)、(株)ヤマナカ、イオンリテール(株)東海カンパニー、テムズ中日(株)、サンエイ(株)

夏の暑い日、家の電気の半分以上は、エアコンの使用によるものです。「クールシェア」とは、ひとり一台のエアコンの使用をやめ、涼しい場所をみんなでシェア（共有）することで節電につなげる取組です。

豊田市では、「とよたクールシェア」と称して、公共施設やクールシェアに賛同いただいた協力店の利用促進のほか、農山村などの避暑地への誘客を支援する取組を行い、広く市民にPRすることで、日中のピーク時間帯の節電を呼びかけました。



<取組期間>平成25年7月15日～9月30日

<取組内容>

広報とよた7月15日号で特集ページを掲載

「暑い夏は農山村地域で涼しく過ごそう みんなで楽しくクールシェア」をテーマに、農山村地域のおすすめクールシェアスポットやイベントを紹介しました。

クーポン付チラシを作成し、利用を促進

クールシェアに賛同し、利用者に対する特典の提供をいただいた店舗等をチラシに掲載し、利用を促しました。

クールシェア報告書の募集

市民の皆様が行ったクールシェア体験談を報告してもらいました。



〔環境政策課〕

第3節 市民に役立つ環境情報の収集と提供

施策の基本的方向

市民が環境に配慮した行動をするために必要な情報を収集し、効果的に提供します。

1 市の環境や環境施策の実施状況に関する情報提供

(1) 年次報告書の発行

市内の環境に関して、各種年次報告書を作成し、発行しています。 [環境政策課ほか]

市が発行する環境関連の年次報告書（平成 25 年度）

名称	発行年月	内容	担当課
平成 25 年版 環境報告書	H26.2	平成 24 年度の市の環境の状況、環境 施策の概要のまとめ	環境政策課
平成 25 年版 環境調査報告書	H25.11	平成 24 年度の市の調査、規制の状況、 調査測定、データ、実績報告	環境保全課
平成 25 年版 清掃事業の概要	H25.8	平成 24 年度の清掃事業の概要	ごみ減量推進課
平成 24 年度 豊田市下水道事業年報	H25.7	平成 24 年度の下水道事業の概要	経営管理課

(2) 大気環境に関する情報の公開

豊田市のホームページ「大気環境調査データ」や愛知県のホームページ「愛知県大気常時監視結果」を利用し、最新時刻における市内の微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染調査結果を提供しています。

また、愛知県から豊田区域で光化学スモッグ予報等や西三河区域で PM2.5 の注意喚起情報が発令されたときに、市のホームページで緊急情報として情報提供しています。さらに、PM2.5 の注意喚起情報が発令されたときに、電子メールでお知らせするメール配信サービスを行っています。平成 25 年度は、3 月 18 日に PM 2.5 注意喚起情報が発令されたため、登録された市民にメールを送信しました。（メール配信サービスの登録方法については、「第 5 章第 2 節 1 クローズアップ」に掲載しています。） [環境保全課]

2 環境行動を支援するための情報の収集と提供

(1) 環境イベントの情報や環境に関する情報の提供

eco-T（エコット）や自然観察の森のホームページを利用して、環境イベントの情報や環境学習に関する情報を提供しています。また、平成 23 年度に低炭素化社会の構築、身近な環境問題の気づきを啓発する目的で、4 種類の環境学習 Web サイトを構築しました。（環境学習 Web サイトについては「第 1 章第 1 節 2（2）③ 環境学習 Web サイトの運用」にも掲載しています。）

[環境政策課]

(2) 環境モデル都市プロモーションの実施

環境モデル都市の取組を幅広く「見せる化」するために、「ミライのフツーを目指そう」をキャッチフレーズとしたプロモーションを展開しました。

横浜市で開催された「Smart City Week 2013」に出展し、環境先進都市としての取組をPRしました。

この他、豊田市の取組を紹介した「ミライのフツー」コンセプトブックの発行や、パンフレットのリニューアル、ポータルサイト、フェイスブックによる情報発信サイトの開設など、様々な広報媒体を活用して、本市の取組を市内外に広く情報発信しています。

〔環境モデル都市推進課〕



「Smart City Week 2013」パネルディスカッション、展示

(3) 低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」の整備

環境モデル都市の取組を市内外へ情報発信する拠点として、平成 24 年 5 月 18 日に低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」をオープンしました。施設内では、パビリオンにおける取組紹介をはじめ、人とクルマの共存を目指す I T S 技術、無理なく・無駄なく・快適で低炭素な暮らしを提案するスマートハウス、ヒートアイランドを緩和する緑化・舗装技術などを紹介しています。

平成 26 年 3 月末の来場者数は約 8 万人、視察団体数は約 700 団体で、海外からも約 70 か国の方々にお越しいただきました。

また、平成 25 年度は、官民連携により新たに、地元産木材の需要拡大と地元農産物の地産地消や特産品をPRする「地産地消ハウス」、燃料電池自動車の普及促進のために必要な商用ステーションの実証施設である「水素ステーション」、公共交通の端末交通手段として超小型電気自動車や電動アシスト自転車等を共同利用するための貸出拠点である「スマートモビリティパーク」の3施設を整備し、平成 25 年 5 月から 6 月にかけて順次オープンをしました。

平成 26 年 4 月 26 日には、中山間地や山間地など地域に合った低炭素な暮らしを提案するスマートハウスエリアや都市の食糧生産エリアなどが新たにオープンしました。

〔環境モデル都市推進課〕

とよたエコフルタウン



(4) ごみの分け方、出し方に関する情報提供

ごみの分け方、出し方に関して、毎年広報とよた 3 月 15 日号に折り込んで全世帯に配布しています。

[ごみ減量推進課]

ごみの分け方、出し方に関する市発行物

名称	発行年月	内容	担当課
資源・ごみの分け方、出し方 (2014 年度版ごみカレンダー)	H26.3	資源・ごみの収集日と正しい分け方、出し方を示したもの	ごみ減量推進課

(5) 家庭で使わなくなった物に関する情報の提供

家庭で使わなくなった物に関する情報提供を定期的に行い、必要とする人が再使用できる仕組みを継続して実施しています。(「第 4 章第 3 節 1 再使用 (リユース) の促進」参照)

[消費生活センター]

(6) 交通情報の提供

基幹バスの利便性の向上を図るため、バスロケーションシステムを導入し、バスの位置情報などを利用者に提供しています。また、豊田市移動支援ポータルサイト「みちなびとよた」から、経路案内や公共交通情報、駐車場満空情報などを提供するとともに、歩行者移動支援情報の提供によって、交通における環境負荷の低減を図っています。

[交通政策課]

(7) 事業者向けの環境に関する情報の提供

事業者支援 Web サイト「とよた産業ナビ」において、環境に関する事業者向けの助成制度や相談などの支援情報を提供しています。

[ものづくり産業振興課]

第4節 市の環境率先行動

施策の基本的方向

市自らが環境に配慮することにより、市民の環境に配慮した行動を促進します。

1 環境マネジメントシステムによる継続的改善

平成12年11月に認証を取得し、運用を続けてきた市役所本庁舎ですが、継続的な改善が定着し、また、市内の事業者の導入促進を先導する役割を果たしたことから、平成25年8月に適用範囲から除外しました。現在、渡刈クリーンセンター及びグリーン・クリーンふじの丘において、環境マネジメントシステムISO14001の運用を継続し、環境保全及び環境改善を進めています。

平成25年度は、2つの環境目的に対し9項目の環境目標を設定し、そのうち9項目すべてを達成しました。 [清掃施設課]

2 日常業務における環境負荷の低減

(1) とよたエコアクションプラン（豊田市環境率先行動計画兼地球温暖化防止実行計画）

とよたエコアクションプランは、市役所自らが事業者・消費者として行う環境保全のための率先行動計画です。本市職員が日常業務の中で環境に配慮した行動を率先して実行することにより、環境への負荷を積極的に低減し、市民、事業者の行う環境に配慮した自主的な取組を促すことを目的としています。

この計画では、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量に関する目標を定めています。計画の目的の達成に向けて省資源、省エネルギーの推進、環境に配慮した製品の使用、廃棄物の減量とリサイクルの推進、車両の適正使用・エコドライブ及びエコカーの導入促進、公共工事、施設の維持・管理における環境配慮に取り組みます。 [環境政策課]

(2) 公共工事における環境配慮指針

① 環境配慮指針の目的

市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、創造及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものが「公共工事における環境配慮指針」です。この指針に基づき、直接又は間接的に環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）及び工法を採用するとともに、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して実施しています。

② 環境配慮指針取組実績

平成25年度実績については、491件の工事で確認したところ、全体の配慮率は93.7%となり、高い実績を達成することができました。主な配慮事項は次のとおりです。

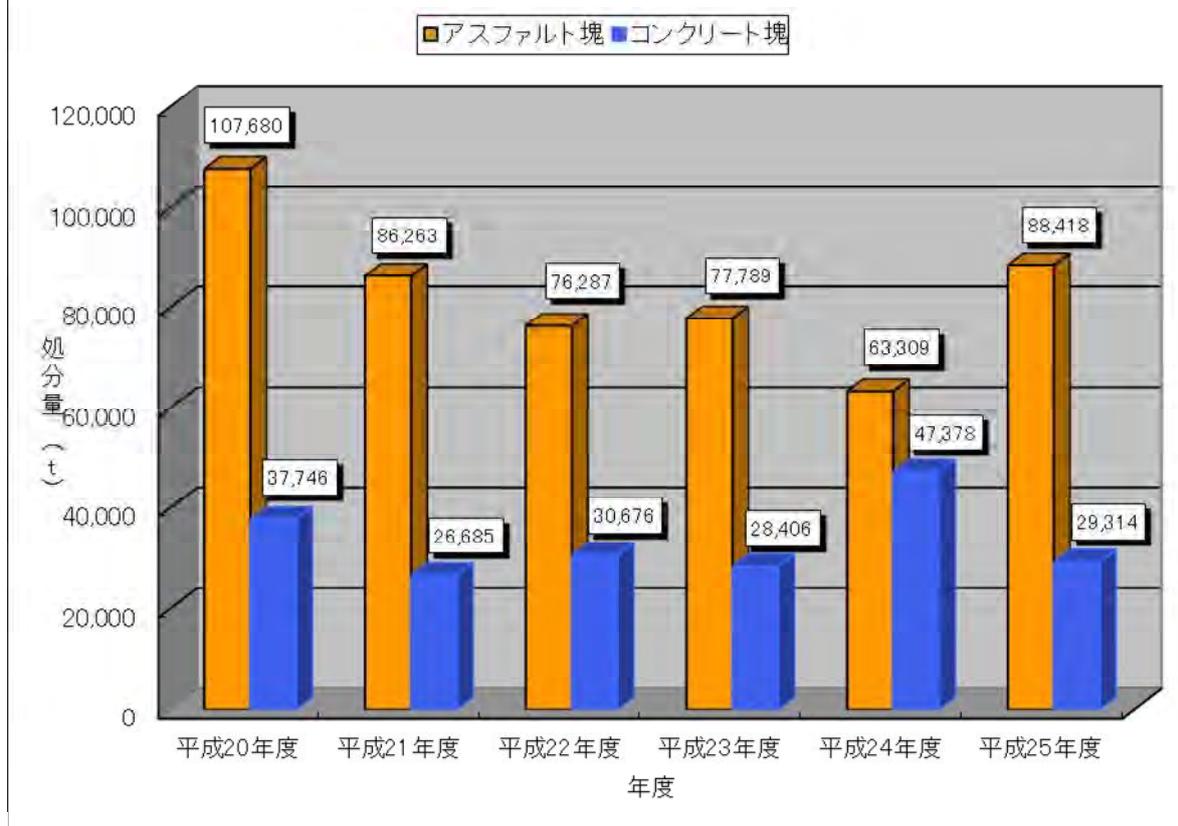
公共工事における主な配慮事項

配慮事項	具体的取組	件数
発注段階から現場 施工中の取組	「公共工事における環境配慮指針」及び設計段階チェックシートの内容を把握し、設計書に反映した。	374 件
	請負業者に対し、「公共工事における環境配慮指針」を説明し理解を得た。	433 件
	設計・施工段階における環境配慮指針チェックシートを説明した。	406 件
契約段階から現場 施工中の取組	設計・施工段階における環境配慮指針チェックシートを理解把握し、施工計画書に反映した。	374 件
	工事の際の省エネ、節水、アイドリング・ストップ等に努めた。	461 件
環境保全対策	指定機械は低騒音、低振動型機械、排出ガス対策型機械を使用した。	442 件
	騒音、振動、粉じん、悪臭等の発生防止に努めた。	411 件
	廃材搬出および材料搬入において過積載がなかった。	447 件
建設副産物対策 (適正処理)	工事施工に伴い発生する建設副産物等を適正に処理した。	398 件

③ 公共工事から発生する建設廃棄物の処理

市が発注する工事においては、再生資源利用促進実施書等の書類により廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに適正に処理されたことを確認しています。平成 25 年度のアスファルト塊、コンクリート塊の処理量は 117,732t で、再利用率は 100%でした。

建設廃材処分量年度別推移



[技術管理課]

(3) グリーン購入の実践

国による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るため、「豊田市グリーン調達方針」を作成しています。

平成25年度は、187の特定調達品目についてグリーン調達率の目標値を設定し、四半期ごとに実績を確認して目標達成に努めました。（特定調達品目ごとの実績は「資料編 別表2 グリーン調達率（平成25年度）」参照）

[契約課、環境政策課]

第2章 豊田市から取り組む地球温暖化の防止

本市では、恵み豊かな環境・資源を将来世代に確実に継承するため、温室効果ガス排出の抑制につながるような、環境にやさしい暮らしや事業活動の推進、交通システムの総合的な改善に取り組むとともに、事業者の自主的な取組の促進、森林の保全・整備、環境負荷の少ないまちづくりの推進などに取り組む、産業技術の中核を担う豊田市として、地球温暖化の防止に向けた責任ある行動を実践する都市をめざしています。

第1節 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進

施策の基本的方向

低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進し定着を図ることにより、民生部門の二酸化炭素排出量を削減します。

1 エコライフの推進

(1) とよたエコポイント制度

本市では、市民のエコライフ推進のために、2005年愛・地球博で始まった EXPO エコマネーシステムを活用した「とよたエコポイント制度」を平成21年6月1日に開始しました。CO₂削減の取組に重点を置き、市民の消費行動、通勤、環境学習、ボランティア活動など様々な分野での環境配慮行動を促進し、異なる活動分野の横断的連携の促進を図っています。(詳細を、「第1章第2節2(2)とよたエコポイントを活用した行動転換の促進」に掲載しています。)

[環境政策課]

(2) エコファミリー推進事業

① エコファミリー宣言制度の実施

平成21年度から、地球温暖化防止に取り組む家族「エコファミリー」の募集を開始しました。これは、太陽光発電システムや家庭用燃料電池などの新たな環境技術を取り入れたり、日頃の環境配慮行動に取り組んだりする家族に「エコファミリー宣言」をしてもらい、市が認定するものです。全国的な傾向と同様に増加の一途にある民生家庭部門からのCO₂排出量の削減を促進するため、「1人年間365kg」のCO₂削減をめざし、家族そろって楽しみながらエコライフに取り組む家族を市内全世帯へと広げる事をねらいとしています。



平成25年度末現在で、エコファミリー認定世帯は34,912世帯です。

② 省エネナビの活用によるCO₂の見える化の促進

省エネナビとは、家庭の電気使用量や電気料金相当額をリアルタイムで表示し、電気使用量が設定した省エネ目標を超えると自動的にお知らせする機能を備えた機器です。平成21年度から環境学習施設eco-T(エコット)に省エネナビを配置し、希望者への貸出を実施しています。平成25年度末までに29件の貸出を行いました。



省エネナビ

③ CO₂削減行動リストの発行

平成 21 年 12 月に作成した「CO₂削減行動リスト」を平成 25 年 3 月にリニューアルし、環境政策課や eco-T、ホームページ等で配布しています。

[環境政策課]



CO₂削減行動リスト

2 住宅等の省エネルギー化の促進

(1) 家庭用燃料電池システムの導入支援

家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置に対する補助制度を平成 22 年 4 月から行っています。エコファミリー支援補助制度の一環として、新しい環境技術の普及拡大と家庭生活の低炭素化に寄与することを目的としています。

平成 25 年度の補助件数は 111 件、補助合計額は 9,861 千円でした。これによる CO₂ の削減量[※]は 166.5t-CO₂/年と算定しており、これは約 33 世帯が 1 年間に排出する CO₂ 量に相当します。※CO₂削減量：東邦ガス資料より 1.5t-CO₂/年

※世帯当たり CO₂排出量：温室効果ガスインベントリオフィスより 5,060kg-CO₂/年 [環境政策課]

家庭用燃料電池システム設置に対する補助実績

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	累計
補助件数 (件)	21	81	60	111	273
補助合計額 (千円)	3,089	10,381	6,223	9,861	29,554

【平成 25 年度家庭用燃料電池システム設置に対する補助の概要】

- ・対象者：自ら居住する市内の住宅に燃料電池システムを設置する方
- ・補助額：設置に要する費用の 5%（上限 10 万円）

(2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の導入支援

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の導入に対する補助制度を平成 24 年 6 月から開始しました。エコファミリー支援補助制度の一環として、新しい環境技術の普及拡大と家庭生活の低炭素化に寄与することを目的としています。

平成 25 年度の補助件数は 281 件、補助合計額は 11,708 千円でした。これによる CO₂ の削減量[※]は 148.1t-CO₂/年と算定しており、これは約 48 世帯が 1 年間に排出する CO₂ 量に相当します。※CO₂削減量：環境省資料より 0.527t-CO₂/年

※世帯当たり CO₂排出量：温室効果ガスインベントリオフィスより 5,270kg-CO₂/年 [環境政策課]

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）設置に対する補助実績

年度	H24 年度	H25 年度	累計
補助件数 (件)	201	281	482
補助合計額 (千円)	7,613	11,708	19,321

【平成 25 年度家庭用エネルギー管理システム設置に対する補助の概要】

- ・対象者：自ら居住する市内の住宅に家庭用エネルギー管理システムを設置する方
- ・補助額：設置に要する費用の 1/4（上限 5 万円）

（3）家庭用リチウムイオン蓄電池システムの導入支援

家庭用リチウムイオン蓄電池システムの導入に対する補助制度を平成 25 年 4 月から開始しました。エコファミリー支援補助制度の一環として、新しい環境技術の普及拡大と家庭生活の低炭素化に寄与することを目的としています。

平成 25 年度の補助件数は 81 件、補助合計額は 8,027 千円でした。〔環境政策課〕

【平成 25 年度家庭用エネルギー管理システム設置に対する補助の概要】

- ・対象者：自ら居住する市内の住宅に家庭用リチウムイオン蓄電池システムを設置する方
- ・補助額：設置に要する費用の 5%（上限 15 万円）

（4）自治区向け省エネ型（LED）防犯灯補助

夜間の公衆用道路等における犯罪防止を図るため、自治区が設置する防犯灯について、一定額を助成しています。平成 21 年度からは、省エネ型防犯灯の新設、移設、更新に対し、助成を行っています。省エネ型防犯灯の設置を促進することで CO₂ を削減し、地球温暖化防止に寄与することが期待されています。

平成 25 年度の補助灯数・補助額合計は、新設 549 灯 18,102 千円、移設 13 灯 405 千円、更新 898 灯 28,440 千円でした。〔地域支援課〕

（5）公共施設の省エネルギー化の促進

① 公共建築物の延命化

公共建築物の改修、修繕等を計画的に実施することにより、近年の公共施設平均使用年数約 27 年を、一律 57 年以上に延命化する取組を平成 20 年度から開始しています。平成 25 年度は、41 施設において延命措置修繕工事を実施しました。〔財産管理課〕

② 電力デマンド監視システムの導入による省エネルギーの推進

東日本大震災を契機に、依然として全国的に節電の取組が継続されています。特に需要が集中するピーク時の節電が重要なため、市役所はピーク時の節電に率先して取り組むとともに、市民や企業への啓発を推進しています。平成 23 年度から、効果的に節電に取り組むために、電力の使用状況を見える化できる「電力デマンド監視システム」を導入し、平成 25 年度末には合計 141 施設で使用しています。平成 25 年度は、平成 22 年度と比較が可能な 137 施設において、年間の電力使用量を 2,695,042kWh、年間の契約電力を 964kW 削減することができました。

〔環境政策課〕

③ 交流館エコ改修事業（猿投台交流館・益富交流館）

平成 23 年度に、交流館の「エコ改修」を行いました。エコ改修では、太陽光発電システムの設置や LED 照明・高効率蛍光灯の導入、窓の二重ガラス化、遮熱シートや遮熱性塗料の施工といった環境配慮技術と消費電力を見える化するスマートメーターを導入しました。また、合わせて環境啓発講座を行い、地域にエコライフを広げる人材の育成にも取り組んでいます。

〔生涯学習課、環境政策課〕

（6）学校の省エネルギー化の促進

① 環境を配慮した学校施設づくり推進事業

平成 20 年度から校舎の夏季の暑さ対策として、校舎屋上に、遮熱塗料の塗布や断熱材の施工、遮熱・遮へいを目的とした庇・ライトシェルフの設置等を進めています。平成 25 年度は、改修工事を小学校で 4 件、中学校で 3 件施工しました。

〔学校づくり推進課〕

② 環境配慮型公共施設の改修（エコスクール整備促進（土橋小学校））

土橋小学校は、平成 20 年に環境省補助事業である「学校エコ改修と環境教育事業」のモデル校に指定されました。この事業では、地域の一番身近な施設である学校を、環境に配慮した技術を用いて改修し、そのプロセスを通じて環境配慮のライフスタイルの教育を行います。

平成 24 年度に計 6 回実施された「環境教育研究会^{※1}」を通じて、学年ごとに環境教育プログラムの年間指導計画を策定し、平成 25 年度にエコガイド^{※2}による校舎案内等の研究発表会を実施しました。

〔学校づくり推進課〕

※1 環境教育研究会とは、土橋小学校エコ改修事業を契機として結成した、同校の教職員が参加する環境教育プログラムの検討組織。

アドバイザー：東海大学人間環境学科特任教授の小澤氏ほか

※2 6 年間の学びを通じ、自分の言葉で学校の案内・紹介ができ、環境に配慮した望ましい働きかけができる力をもった土橋小の目指す子どもの姿。



環境学習の様子

3 新エネルギーの導入促進

（1）公共施設への自然エネルギーの率先導入

自然エネルギーは、CO₂などの温室効果ガスを排出しない、クリーンなエネルギーです。地球環境保全の観点から、積極的な導入が求められています。

本市では、自然エネルギーを公共施設に率先的に導入することにより、産業分野等への導入促進、普及に貢献していくとともに、市民に地球温暖化防止対策の必要性を啓発し、自然エネルギーの一般家庭への普及を図っています。平成 25 年度末における公共施設への自然エネルギーの導入状況は以下のとおりです。

〔環境政策課〕

公共施設における太陽光発電システム設置状況

設置年月	施設名	総出力 (kW)
H12. 2	西部コミュニティセンター	10.0
H13. 7	豊田スタジアム	40.0
H14. 1	竜神交流館	10.0
H14. 3	美山幼稚園 (H1 民間移管)	10.0
H14.12	運動公園体育館	10.0
H16. 3	伊保小学校	10.0
H16.12	鞍ヶ池公園	3.0
H17. 3	岩倉小学校	10.0
H17.11	朝日丘交流館	10.0
H17.11	美里交流館	10.0
H18. 3	挙母小学校	10.0
H18. 4	グリーン・クリーンふじの丘	30.0
H18.11	前山小学校	10.0
H18.12	eco-T(エコット)	8.0
H19. 4	西部体育館	20.0
H19. 9	井上公園水泳場	10.0
H20. 1	美山小学校	10.0
H22. 3	緑のリサイクルセンター	4.8
H22. 3	自然観察の森ネイチャーセンター	4.8
H22. 3	上水運用センター	4.0
H22. 3	PHV 太陽光充電施設 (11 か所 21 基)	各 1.9
H22. 8	高岡中学校	20.0
H22. 8	上郷中学校	20.0
H22. 8	末野原中学校	20.0
H22. 8	猿投中学校	20.0
H22. 8	小原中学校	20.0
H22.12	藤岡南中学校	70.0
H23. 1	豊田市武道館・サブホール	40.0
H23. 2	大沼小学校	30.0
H23. 3	豊田市福祉センター	25.0
H24. 3	土橋小学校	10.0
H24. 3	猿投台交流館	9.66
H24. 3	益富交流館	10.08
H24.11	豊田市役所東庁舎	20.0
H25. 3	野見小学校	20.0
H26. 1	浄水北小学校	90.0
	合計 (kW)	699.24
	CO ₂ 削減効果(t/年)	367.94



藤岡南中学校の太陽光発電

【CO₂削減効果（削減量）の算定方法】

(総出力) × (年間予想発電量) × (二酸化炭素排出係数) ÷ 1,000 [単位: t-CO₂/年]

■使用データ

項目	数値	根拠
年間予想発電量	1,122kWh/年/kW [※]	太陽光発電システム手引書 (一般社団法人太陽光発電協会)
二酸化炭素排出係数	0.373kg-CO ₂ /kWh	電気事業者別のCO ₂ 排出係数

※太陽光発電システム手引書「各地の年間予想発電量と年平均日射量」から、「名古屋」のデータを使用。

公共施設における太陽熱利用設備設置状況

設置年月	施設名	導入システム
S54	養護老人ホーム若草苑	ソーラーシステム
H 6. 4	豊田養護学校	太陽熱温水器
H 8. 4	消防署藤岡小原分署	太陽熱温水器
H19.11	保見交流館	空気集熱式パッシブソーラーシステム

公共施設における風力発電設備設置状況

設置年月	施設名	規模
H11. 1	東広瀬小学校	0.25kW×1基
H17. 3	岩倉小学校	0.45kW×1基
H17. 3	鞍ヶ池公園	0.03kW×2基
H18.12	eco-T(エコット)	0.45kW×3基
		0.34kW×1基
		0.76kW×1基
		0.03kW×1基
H21. 6	上水運用センター	1.06kW×1基
H22. 3	緑のリサイクルセンター	1.00kW×3基
H24. 3	土橋小学校	4.00kW×1基



eco-Tの風力発電設備

(2) 面ノ木風力発電所－風力発電施設の導入

稲武町地内の面ノ木風力発電所は、クリーンで枯渇しない風力エネルギーを利用しています。平成17年2月から運転を開始しました。

平成25年度(平成25年3月～平成26年2月)においては、2,298,024kWhを売電しました。これは、市内の一般家庭約638世帯が1年間に使用する電力量に相当します。また、これによるCO₂の削減量は868.7t-CO₂です。 [稲武支所]

面ノ木風力発電所の設備概要

定格出力	1,800kW (600kW×3基)
風車の直径	44m
風車の高さ	68m (羽根先端までの高さ)
発電開始風速	2.5m/秒
定格出力風速	12.5m/秒
風車機種	ドイツ・エネルギー社製



面ノ木風力発電所

(3) 渡刈クリーンセンターにおけるごみの焼却熱による発電

渡刈クリーンセンターでは、ごみの焼却熱を最大 6,800kW の発電設備によって電力に変え、隣接する環境学習施設 eco-T（エコット）などの使用電力を賄うとともに、余剰電力を売電しています。平成 25 年度における発電量は 46,970,820 kWh で、これは CO₂ 削減量 24,237t-CO₂ に相当します。また、このうち 22,968,301kWh は電力会社に売電しました。

※CO₂ 削減量：H25 実排出係数（中部電力より）0.000516t-CO₂/年 [清掃施設課]

渡刈クリーンセンター発電施設 設置状況

設置年月	施設名	発電出力	H25 発電量	H25 売電量
H19. 4	渡刈クリーンセンター	6,800kW	46,970,820kWh	22,968,301kWh

(4) 植物性廃食用油バイオディーゼル燃料化事業

ごみ減量による環境保全活動の一環として、植物性廃食用油（使用済み天ぷら油）をリサイクルステーションで回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）としてごみ収集車両 1 台に活用しています。平成 25 年度実績は次表のとおりです。CO₂ 排出量の削減に向けて家庭から排出される植物性廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として活用する事業を進めています。

[ごみ減量推進課]

平成 25 年度植物性廃食用油回収及びバイオディーゼル燃料使用実績

リサイクルステーション (6 か所)	広路町、御幸本町、土橋町、渡刈町、高町、大林町
廃食用油回収量	9,584ℓ
精製した BDF 燃料	8,626ℓ
回収上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ BDF に不適な天かすやラードの混ざった廃食用油が出される ・ 廃食用油ではない酢やドレッシングが出される
BDF 使用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料に BDF を使用すると、メーカーの車両保証がなくなる ・ 燃料噴射装置等の故障が心配されるため、燃料フィルターの早期交換等の点検体制を充実する必要がある ・ 軽油引取税の関係で軽油との混合使用ができないため、多量の BDF を保管管理しなければならない ・ 排気ガスが天ぷら油のような臭いがする ・ 登り坂や重量が多い時は、軽油使用時と比較して力が落ちる
 (BDF を使用した ごみ収集車)	

(5) 太陽光発電システムの導入支援（住宅用）

太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助制度を平成 12 年 4 月から行っています。平成 22 年度からは、エコファミリー支援補助制度の一環として、新しい環境技術の普及拡大と家庭生活の低炭素化に寄与することを目的に補助を行いました。

平成 25 年度の補助件数は 1,386 件、補助額合計は 128,304 千円、設置された太陽光発電システムの総出力は 6,293.33kW でした。これによる CO₂ の削減量は 2,633.8t - CO₂/年と算定しており、これは約 500 世帯が 1 年間に排出する CO₂ 量に相当します。 [環境政策課]

第2章 第1節 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進

住宅用太陽光発電システム設置に対する補助実績

年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
補助件数 (件)	90	132	248	288	256	357	396
補助額合計 (千円)	28,249	38,522	77,813	90,413	80,154	110,441	115,626
総出力 (kW)	311.95	417.50	908.18	1,078.12	923.77	1,282.55	1,444.88

年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
補助件数 (件)	318	613	871	1,083	1,322	1,376	1,386
補助額合計 (千円)	89,891	178,624	166,585	116,305	145,607	153,796	128,304
総出力 (kW)	1,081.95	2,204.25	3,351.13	4,444.86	5,822.51	6,299.52	6,293.33

年度	累計
補助件数 (件)	8,736
補助額合計 (千円)	1,520,330
総出力 (kW)	3,586,450

【平成 25 年度住宅用太陽光発電システム設置に対する補助の概要】

- ・対象者：自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置する方
- ・補助額：1kW あたり 2.5 万円（上限 10 万円）

第2節 交通システムの総合的な改善

施策の基本的方向

環境にやさしい自動車利用を推進するとともに、公共交通など自動車以外の交通手段への転換を図りながら、低炭素型の都市構造を形成し、運輸部門からの二酸化炭素排出量を削減します。

1 公共交通の整備と利用促進

(1) 公共交通ネットワークの構築

① 鉄道高架化事業の推進（若林駅付近）

鉄道による地区分断や踏切を起因とする交通渋滞・事故等を解消することにより、一体的な市街地を形成して安全で快適な住環境を創出するため、鉄道高架化を推進します。また、鉄道の利便性を向上させ、都市構造の基軸となる公共交通ネットワークの強化を図っていきます。

名鉄三河線若林駅付近では連続立体交差事業としての都市計画決定に向けて、現在、鉄道高架化に向けた関係機関との調整を行っており、計画策定に向けた取組を進めています。

[都市計画課]

② 鉄道複線化事業の推進（名鉄三河線）

名鉄三河線は交通まちづくりを展開する重要な軸として位置付けており、鉄道事業者による平面複線化を促進するため、鉄道事業者への支援や関連する駅周辺整備を推進します。

名鉄三河線の複線化によって鉄道機能の強化や利便性の向上が図られることで、名古屋圏との連携強化や中核都市にふさわしい公共交通サービスが確保され、持続可能な都市をめざします。

[都市計画課]

③ 乗合バス路線維持対策費補助事業

乗合バス路線の維持存続、乗合バス路線の延伸・増便に要する経費の一部を補助することにより、公共交通の利用促進を図っています。

[交通政策課]

平成25年度 乗合バス路線維持対策費補助対象路線一覧

事業者名	系統名	起点～終点	補助開始年月	運行期間	補助額(千円)	年間利用者数(人)
名鉄バス(株)	豊田西市内線	豊田市～聖心寮前	H17.10	H24.10～H25.9	2,945	23,337
	岡崎市内線	福岡町～大樹寺～三河上郷駅			3,330	12,227
	豊田・渋谷線	豊田市～渋谷町1丁目～自然観察の森	H18.11		11,088	166,944
	矢並線(増便)	豊田市～矢並公民館前～足助	H19.6		14,024	53,866
	大沼線(北高)	東岡崎～岡崎北高前～大沼	H20.4		8,354	48,377
	大沼線(大樹寺)	東岡崎～大樹寺～大沼			478	8,510
	岡崎・足助線	東岡崎～大樹寺～足助	H21.10～H22.9, H24.10～		3,679	115,099

第2章 第2節 交通システムの総合的な改善

④ 基幹バス推進事業

公共交通基本計画に基づき、利便性の高い公共交通ネットワークを確保するため、人の動きに応じた基幹バス路線の構築及び維持管理を行っています。 [交通政策課]

平成 25 年度 基幹バス運行費負担金一覧（運行期間：H25. 4～H26. 3）

バス路線		運行経費 (千円)	収入等 (千円)	市実負担額 (千円)	年間 利用者数 (人)
とよたおいでんバス	旭・豊田線	78,639	64,961	13,678	83,247
	豊田・渋谷線	32,282	21,193	11,089	167,833
	保見・豊田線	71,788	51,930	19,858	325,072
	小原・豊田線	89,902	69,589	20,313	181,725
	藤岡・豊田線 (西中山経由)	40,704	31,032	9,672	120,010
	豊田東環状線	183,079	84,505	98,574	436,735
	藤岡・豊田線 (加納経由)	39,404	25,099	14,305	99,490
	下山・豊田線	56,555	49,150	7,405	145,911
	中心市街地玄 関口バス	12,822	5,516	7,306	63,863
	土橋・トヨタ記 念病院線	80,141	35,349	44,792	236,328
	さなげ・足助線	87,936	66,387	21,549	193,885
	稲武・足助線	55,705	11,522	44,183	40,100
	旭・足助線	19,368	2,386	16,982	16,137
	上郷・若林線	12,911	1,335	11,576	7,508
	合計	861,236	519,954	341,282	2,117,844

⑤ 地域バス運行支援事業

日常生活に必要な地域内の交通サービスを継続的に提供し、市民が安全に安心して使える生活交通を確保していきます。 [交通政策課]

平成 25 年度 地域バス運行費負担金一覧（運行期間：H25. 4～H26. 3）

路線	運行経費 (千円)	収入等 (千円)	市実負担額 (千円)	年間利用者数 (人)
高岡ふれあいバス	79,634	33,193	46,441	160,313
松平ともえ号	12,179	1,022	11,157	18,476
水源東バス	3,435	158	3,277	1,686
保見地域バス	3,428	186	3,242	2,001
つくばねバス	5,038	117	4,921	984
鞍ヶ池バス				258
福祉バス(ささゆりコース)	4,246	179	4067	710
福祉バス(石野交流館コース)				886
福祉バス(若園コース)	4,437	133	4,304	1,375
福祉バス(高嶺交流コース)				60
上郷地域バス(にこにこバス)	3,119	206	2,913	1,387
稲武地域バス(どんぐりバス)	39,901	4,706	35,195	10,751
旭地域バス	10,273	1,133	9,140	6,521
足助地域バス(あいまーる)	7,615	1,409	6,206	7,786
下山地域バス(しもやまバス)	21,630	1,008	20,622	5,955
藤岡地域バス(ふじバス)	45,250	23,628	21,622	39,223
小原地域バス(おぼら桜バス)	18,644	1,432	17,212	6,138
合計	258,829	68,510	190,319	264,510

⑥ 公共交通利用促進事業

平成 25 年度は、シティプロモーション事業と連携し、バスの乗車体験（とよたまちなか博覧会）・公共交通で行ける観光名所のフォトコンテストを実施しました。 [交通政策課]

2 環境に配慮した自動車使用の促進

(1) エコカーの購入支援制度

① エコカーの購入支援制度（市民向け）

市民のエコカー購入に対する補助制度を全国自治体に先がけて平成 10 年 4 月から行っています。平成 22 年度からは、エコファミリー支援補助制度の一環として、新しい環境技術の普及拡大と家庭生活の低炭素化に寄与することを目的に次世代自動車の購入に対する補助を行っています。

平成 25 年度の補助件数は 122 件、補助合計額は 21,939 千円でした。これによる CO₂ の削減量は 130.7t-CO₂/年と算定しており、約 25 世帯が 1 年間に排出する CO₂ に相当します。

[環境政策課]

エコカー購入に対する補助（市民向け）実績

年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度
補助件数（台）	187	89	61	170	137	321	595
補助合計額（千円）	20,645	9,577	6,691	19,846	16,052	37,245	68,628

年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補助件数（台）	537	469	458	489	2,499	2,977	3,349
補助合計額（千円）	62,645	54,032	54,348	58,065	271,966	295,352	327,493

年度	H24 年度	H25 年度	累計
補助件数（台）	171	122	12,601
補助合計額（千円）	32,177	21,939	1,356,701

【平成 25 年度次世代自動車購入に対する補助（市民向け）の概要】

・対象車：プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）
・対象：新車登録した次世代自動車を自ら使用する目的で購入し、新車登録をする 1 年以上前から市内に在住している個人
・補助額：車両本体等価格の 5%（上限 15 万円）＋充電設備上乗せ補助（上限 5 万円）

② エコカーの購入支援制度（事業者向け）

市民（個人）向けの制度として行ってきたエコカーの購入支援制度を、事業者に対しても補助を行うことで、消費喚起運動を支援し、景気対策と環境対策を効果的に実現することをめざし、補助制度を創設しました。

平成 25 年度は、10 事業所 10 台に対して補助金が交付されました。景気が低迷する中においても積極的な環境対策を行う事業者に支援を行うことができました。〔環境政策課〕

【平成 25 年度次世代車普及促進事業補助制度（事業者向け）の概要】

・対象車：プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）
・対象：市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置き、事業の活動実態がある法人
・補助額：車両本体等価格の 5%（上限 15 万円）＋充電設備上乗せ補助（上限 5 万円）、1 事業者につき 5 台まで

（2） 公用車へのエコカーの率先導入

本市では、エコカーを公用車として率先して導入しています。平成 25 年度末におけるエコカー保有台数は次表のとおりです。引き続き、公用車のエコカー化を進めていくとともに、エコカーに転換できない車両についてもできるだけ環境に配慮したものを導入していきます。



〔総務部庶務課、交通政策課〕 プラグインハイブリッド車（PHV）

公用車へのエコカー導入状況

区分	H25 年度末保有数
プラグインハイブリッド自動車	33 台
ハイブリッド自動車	68 台
天然ガス自動車	8 台
電気自動車	2 台
低燃費かつ低排出ガス認定車（上記 4 種を除く）	
3 ナンバー及び 5 ナンバー	
☆☆☆☆かつ 27 年度燃費基準以上	15 台
4 ナンバー	
☆☆☆☆達成車	21 台
合 計	147 台 (18.1%)

※ ☆☆☆☆：低排出ガス車認定 75%低減レベル（平成 17 年基準値）

※ 外郭団体等への貸出車両を除く

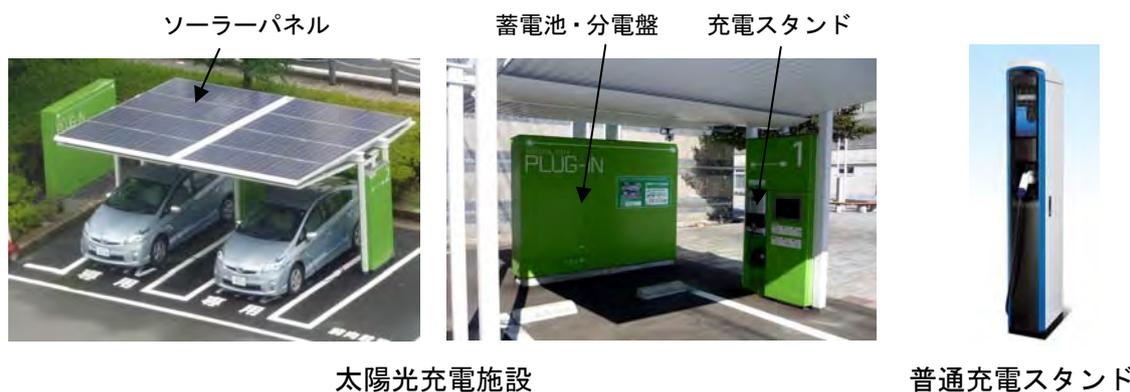
※ 合計欄（ ）内は全保有車両に占める割合。平成 25 年度末の保有車両は 810 台。特殊車両も含む。

(3) PHVの普及啓発事業

本市では、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車（PHV））と充電施設の一体的な普及促進により、CO₂排出量の削減をめざしています。

平成 21 年度に設置した 11 か所、21 基の太陽光充電施設に加え、平成 22 年度は 5 か所、5 基の普通充電スタンドを公共施設に設置し、市内 10 キロ四方に 1 か所の施設整備が完了しました。平成 23 年度は 5 か所、5 基の普通充電スタンドを愛知環状鉄道の駅前駐車場に設置しました。また、20 台のプラグインハイブリッド車（PHV）をリースし、公用車として本庁及び支所で積極的に利用しました。

[交通政策課]



(4) エコドライブ推進事業

エコドライブ車載器により収集された走行速度や燃費、加速度等のプローブデータを活用し、交通安全や道路の円滑化に活用するための情報提供（ヒヤリハットマップ、CO₂排出量マップ等）について、豊田都市交通研究所と連携して検討を行っています。

[交通政策課]

(5) モビリティマネジメント（エコ通勤等）の実施

通勤時における自動車、公共交通、自転車や徒歩などの手段をかしこく使い分け、実践するために、市内の交通事業者、豊田商工会議所、豊田都市交通研究所など 34 社で構成する「エコ交通をすすめる会」を開催しています。また、Web サイト、冊子等で市民にエコ通勤を広く PR しました。

[交通政策課]

(6) 人が主体の都心づくり社会実験

① 人が主体の都心交通の検討

人が主体の都心づくりを実現するために、自動車交通の流入や通過交通を適切に誘導し、公共交通、エコモビリティや徒歩が主体で、誰もが安全で快適に移動できる交通システムの整備や人とクルマが共存した魅力的な回遊・滞留空間の導入に向けた検討を進めています。



[交通政策課] パーソナルモビリティの運用実証 (H23)

② パーソナルモビリティの運用実証

人が主体の都心づくりを実現するために、パーソナルモビリティ導入による新しいライフスタイルの可能性を検討し、低炭素社会モデル地区（エコフルタウン）や、中心市街地等での公道走行、新しい道路の使い方、次世代モビリティの導入に向けた検討を進めています。

[交通政策課]

クローズアップ

都市交通システム Ha : mo（ハーモ）の運用実証

豊田市は、「次世代エネルギー社会システム実証事業」として、民間企業（トヨタ自動車、ヤマハ発動機）との共働による、新しい都市交通システム「Ha:mo」の運用実証を平成 25 年 10 月より開始し、平成 26 年度末まで行います。

Ha:mo とは、スマートフォンによるエコなルート案内サービスと、超小型電気自動車「COMS(コムス)・i-ROAD(アイ・ロード)」及び電動アシスト自転車「PAS(パス)」の共同利用システム「Ha:mo RIDE(ハーモ・ライド)」を組み合わせることで、公共交通と連携した端末交通の充実や都心・鉄道駅周辺の新たな移動手段の有効性を検証する取組です。

これにより、都市の回遊性の向上及び低炭素な交通社会の実現を目指します。

※Harmonious Mobility Network 「人と、街と、調和するモビリティ」



[交通政策課]

3 体系的な道路ネットワークの整備

(1) 主要幹線道路（内外環状線・放射道路）の整備

多様なルートの選択肢を提供し、円滑かつ安全に自動車が走行できる幹線道路ネットワークの整備を推進しています。特に、市街地への通過交通を迂回させるための内外環状線、市域の一体性を確保し交流連携の推進を図るための放射道路の整備を推進しています。

[建設企画課、幹線道路推進課、街路課]

(2) スマート I C の活用

市内のインターチェンジ 6 か所に加え、既存インターチェンジの中間部に位置する東海環状自動車道鞍ヶ池 PA に設置したスマートインターチェンジは、ETC 車載器をつけた全車種（車長 12m まで）を対象に 24 時間運用しています。市内への多様なアクセスルートを選択を可能とし、目的地へのアクセス時間短縮や市内の渋滞緩和により CO₂ の削減を図ります。

[幹線道路推進課]



スマート I C 位置図

(3) ITS（高度道路交通システム）の維持管理

本市では、ITS*（高度道路交通システム）を積極的に活用した交通まちづくりを推進しています。バスロケーションシステムによる公共交通の利便性向上のほか、交通情報案内板により、中心市街地における駐車場対策や幹線道路の渋滞緩和等を図っています。

[交通政策課]

※ ITS：最先端の情報通信技術により、人・道路・車両を一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率、快適性の飛躍的な向上及び環境保全への寄与を図る道路交通システム

4 交通手段の転換

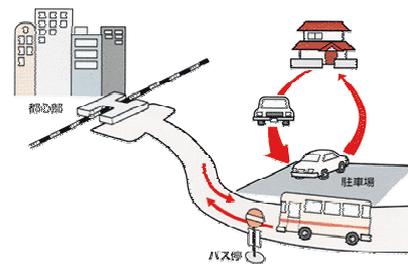
(1) P & R 駐車場の整備（P & B R 駐車場の確保）

公共交通を利用して渋滞削減や環境にやさしい交通を実現させるため、P & R（パークアンドライド*）駐車場、P & BR（パークアンドバスライド）駐車場を整備しています。

平成 25 年度までに市が整備し、管理している P & R 駐車場は次表のとおりです。また、P & BR 駐車場としては、藤岡、下山、小原、稲武の各支所、永太郎バス停（小原地区）及び小渡バス停（旭地区）を整備しています。

[交通政策課]

パークアンドライド：鉄道駅周辺や主要バス停周辺に駐車場を設け、自家用車から鉄道・バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方法



パークアンドバスライドのイメージ

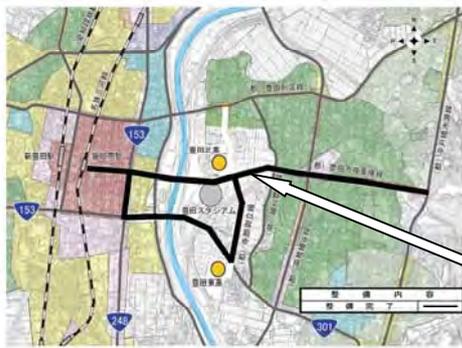
平成 25 年度 P & R 駐車場（市管理）一覧

駐車場名	四郷駅前 駐車場	末野原駅前 駐車場	貝津駅前 駐車場	保見駅前 駐車場	八草駅前 駐車場
駐車容量	162 台	147 台	44 台	58 台	170 台

※平成 24 年 4 月 1 日より 5 駐車場全て有料化（指定管理）

（2）歩行、自転車環境整備の推進と自転車利用への転換

安全で快適な自転車通行空間の整備等により、自転車を利用しやすい環境づくりを推進し、移動手段として自転車の活用を促進します。平成 19 年度に「自転車通行環境整備モデル地区」の指定を受けた「豊田市停車場線沿線地区」の指定路線（国、県、市道）の整備が完了しました。
〔交通政策課、建設企画課、土木課〕



モデル地区事業案内図



整備された自転車道（（都）豊田市停車場線）

5 環境負荷の少ないまちづくりの推進

一体的な市街地の形成

都市活動の中で消費するエネルギーの無駄を省き、低炭素型の都市構造としていくため、地域ごとの特性に応じて都市機能や生活機能を集積又は維持集約する「拠点」と「核」を設定するとともに、交通結節機能の強化、まちなか居住の誘導など、都市機能の複合化・高度化を高め、一体的な市街地の形成を推進しています。

① 豊田浄水特定土地区画整理事業

名鉄豊田線浄水駅周辺において、駅の利便性をいかした市街地の形成を図るため土地区画整理事業を推進しています。

平成 5 年度に土地区画整理事業が開始され、平成 20 年 1 月には地区内に豊田厚生病院が開院するなどまちづくりが進み、平成 25 年度末現在 85.6%の事業進捗率となっています。

〔区画整理 2 課〕



浄水駅周辺整備イメージ

② 豊田土橋土地区画整理事業

豊田土橋土地区画整理事業は、地区北部は木造家屋の密集した地域であり、南部は宅地のスプロール化が進行しているため、都市基盤を整備し、名鉄三河線土橋駅を中心とした市南西部の拠点地域核として良好な市街地を形成するためのものです。平成 25 年度末現在 61.8%の事業進捗率となっています。〔区画整理 1 課〕



土橋地区の整備イメージ

③ 豊田寺部土地区画整理事業

豊田寺部土地区画整理事業は、一体的な市街地形成を担う地区として、都心（センターコア）の東側外縁部において「居住誘導拠点」に位置付け、計画的な市街地の整備を進め、快適で良好な居住環境の実現を図るものです。平成 25 年度末現在 15.3%の事業進捗率となっています。〔区画整理 1 課〕



寺部地区の整備イメージ

④ 豊田花園土地区画整理事業

豊田花園土地区画整理事業は、集約型の都市づくりを担う地区として、名鉄三河線三河八橋駅を中心とした「居住誘導拠点」に位置付け、計画的な市街地の整備を進め、快適で良好な居住環境の実現を図るものです。平成 25 年度末現在 1.6%の事業進捗率となっています。〔区画整理 1 課〕



⑤ 若林駅周辺新市街地整備事業、四郷駅周辺新市街地整備事業

本市では、豊かな自然を保全しながら、選択と集中により鉄道駅を中心とした都市拠点への生活機能の集積を図る都市構造の実現に向けて、名鉄三河線若林駅周辺や愛知環状鉄道四郷駅周辺において、良好な住宅地を供給するため、土地区画整理事業など新市街地整備事業の計画策定への取組を進めています。

少子高齢化の進行を見据え、市民が質の高い生活を送り続けられるよう、鉄道駅周辺において、環境負荷の低減を図りつつ、効率的かつ持続可能な都市づくりをめざしています。

〔区画整理 1 課、区画整理 2 課〕

⑥ 豊田市駅前通り北地区市街地再開発事業

豊田市駅前通り北地区市街地再開発事業は、商業・業務・都市型住宅等の都市機能の拡充により中心市街地の活性化を図るとともに、省エネルギー設備の導入や緑化により、都市のシンボリック空間の創出をめざすものです。

平成 25 年度は市街地再開発組合を設立し、権利変換計画作成及び建築実施設計を行いました。
[都市再開発課]

第3節 事業者の取組の促進

施策の基本的方向

事業者の自主的な取組のさらなる促進と市、事業者及び関係団体の連携により、産業部門からの二酸化炭素排出量を削減します。

1 自主的な取組の着実な実施

(1) 環境の保全を推進する協定

本市は、昭和48年から「公害防止協定」を市内の主要な事業者と締結し、公害規制に努めてきました。平成20年度から、事業者と共働して持続可能な社会の構築をめざして、新たに環境に配慮した自主的な取組の推進を盛り込んだ「環境の保全を推進する協定」の締結を進めています。この協定の中で、事業者に対し、温室効果ガスの排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を自ら策定し、推進に努め、取組状況を環境報告書等により自ら公表することを規定しています。平成25年度は、トヨタ自動車(株)はじめ11社との締結から5年を経過したことから、内容を一部見直し、更新を行いました。平成25年度末現在、36社と「環境の保全を推進する協定」を締結しています。 [環境保全課]

企業との公害防止協定の概要と環境の保全を推進する協定の主な追加内容

【公害防止協定の主な内容】

- ・協 定 値：公害関係諸法令より厳しい規制値
- ・事 前 協 議 制：一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- ・測定及び報告義務：大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- ・そ の 他 の 事 項：事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

【環境の保全を推進する協定の主な追加内容】

- ・事業者は、温室効果ガスの排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を自ら策定し、その推進と情報提供に努める。
- ・市は、助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。
- ・事業者は、環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報提供を積極的に行うなど信頼性の確保に努める。
- ・市は、事業所周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

なお、「公害防止協定」、「環境の保全を推進する協定」については、「第5章第1節(2)企業との協定—公害防止協定及び環境の保全を推進する協定」にも掲載しています。

(2) 環境の保全を推進する協定協議会の活動

平成 22 年 1 月に発足した「環境の保全を推進する協定協議会」(平成 25 年度末、構成メンバーは 36 社)は、協定事業者間の環境に配慮した取組等の情報交換を行い、環境情報を共有するとともに、事業者と市が共働して環境に配慮した取組を進める中で、環境情報を広く発信して、市内の事業者全体の環境に対する取組・技術の普及、促進を図っています。

平成 25 年度は、10 月に中部国際空港セントレア及びあいち臨空新エネルギー実証研究エリアで工場見学を行い、2 月に協定協議会を開催しました。〔環境保全課〕

2 中小企業等への支援

(1) 事業者への資金融資制度

事業者が環境保全対策を行うためには、環境保全設備の整備等に多額の費用が必要となります。本市では、中小企業者等が環境保全設備を設置する場合の経済的負担を少しでも軽減するため、昭和 45 年度から融資制度を設けています。市内の取扱金融機関と連携し、必要な環境保全設備整備費用の 8 割、2,000 万円を限度として無利子の融資をあっせんしています。

平成 25 年度においては融資制度への申請は 2 件でした。〔環境保全課〕

(2) 市内の事業者全体の環境に対する取組・技術の普及、促進

環境の保全を推進する協定協議会では、これまで協議会構成メンバーの培ってきた先進的で効果的な環境保全対策を、市内の中小企業に対しても積極的に普及啓発を図っています。平成 25 年度は、電力デマンド監視システム導入実証実験を、協議会構成メンバーの小島プレス工業(株)とその関連事業者のテクノハマ(株)と共同で取り組みました。参加企業のテクノハマ(株)に、電気使用状況がリアルタイムに見える電力モニターを設置し、協議会構成メンバーである小島プレス工業(株)から省エネ節電対策のアドバイスをしました。これにより、参加企業のテクノハマ(株)は、事業実態に見合った効果を確認しながら、省エネ節電対策に取り組むことができました。

また、2 月に環境取組技術支援セミナーを開催し、「CO₂削減、省エネ活動」、「油による水質汚濁」をテーマに講演、事例発表、協議会構成メンバーによる油回収に関する実技演習を行いました。他にも、豊田商工会議所が毎月、約 6,300 社の会員企業に配布している豊田商工会議所だより 7 月号及び 2 月号の「とよた cci. news」コーナーに、構成メンバーの環境取組事例や協定協議会ホームページを紹介する記事を掲載しました。〔環境保全課〕

(3) 中小企業が一体となった CO₂削減活動の推進

自然を活用し自然と調和した工場(サステイナブル・プラント)への移行をめざして、中小企業が実施する CO₂削減に効果的な取組を支援しています。

平成 25 年度は、市内の中小企業(6 企業)に対して、既存の照明設備や動力設備を省エネ効果の高いものに更新する際の経費の一部を補助しました。〔ものづくり産業振興課〕

3 環境マネジメントシステム取得促進

(1) ISO14001 認証取得状況

事業所等の組織が、法規制にとどまらず自らの環境目標を設定して、「環境マネジメントシステム」を構築し、この国際規格である認証を取得するなど、事業者の積極的な環境への取組が進んでいます。

平成 25 年度末現在、市内における ISO14001 認証取得件数は 196 件*です。

[環境政策課]

市内事業者の ISO14001 認証取得件数推移

年度	H17 末	H18 末	H19 末	H20 末	H21 末	H22 末	H23 末	H24 末	H25 末
件数	143 件	146 件	148 件	158 件	163 件	173 件	168 件	164 件	196 件

*ただし、海外の認証機関より受けた機関は含まない。(出展：公益財団法人日本適合性認定協会 HP)

(2) エコアクション 21 認証登録の推進

「エコアクション 21」は、環境省策定のガイドラインに基づく認証・登録制度で、ISO14001 規格と比べ、認証登録費用が安価であるなど中小企業等が取り組みやすい簡易な環境経営システムです。平成 19 年 12 月、豊田商工会議所内に「エコアクション 21 地域事務局とよた」が開設しました。

平成 25 年度末現在、市内におけるエコアクション 21 認証登録件数は 66 件です。

なお、本市では平成 21 年度に中小企業に対してエコアクション 21 の認証取得費補助制度を開始し、平成 25 年度における補助実績は 6 件でした。

[ものづくり産業振興課]

4 身近にできる取組の推進

(1) レジ袋無料配付中止（レジ袋の削減に関する協定）

とよたエコライフ倶楽部（「第 1 章第 2 節 2（1）とよたエコライフ倶楽部の活動」参照）とスーパー、地元商店などで「レジ袋の削減に関する協定」を締結しています。 [環境政策課]

(2) CO₂見える化ラベル・ポスターの配付

エレベーターや水道、給湯器の使用時などに、それぞれの行動がどれくらいの CO₂を排出しているかを表示したラベルとポスターを作成し、平成 20 年度から市役所庁舎内に掲示してきました。平成 21 年度から、市内の事業所等にも配布を開始し、平成 25 年度末現在で 364 事業所にご協力いただいています。

[環境政策課]



5 地産地食の推進（フードマイレージの低減）

（1）地産地食推進事業

地元で生産された農畜産物を地元で消費する地産地食※を推進することで、輸送時に発生するCO₂の低減（フードマイレージの低減）を図ることができます。

平成25年度は、ファーマーズマーケット定期市の開催を支援し、合わせて農産物直売所連絡会によるスタンプラリーや大産直市、研修会の開催支援など直売所の活性化を推進しました。また、親子で地産地食について学んでもらうため、豊田産の米粉などを利用した親子料理教室や小学生生産地見学会を開催しました。

また、地産地食応援フェイスブックを使って啓発に努めました。

〔農政課〕



フェイスブックQRコード

※ 地産地食：一般的に、地域で生産された農林産物をその地域で消費することとして「地産地消」という言葉が使われていますが、本市では地域の農産物を食べてもらうことを強調するなどの理由から、「地産地食」という言葉を使用しています。

（2）学校給食地産地食推進事業

本市では、学校給食への市内産農産物の利用促進を図るための施策を展開しています。

JA あいち豊田・豊田市・教育委員会・流通関係者等で連携し、市内産じゃがいもの使用量を増やすために出荷農家向けにコンテナ貸与をしました。また、市内産農産物を給食材料に使用したときの材料費の一部を補填しました。

〔農政課〕

第4節 森の保全・整備

施策の基本的方向

人工林の間伐を推進することにより、森林による二酸化炭素吸収量を増やします。

森づくり事業の推進

(1) 森林の適正管理

① 間伐の強力実施、地域の合意形成組織の展開

水源のかん養や土砂流出の防止、CO₂ 吸収など、森林の持つ公益的機能を十分発揮させるため、また、林業経営林としてスギ・ヒノキの人工林を育成するためには、間伐が欠かせません。

そのため、間伐を促進する方法のひとつとして、地域の森林所有者が、「地域森づくり会議」という組織を設置し、所有する森林の状況や施業界を把握しながら、間伐などの森林整備計画（「森づくり団地計画」）を作成し、集約された間伐区域を効率的に実施する方法を推進しています。

本市では、豊田市100年の森づくり構想に基づき、間伐を強力に推進することにより、平成39年度までに過密人工林を一掃して、すべてのスギ・ヒノキの人工林が健全化できるように計画をしています。

[森林課]

市内間伐実施面積と森づくり団地樹立面積

年度	間伐実施面積 (ha) (国有林除く)	森づくり団地 新規樹立面積 (ha)
平成20年度	1,276	308
平成21年度	1,477	782
平成22年度	1,404	1,108
平成23年度	1,383	1,167
平成24年度	1,112	1,073
平成25年度	1,137	1,230



手入れされている森林

② 林道整備、高性能林業機械導入による低コスト化の取組

間伐など森林整備を促進するためには、木材生産が林業として成立する必要があります。そのためには、木材の素材生産において、林業用路網（林道、作業道、搬出路）と高性能林業機械を組み合わせた、低コストで効率的な作業システムを普及・定着させ、施業を集約化することが大切になります。

平成25年度は、路網を15,221m整備するとともに、14台の高性能林業機械により森林整備の促進を図りました。

[森林課]

林道等の整備状況

	H23年度		H24年度		H25年度	
	路線数 (本)	整備延長 (m)	路線数 (本)	整備延長 (m)	路線数 (本)	整備延長 (m)
林道	5	1,066	7	1,960	6	983
作業道	10	6,482	10	6,669	10	5,264

第2章 第4節 森の保全・整備

(2) 地域材の活用推進

① 公共事業における地域材の利用

平成 25 年度は、市の公共建築物の整備及び工事用の看板・杭・柵などの材料として約 180 m³の地域材を利用しました。 [森林課]

② 個人や団体が実施する公共建築物の木材利用促進

「豊田市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針」に基づき、市で整備する低層の建築物は、原則として木造で建築することになりましたが、平成 25 年度は、市以外の個人や団体が整備する公共的建築物へも、積極的に木材が利用されるよう「木材利用施設整備促進費交付金交付要綱」を定め、地域材の利用を促進するとともに、環境や人に優しい木材の良さを広く PR しました。 [森林課]

(3) 森づくりの担い手の育成

① 「とよた森林学校」「とよた森林学校出前講座」の継続的实施

市民の皆さんに、森林や森林の動植物に親しんでいただきながら、森林整備の大切さを理解していただくとともに、間伐ボランティアなどの森林の応援団を育成するため、平成 18 年度から一般市民向けに「とよた森林学校」を開校しています。また同年度から、森林整備を次の世代に引き継ぐため、小・中学校の児童・生徒を中心に「とよた森林学校出前講座」を実施しています。

平成 25 年度は森林学校では 16 講座、延べ 953 人が参加しました。また出前講座では 37 講座を実施しました。 [森林課]

とよた森林学校実施状況

コース	講座名	講座日数 (H25 年度)	受講者数 (人)	
			H24 年度	H25 年度
人材育成 コース	山主森林経営講座	8	10	10
	森林観察リーダー養成講座	8	13	13
	間伐ボランティア初級講座	3	20	19
	山主自力間伐講座	4	12	11
	セミプロ林業作業員養成講座	10	10	11
森の応援 団コース	森林セミナー	4	41	42
	矢作川源流の森を歩こう	3	21	22
	間伐してベンチをつくり寄付しよう	4	12	13
	木づかいいろいろ発見	3	21	21
	初めての間伐体験	2	19	10
	森林の草花調べ	3	22	20
	夏休み昆虫観察会	2	29	24
	森林調査いろいろ学習会	3	16	18
事務局企 画講座	森林の動物観察	3	20	19
	伊吹山お花畑の観察会	1	—	20
	木の駅プロジェクト	1	—	19
	平成 24 年度実施の 3 講座	—	61	—



山主自力間伐講座



間伐ボランティア初級講座

② 森づくりの担い手育成事業

林業労働者の高齢化・人材不足が課題となっているなか、市がめざす森林整備を確実に実行するため、「とよた森林学校」において、「セミプロ林業作業員養成講座」を開設し、今後の森づくりの担い手として人材を育成しています。

この講座は、林業作業員をめざす人を対象に、全 10 回にわたり間伐研修や出材研修など、林業作業員として必要な知識や技術を習得します。

平成 25 年度は、市内を中心に県内外から 11 名の方が参加しました。

また、森づくりの推進に要する人材を育成するため、森林組合に対し、森づくり団地化推進員 8 名の人件費の一部を補助しました。 [森林課]

「セミプロ林業作業員養成講座」内容

回	講座内容	その他
1	間伐の必要性	募集人数：10名 受講料：10,000円 期間：11月～2月
2	道具の紹介と使い方	
3～9	間伐・出材研修	
10	豊田市の森づくり	

第3章 豊かな自然環境との共生

本市では、将来世代に受け継ぐべき自然を明確化し、保全対策の仕組みを構築するとともに、自然環境の質の向上、水と緑のネットワークの創造、水源かん養機能の保全や水資源の有効活用などの健全な水循環系の構築、人が自然とふれあえる場の創造に取り組み、豊かな自然環境と共生する都市をめざしています。

第1節 環境の状況

(1) 森林

近年、森林・農地が宅地等に転用される傾向がありますが、平成25年度末現在、本市における森林面積は62,615haで、市面積の68%を占めています。工業都市としてのイメージが強い豊田市ですが、森林都市としての側面も併せ持っています。このうち、民有林面積は61,264haで、スギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は35,178haであり、人工林比率は57.4%です。これらの民有林のうち39.1%を占める広葉樹林は、以前は地域住民の生活に密着した里山として維持管理されていましたが、現在では「雑木林」として放置された状態が続いています。

一方、約30,000haに及ぶスギ・ヒノキの人工林の多くは、戦後の拡大造林期に植えられたものです。現在、これらの人工林は主伐が可能な時期を迎え、また、71年生以上の高齢の森林も多く、木材資源として活用することが可能となっていますが、木材価格の低迷、高齢化、各種経費の上昇などにより手が入れられず放置された状態の森林が多くなっています。こういった人工林の多くは、林内の植生が乏しくなり、地表がむき出しになっていて、水源かん養や土砂流出防止といった機能が著しく低下しています。このため、これらの森林が災害を引き起こす事が懸念されており、人工林を適正に管理し、森林の持つ公益的機能を回復することが求められています。

[森林課]

森林資源の現況—保有形態別面積（平成25年度末現在）

保有形態	総面積		立木地 [ha]			その他 (竹林) (無立木地) ha	人工林率 [%] (B/A)
	面積[ha] (A)	比率[%]	計	人工林 (B)	天然林		
総数	62,583						
国 有 林	1,319	2.11					
地域森林計画 対象民有林	61,264	97.89	59,150	35,178	23,972	2,114	57.42
公 有 林	5,581	8.92					
県有林	2,232	3.57					
市有林	3,349	5.35					
私 有 林	55,683	88.97					
地域森林計画の 対象外の区域	32						
森 林 面 積	62,615						

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

地域森林計画対象民有林内の人工林の齡級別面積（平成 25 年度末現在）（単位：ha）

齡級別 区分	総数 (林齡)	1~4 齡級	5~6 齡級	7~8 齡級	9~10 齡級	11~12 齡級	13~14 齡級	15 齡級以上
		(~20 年生)	(21~30)	(31~40)	(41~50)	(51~60)	(61~70)	(71 年生~)
人工林	35,178	904	2,045	3,802	7,899	9,582	4,151	6,795

主要樹種別の面積率 ... スギ 32.0%、ヒノキ 54.7%、マツ類 12.6%

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

（2）自然公園

自然公園法に基づく自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があります。本市では、愛知高原国定公園と天竜奥三河国定公園が指定されています。また、東京と大阪の国定公園をつなぐ東海自然歩道があります。

① 愛知高原国定公園

本市の北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園が指定されています。愛知高原国定公園の全域は計 21,740ha です。市内の区域は、猿投山、松嶺、勘八、鞍ヶ池、王滝、松平、六所山、東大林、榊野、笹戸、奥矢作湖、西市野々、阿蔵、笠ヶ岳、香嵐溪、三河湖、黒田の各地区あわせて 13,951ha で、市面積の約 15%を占めています。〔開発審査課〕

② 天竜奥三河国定公園

本市の北東部の稲武町に天竜奥三河国定公園が指定されています。天竜奥三河国定公園の全域は計 14,959ha です。市内の区域は、面ノ木の 1 地区のみで特別保護地区 31ha を含む 301ha です。〔開発審査課〕

③ 東海自然歩道

東海自然歩道は、東京の「明治の森高尾国定公園」から大阪の「明治の森箕面国定公園」までの、緑豊かな自然と貴重な歴史を伝える文化財をたずね、心身の健康と安らぎを与える全長 1,697km の歩道です。

市内のコースは富士見峠に始まり、寧比曾岳から猿投山（豊田コース）、奥矢作湖（旭コース）へ向かう 2 コースあり、全長 74.6km です。紅葉の名所香嵐溪や旭高原元気村などを通り、市民の自然散策の場として親しまれています。〔商業観光課〕

（3）多自然型公園－児ノ口公園

児ノ口公園（久保町、1.9ha）は、都心においてビオトープのある多自然型公園です。水と緑のまちづくりをめざし、都心地区での自然環境の創造を目的として、平成 6、7 年度、多自然工法により、公園とその中を流れる五六川との一体整備を行いました。

都心部において自然と親しむことができ、子どもから高齢者まで幅広い世代のコミュニケーションの場として、市民に安らぎと潤いの場を提供しています。〔公園課〕

【児ノ口公園の特徴】

- ・計画段階から、市民や自然愛護協会の意見を取り入れた
- ・暗渠だった五六川を地上に呼び返し、かつての小川を再生
- ・池の護岸は、コンクリートをやめて土で覆い、昔ながらの池を再生
- ・市民の植樹により、雑木林を再生
- ・地域住民による管理協会が中心となり、公園を維持管理
- ・ごみ箱は置かず、環境美化、ごみの持ち帰りを促す



児ノ口公園（上空から）

（４）生物の生息状況

本市は、矢作川の上・中流部に位置し、東・北部の三河高原を形成する山間部と、西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなる、自然に恵まれた地域で、多様な生物種が生息しています。

旧豊田市内の重要な自然環境の分布を正確に把握し、自然保護行政の基礎資料とするため平成13年度から3年間かけて豊田市自然環境基礎調査を実施しました。

平成17年4月に合併した地区（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区）については、平成19年度から調査を開始しました。 [環境政策課]

① 哺乳類、ハ虫類、両生類

哺乳類は、ニホンジカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、イタチ、アナグマ、テン、アカネズミ、カヤネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ヤマコウモリなどが生息しています。

ハ虫類は、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシが松平地区の天下峯、観音山などの岩山に数多く生息しています。カメの仲間は、イシガメ、クサガメが市街地のため池などに生息していますが、外来種のミシシippアカミミガメの繁殖が著しく、在来種が姿を消しつつあります。

両生類は、モリアオガエル、トノサマガエル、ダルマガエル、イモリなどが生息していますが、農薬・洗剤の影響や農業スタイルの変化により、分布の縮小や個体数の減少など生息状況が大きく変わってきました。

② 鳥類

本市で確認されている野鳥は、年々増加しています。これは一概に野鳥が増えたとは言いがたく、観察者が増えて、多くの記録が吸い上げられるようになったことが大きいと考えられます。

鳥類調査結果

調査時期	目	科	種
昭和 50 年	17	40	132
昭和 61 年	17	44	172
平成 17 年	17	51	212

③ 魚類

本市には、矢作川、巴川、逢妻女川、逢妻男川などの河川が流れ、ため池は大小合わせて 150 か所あります。

過去の魚類相と比較して、各種排水が流入し、水質汚濁が進んだり、コンクリートで固められたりして、種類数、個体数ともに大きく減少している河川もあります。その結果、スナヤツメ、タモロコ、カワバタモロコなど数が減少した種や、ニッポンバラタナゴ、イトモロコ、ヤリタナゴなど生息が確認できなくなった種があります。

タイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギル、アメリカナマズなどの外来種は、各地で繁殖し生息数を増やしています。特に、木曾川、矢作川から導水されたため池では、オオクチバス、ブルーギルなどの肉食種が急速に繁殖し、在来種の稚魚などを食べるため魚相が変わってきています。

④ 昆虫類

市東部、北部の山地、南部の田園、それをつなぐ丘陵地という変化に富んだ自然の中に、開発により次第に面積が減りつつあるものの、広大な二次林が残されています。昆虫相は、そのような環境に適応する種で占められています。

本市では、22 目 449 科 5,710 種の昆虫が確認されています。種別では、チョウ目が 2,042 種で最も多く、次いでコウチュウ目が 1,826 種、ハエ目が 499 種です。

(5) 希少な動植物の生息状況と保護

絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況を把握し、保護につなげるため、平成 3 年度から 3 年間、平成 13 年度から 3 年間調査を実施し、それぞれ「豊田市緊急保護野生動植物調査報告書」（平成 6 年）と「豊田市自然環境基礎調査報告書」（平成 17 年）にまとめました。

これらの調査の結果、環境省のレッドデータブック（2000 年度～2006 年度版）記載種は、絶滅危惧 I 類 3 種、絶滅危惧 I A 類 2 種、絶滅危惧 I B 類 18 種、絶滅危惧 II 類 62 種、準絶滅危惧 24 種、地域個体群 2 種が確認され、愛知県版レッドデータブック（2001 年度 植物編、2002 年度 動物編）記載種は、絶滅 2 種、絶滅危惧 I A 類 12 種、絶滅危惧 I B 類 22 種、絶滅危惧 II 類 52 種、準絶滅危惧 71 種が確認されました。〔環境政策課〕

市内で確認されている絶滅のおそれのある野生生物

項目	哺乳類・ハ虫類・両生類	鳥類	淡水魚類	昆虫類	植物
レッドデータブック (絶滅のおそれのある野生動物、我が国における保護上重要な植物種) 2000年度～2006年度版			絶滅危惧 IA 類 ...2種 ウシモツゴ 等	絶滅危惧 I 類 ...3種 マダラナニワトク等	絶滅危惧 IB 類 ...13種 ヒメナエ 等
	絶滅危惧 II 類 ...2種 ダルマガエル ヤマコウモリ	絶滅危惧 II 類 ...10種 サシバ ハヤブサ 等	絶滅危惧 II 類 ...4種 メダカ 等	絶滅危惧 II 類 ...9種 ギフチョウ ヒメヒカゲ 等	絶滅危惧 II 類 ...37種 ミコシギク ヒメミクリ 等
		準絶滅危惧 ...6種 オオタカ ハチクマ 等	準絶滅危惧 ...3種 ヤリタナゴ 等	準絶滅危惧 ...11種 オオムラサキ 等	準絶滅危惧 ...4種 シデコブシ 等
	地域個体群 ...2種 ツキノワグマ カスミンショウウオ				
	計	4	16	14	23
レッドデータブックあいち 2001植物編 2002動物編					絶滅 ...2種 ホンゴウソウ 等
	絶滅危惧 IA 類 ...2種 ツキノワグマ 等	絶滅危惧 IA 類 ...3種 コノハズク 等	絶滅危惧 IA 類 ...1種 ウシモツゴ	絶滅危惧 IA 類 ...2種 ヒメヒカゲ 等	絶滅危惧 IA 類 ...4種 ミコシギク 等
		絶滅危惧 IB 類 ...4種 ヤマセミ 等	絶滅危惧 IB 類 ...1種 ネコギギ	絶滅危惧 IB 類 ...10種 タガメ 等	絶滅危惧 IB 類 ...7種 ミカワシオガマ等
	絶滅危惧 II 類 ...2種 カヤネズミ 等	絶滅危惧 II 類 ...19種 アカショウビン等	絶滅危惧 II 類 ...6種 スナヤツメ 等	絶滅危惧 II 類 ...7種 ウラナミジャノメ等	絶滅危惧 II 類 ...18種 シラタマホシクサ等
	準絶滅危惧 ...5種 テン 等	準絶滅危惧 ...17種 フクロウ 等	準絶滅危惧 ...6種 ミナミメダカ 等	準絶滅危惧 ...24種 オオムラサキ 等	準絶滅危惧 ...19種 キキョウ 等
計	9	43	14	43	50

自然環境に恵まれた本市には、多種多様な動植物が生息・生育しています。近年、都市化に伴う山間地などの開発で自然が失われつつありますが、貴重な動植物の保護・保全を図るため、開発を行う事業者に対し指導を行っています。

自然保護に関する主な法令（参考）

<p>〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全体法 ・自然公園法 ・温泉法 ・生物多様性基本法 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・文化財保護法 ・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 ・森林法 ・都市緑地法 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 	<p>〔県〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 ・愛知県立自然公園条例 ・あいち森と緑づくり税条例 <p>〔市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊田市環境基本条例 ・豊田市の環境を守り育てる条例 ・豊田市市街地における緑の保全条例 ・豊田市文化財保護条例 ・豊田市森づくり条例
--	---

① ウシモツゴ

ウシモツゴは、コイ科の魚で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」で絶滅危惧ⅠA類に指定され、全国で豊田市、西尾市、小牧市、春日井市、岡崎市、岐阜県美濃市、三重県鳥羽市、玉城町の8か所にのみ生息しています。本市では、ウシモツゴを市の天然記念物に指定（種の指定）しており、ウシモツゴが生息するため池を取得し、豊田市自然愛護協会にため池の管理と巡視を委託して、ウシモツゴの生息環境の保護を図っています。



ウシモツゴ

また、市内の別の池でウシモツゴの繁殖を実施しています。

平成22年度から、市役所南庁舎1階の水槽で飼育し、希少な生物の保護の大切さを啓発するために展示しています。

② カワバタモロコ

カワバタモロコは、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」で絶滅危惧ⅠB類に、愛知県版では準絶滅危惧に指定され、市内では3～4か所のため池に生息しています。また、市の天然記念物に指定（種の指定）し、市内の別の池で繁殖を実施しています。カワバタモロコも市役所南庁舎1階の水槽で展示しています。

③ シデコブシ

シデコブシは、愛知県、岐阜県、三重県の限られた地域のみに見られる湿地性の樹木で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」では、絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。本市では、勘八町、野見山町、琴平町、御船町のほか、市内各地で確認されており、特に「琴平町シデコブシ群生地」は県の天然記念物に指定され、保護されています。



シデコブシ

琴平町や御船町では、市民団体がシデコブシを被圧する竹類や常緑樹を伐採するなど保全活動を行っています。

④ ギフチョウ

ギフチョウは、春の女神と呼ばれるアゲハチョウ科の昆虫で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」では絶滅危惧 II 類に指定されています。市内では、猿投山山麓から矢作川を挟んで石野地区周辺の雑木林に生息しています。

近年、放置されている森林が増加し、ギフチョウの生息環境が悪化しています。市民団体が、ギフチョウの再生をめざして、猿投山南側山麓の 3ha の私有林で、ギフチョウの生息できる環境づくりと良好な自然を復元するための活動をしています。

(6) ツキノワグマへの対応

平成 25 年度は、ツキノワグマと思われる痕跡や目撃情報が 3 件ありました。ツキノワグマの出現等への体制整備として、対応マニュアルの改訂や麻酔を使用できる資格の取得、麻酔薬の配備等を実施しました。

なお、ツキノワグマは愛知県版レッドデータブックで絶滅危惧 I A 類に指定されている希少な野生生物ですので、捕獲された際には可能な限り放獣する方針です。 [環境政策課]

第2節 自然と調和できる仕組みの構築

施策の基本的方向

保全すべき自然を明確化し、都市の発展や暮らしと自然との調和を図り、共生を基軸とした保全対策の仕組みを構築します。

1 保全すべき自然の明確化

生物多様性とよた戦略の策定

本市は、平成26年1月に「豊田市の生物多様性に関わる行動目標～生物多様性とよた戦略～」を策定しました。これは、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として位置付けられ、豊田市環境基本計画の基本理念で掲げる「持続可能な社会」に向けて、自然共生分野の基本的な考え方を明確にするものです。

2050年の本市の目指す姿を「生き物とのつながりの中で豊かな暮らしがおくれる社会」とし、生物多様性の恵みを将来にわたり得られるよう、基本となる考え方や望ましい行動を掲げています。

策定にあたっては、平成23年度から11回の専門委員会での議論と、3回のタウンミーティング、1回のシンポジウムを経て、市民の意見を取り入れました。〔環境政策課〕

クローズアップ

生物多様性のガイドブックを作成しました！

「豊田市の生物多様性に関わる行動目標～生物多様性とよた戦略～」の策定を受け、これを市民一人ひとりが自分の事としてとらえ、具体的に行動するきっかけとなるようなガイドブックを作成しました。

ガイドブックには、市内で先進的に行動している方々の事例を掲載しています。また、ガイドブックの完成を記念した学習会を2回開催しました。〔環境政策課〕



ガイドブック



学習会

2 自然環境調査等の充実

(1) 自然環境フィールド調査の実施

本市は、918.47km²と広域で、海拔3.2mの低地から1,240mの山地まで高低差も大きく、地形や気候、植生においても多様性を有しています。しかし、市域全体の自然環境の基礎的で詳細な情報は把握されていません。本市の自然環境を保全し、自然と共生しながら持続可能な発展を続けていくため、必要な情報を把握する自然環境フィールド調査が欠かせません。

旧市内においては、平成13年度から3年間かけて、気候や動植物、里山の状況を明らかにする自然環境基礎調査を実施しました。その結果は「豊田市自然環境基礎調査報告書」として平成17年4月に発刊しています。

合併により広がった旧町村地区（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武）については、従来、総合的な自然環境調査は実施されてこなかったことから、新修豊田市史自然編の編さん事業と連携し、平成19年度から気候・気象、地形・地質、生物、水文の各分野におけるフィールド調査を実施しています。調査は平成27年度まで継続して実施する予定です。〔環境政策課〕

（2）市民参加生き物調査の実施

市民による、気軽に行える生き物調査を市内各所で実施することを通して、生き物とふれあい、自然と親しむことで自然を大切にする心を育てることを目的とした「市民参加生き物調査」を平成20年度から継続して実施しています。また、この調査成果を全市的、経年的にまとめることで、本市における自然環境の状況と変化を把握する基礎資料とします。

平成25年度は、小学校15校の協力もいただき1,463人で調査を実施しました。〔環境政策課〕



【市民参加生き物調査の概要】

- ・調査期間：8月1日～8月31日
- ・調査場所：豊田市内全域、家の近くの野原、山、川など
- ・調査対象：指標生き物 39種類
 - ・普通種 18（トンボ、セミ、カブトムシなど）
 - ・希少種 8（メダカ、イモリ、ニホンカモシカなど）
 - ・外来生物 13（アメリカザリガニ、ブラックバスなど）

【平成25年度－調査結果】※ 調査結果は市内全域を39の網目(メッシュ)状に分割して整理しています。

- ・調査参加者：1,463人
- ・各メッシュ※平均12種類の生き物が確認されました。
- ・調査の範囲の39メッシュ中、29メッシュで生き物が確認されました。
- ・希少種のメダカは39メッシュ中、25メッシュで確認されました。
- ・普通種のツバメは39メッシュ中、24メッシュで確認されました。

【メダカ】の
見つかった地域



【ツバメの仲間】の
見つかった地域



(3) ビオトープマップの作成

自然環境フィールド調査等により把握された保全すべき種の生息生育箇所の分布やそれを取り巻く自然環境・社会環境情報を統合型 GIS へ体系的に整理し、生物多様性、生態系保護の視点から本市の自然環境の特性を明らかにするビオトープマップを作成しています。

平成 25 年度は、自然環境フィールド調査で確認された野生生物の生息生育箇所の分布位置データを分類群ごとに統合型 GIS に取り込みました。 [環境政策課]

第3節 多様な生態系の保全

施策の基本的方向

表土の保全やエコトーン*の保全等による多様な生物の生息環境の保全と創造を図るとともに、外来生物対策や鳥獣害対策などを推進し、適正な自然環境の保全・維持管理に努めます。

※エコトーン：湿地と陸地の境界（水辺）など、一つのまとまりのある生態系から別の生態系へ推移（移行）しているところ。

1 エコトーン及び表土の保全と再生

（1）湿地の保護

市内には、貴重な湿地性植物群（東海丘陵要素）の自生する小規模な湧水湿地が多数点在しています。これらの湿地を代表して矢並湿地（矢並町）、上高湿地（上高町）、恩真寺湿地（山中町）の3湿地が、平成24年7月に「東海丘陵湧水湿地群」としてラムサール条約に登録されました。これらの湿地には、環境省の絶滅危惧種に指定されているミカワシオガマ、シラタマホシクサ、シデコブシなどの植物や、ハッチョウトンボ、ヒメタイコウチ、ホトケドジョウなど数多くの動物が生息しています。



ミカワシオガマ



シラタマホシクサ



シデコブシ



ハッチョウトンボ

本市ではこれらの湿地生態系を維持するために、各湿地の監視を豊田市自然愛護協会に委託しており、保全管理については、それぞれ地元の市民団体（矢並湿地保存会、上高湿地を守る会、山中町自治区）に委託をしています。また、矢並湿地では平成10年度から湿地保護の啓発等を目的とした一般公開を行っており、平成25年度は10月9日から13日の5日間で1,959人が見学に訪れました。

[環境政策課]

（2）ため池整備事業

ため池の老朽化および大規模地震による決壊や漏水を防ぐため、堤体・取水施設・余水吐等を改修し、保水機能の向上や親水機能を持たせた環境整備を行っています。

また、ため池改修時には、水位低下期間を短くするなど、魚類・水生昆虫及び鳥類などの周辺生物の生息環境に配慮しています。

[農地整備課]



親水機能を持たせた、ため池整備

（3）開発に関する審査・調査・指導

本市では、開発行為に関し、関係法令に基づく指導や、次頁に掲げる事前協議により、環境に配慮した開発を進めるよう指導を行っています。また、開発着手後は、汚濁水流出防止対策、騒音苦情対策を中心に、各種の環境保全についての啓発、指導を行っています。

[開発審査課、環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課]

第3章 第3節 多様な生態系の保全

【開発行為に関する事前協議（2種類）】

豊田市土地利用対策会議（窓口：土地利用調整課）

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、市街化区域外における1haを超える土地の改変などを行う開発行為について事前協議を実施する他、土地利用に関する施策上重要な案件についても協議を実施

豊田市開発事業等に関する事前協議会（窓口：開発審査課）

豊田市開発事業等に関する指導要綱に基づき、①1,000㎡以上の宅地開発事業、②中高層建築物建設事業、③特殊建設物建設事業、④土砂などの持出し行為のうち1,000㎡以上の土石採取事業について事前協議を実施

本市では、事業者などが周辺環境に影響を与える土地利用などを行う場合に、事前協議の中で、自然を保全し、公害や災害の発生を未然に防止するために、個別法令及び個々の指導基準に適合した事業となるように指導を行っています。

① 1,000㎡以上の宅地開発事業に関する事前協議会

平成25年度に行った1,000㎡以上の宅地開発事業に関する事前協議案件は、25件でした。

※「開発事業」とは、主として住宅用地の土地利用を目的とした土地の区画形質の変更を行う事業で、開発区域の面積が1,000㎡以上のものをいう。〔開発審査課〕

② 25戸以上等の中高層建築物建設事業に関する事前協議会

平成25年度に行った25戸以上等の中高層建築物建設事業に関する事前協議案件は、6件でした。

※「中高層建築物建設事業」とは、以下に掲げる行為をいう。

- ・住宅で計画戸数が25戸以上（ワンルーム形式（専有面積が25㎡以下の区画で形成される共同住宅をいう。）の場合は30戸以上）のものを建設する事業
 - ・建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号により算定された高さが15mを超え、かつ、延床面積が2,000㎡以上の建築物を建設する事業（工業専用地域で当該建築物を建設する場合を除く。）
 - ・百貨店、病院、ホテル等不特定多数の者が利用する建築物を建設する事業
- 〔開発審査課〕

③ 特殊建設物建設事業に関する事前協議会

平成25年度に行った特殊建設物建設事業に関する事前協議案件は、0件でした。

※「特殊建設物建設事業」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）でいう産業廃棄物処理施設及び都市計画法（昭和43年法律第100号）でいう第1種特定工作物の建設をいう。

〔開発審査課〕

④ 土石採取行為に関する事前協議会

平成25年度に行った土石採取事業に関する事前協議案件は、8件でした。

※土石採取行為とは、その規模が1,000㎡以上で、次に掲げる行為をいう。

- ・山土、山砂利、岩石などを地表面から掘採し、当該行為地から販売又は処分のため、特定の土地に搬出する行為
- ・珪砂、粘土など鉱業法による鉱物を露天掘にて掘採する行為
- ・宅地造成など土地の造成及び取付道路など付帯工事により当該行為地から土石を搬出する行為

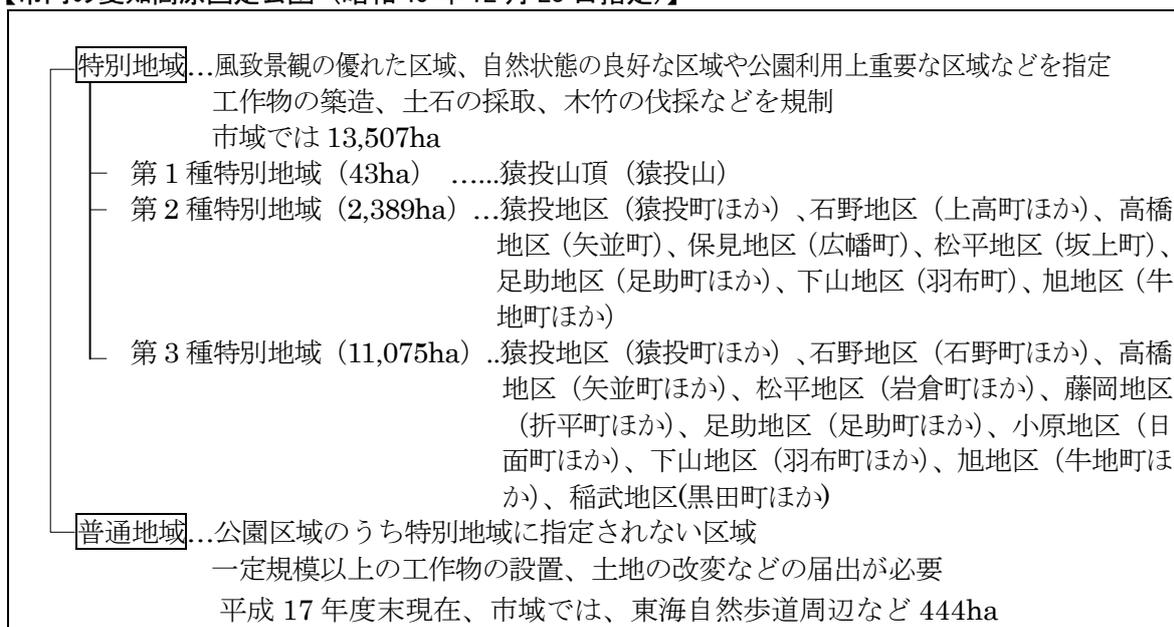
- ・農地造成、林地若しくは牧草地の造成若しくは農道、林道などの建設又はこれらに伴う付帯工事により土石を行為地外に搬出する行為
- ・その他、地表面を掘採など改変し、土石などを当該行為地から搬出する一切の行為 [開発審査課]

⑤ 自然公園の保護（自然公園法）

平成 25 年度は、特別地域及び普通地域内で 498 件の許可申請の受付がありました。

自然公園に基づく自然公園区域は、自然環境の程度により類別し、行為の制限等が定められており、区域内で行為を行う場合、県知事の許可等を必要とします。 [開発審査課]

【市内の愛知高原国定公園（昭和 45 年 12 月 28 日指定）】



2 生態系の構築に向けた環境の再生

(1) 多自然川づくり

河川が、コンクリート水路のような単純な形状であれば、単調な生態系しか形成することができませんが、自然河川のような多様な構造であれば、変化に富んだ環境が創出され、豊かで多様な生態系を形成することができます。

河川改修工事においては、伝統的河川工法を見直し、瀬と淵を保全・再生し、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の河川が持つ多様な構造を尊重し、生物の良好な育成環境に配慮しながら、河川が本来有している環境の保全に努めています。 [河川課]



多自然河川（加納川）

多自然川づくりの実施例

五六川（準用河川）－児ノ口公園－

- 久保町地内、延長 217m、平成 6～7 年度、市施工
- 公園と中を流れる五六川との一体整備にあたり、都心におけるビオトープとなる空間を整備
- 暗渠だった五六川を地上に呼び返し、地元の古老に聞いた昔の川をイメージし再現
- 瀬や淵、蛇行のある河道をつくり、多様な流れを創出
- 護岸は空石積みや粗朶柵を施し、小動物の生息空間を多様化
- 川沿いに遊歩道を整備

矢作川（一級河川）

- 平戸橋下流、延長 800m、平成 3～4 年度、県施工
- 巨石による水制工（9 基）…道路工事で発生した石を利用
- 水制工により河岸を保護し、流れに変化をもたせ多様な生物生息空間を創出
- 玉石による低水護岸…河床削掘で発生した玉石を洗浄して使用
- アマリングの解消
- 一帯は近自然型の「古岸水辺公園」として、地元愛護会が管理
- 「お釣土場水辺公園」越戸町地内、延長 400m、平成 8 年度、市施工
- 河畔林の整備…マダケの竹藪を間引いて光を入れ多様な動植物の生育を促進し、自然生態系を維持改善
- 土場（昔の川港、船着場）を保全
- 遊歩道の整備…越戸ダム下流から竜宮橋までの間に散策路を設置
- ◆毎年 5 月の第二土曜日に河川保全活動を行っている諸団体が一堂に会し、矢作川「川会議」を開催

山田川（普通河川）

- 山田川緑地の一部で、せせらぎ広場を設置するとともに、落差工を改良し、魚類の生息環境を整備した。また、これらの施設は、地元の愛護会により維持管理を行っている。

加納川（普通河川）

- 加納町地内、平成 3 年度、市施工
- 洪水による河岸崩壊に伴う復旧工事
- 温泉地の横で人の通る場所でもあり、周辺の景観に配慮した改修を実施
- 法面保護は、丸太や柳を組み合わせた植物護岸を採用
- 流れの中に自然石を配置して、深みや浅瀬を形成
- 加納町地内 平成 12 年度 単市災
- 平成 12 年 9 月の豪雨で天然河岸が崩壊
- 平成 3 年度に行った工事内容を参考に、自然石や間伐材を用いた復旧工事を行う

太田川（準用河川）

- 大内町地内、延長 713m、平成 5 年度～平成 11 年度、市施工
- 落差工は多段式魚道
- 水生昆虫のため水際は植栽護岸
- 多様な生物の生息空間のため静水域を確保
- 生態系景観を確保

ソウレ川（普通河川）

- 松平町地内、延長 93m、平成 3 年度、市施工
- 松平郷園地整備の一環
- 石組みと柳枝による護岸
- 湧水を活かしたトンボ池

<p>檜尾川（準用河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●野見山町地内、延長 625m、平成 8 年度～14 年度、市施工 ○周辺の田や山林との生態系の連続性を保全 ○寄石による流れの多様化
<p>加茂川（一級河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東山町～京ヶ峰地内、延長 540m、平成元～8 年度、市施工 ○加茂川公園と一体で多自然整備 自然植生の回復 ○寄石による流れの多様化
<p>広沢川（準用河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●猿投町地内、延長 1270m（事業中）、平成 15～、市施工 ○自然石や環境ブロックの使用による多様な生態系空間や景観の保全・回復 ○緩傾斜床止工による上下流の連続性確保 ○覆土による植生回復 ○緩傾斜護岸による親水機能確保
<p>大見川（準用河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●室町地内 延長 500m（事業中）、平成 26～、市施工 ○自然石や粗朶柵使用による多様な生態系空間や景観の保全 ○しがら工による植生回復 ○自然石階段工による親水機能確保

（２）環境保全型農業の推進

① 農地・水保全管理支払交付金事業

農地・農業用施設など多面的機能をもつ地域資源が、高齢化・混住化などにより適切な保全管理が困難となってきたりしている現状や環境意識の高まる中、地域住民の参画のもと市内では 42 の活動組織が、農地・農業用施設の草刈や景観植物の植栽・生きもの調査など農村環境の保全に向けた取組を、活動組織の創意工夫により積極的に行っています。 [農地整備課]



景観植物の植栽



水路の生きもの調査

② 中山間地域等直接支払交付金事業

平成 12 年度から始まったこの事業は、平成 22 年度から第 3 期の事業として平成 26 年度まで、加入農地条件の緩和や集団的サポート体制の新設など制度改正しながら継続実施されています。この事業は、農産物の生産、環境保全、災害防止等の中山間地域の農地の多面的機能を維持するために、集落ぐるみで農地を保全する集落に対し交付金を交付しています。 [農政課]

年度別交付金対象農地

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
支給対象農地 (ha)	980	931	934	944	965	968

③ 環境保全型農業直接支援対策事業

平成 23 年度から地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組として、「農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組とセットで有機農業等の営農活動に取り組む場合」に対して支援を行いました。

平成 25 年度 of 取組面積は、113.86 ha でした。 [農政課]

④ 環境保全型産地形成対策事業

環境に配慮した農業を推進するため、桃、梨の圃場に害虫発生の抑制をする交信攪乱剤（コンフューザー）を設置し、化学合成農薬の使用を低減する取組に支援しました。

平成 25 年度 of 取組は、交信攪乱剤(コンフューザー) 464 本（受益面積 96.12ha）でした。

[農政課]

3 生物の保護・育成

外来生物対策事業

本市では、文献調査や聞き取り調査の結果、15 種の特定外来生物の記録があります。また、今後注意が必要な要注意外来生物も 50 種（及び種群）以上の記録がありました。

本市で確認されている外来生物（外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき指定された特定外来生物、要注意外来生物のほか、専門家の意見により把握が必要とされる外来生物）の生息生育箇所の分布情報を収集し、本市における外来生物の実態を明らかにしていきます。

平成 25 年度は、自然観察の森周辺地域の寺部池等でオオクチバス、ブルーギルなどの特定外来生物の駆除を行いました。 [環境政策課]

市内で確認されている特定外来生物

分類群	種 名
哺乳類	ヌートリア、アライグマ
ハ虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
鳥 類	ソウシチョウ、ガビチョウ
魚 類	オオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、カダヤシ
昆虫類	なし
その他無脊椎動物 (貝類・甲殻類 等)	カワヒバリガイ
植 物	オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ボタンウキクサ

第4節 自然のネットワークの形成

施策の基本的方向

自然環境の保全、再生、創出による自然のネットワークを形成し、多様な生物の生息環境や良好な市街地環境の創造を図ります。

1 水系の保全とネットワーク

(1) 河川の水質保全

① 水道水源保全事業（水道水源かん養林）

水道水が将来にわたり「安全でおいしい水」であるためには、水道水源の保全が必要です。本市は、水道利用者の市民が、有限な水資源の保全と水道水の供給確保の重要性を認識していくことを目的とした「水道水源保全基金」を、豊田市水道事業審議会の答申により平成6年に創設しました。

水道料金のうち使用水量 1m³ (t) 当たり 1 円を「水道水源保全基金」として積立てています。この基金を活用して、矢作ダム上流域の水道の水源となる森林を保全する「水源の森事業」と水道原水取水口より上流の家庭が、高度処理型合併処理浄化槽へ切り替える場合に上乗せ補助を行う「水質保全対策事業」を実施しています。

平成25年度には、平成20年度に旭地区に取得した「水源の森」の整備工事に向けて設計を実施しました。 [(上下水) 総務課]

水質保全対策事業 高度処理型合併処理浄化槽切り替え補助実績

年度	設置数 (基)	補助額合計 (円)
H23 年度	2	250,000
H24 年度	3	390,000
H25 年度	2	260,000

② 下水道整備による効果

下水道の整備が進むと、家庭などから出る汚れた水が直接側溝に流れなくなり、川や海などの水質が改善されます。川の水質改善事例として、高橋地区を流れる加茂川の下水道普及率と水質の関係を示しました（下グラフ参照）。きれいになった加茂川の水辺では、子どもたちが遊ぶ姿も見られるようになりました。今後、下水道の整備が進む地域では、加茂川のように水質が良くなると考えています。 [下水道建設課]



BOD*と魚の関係

BOD (mg/l)	魚との関わり
2	アユ繁殖
3	アユ成育
5	小魚等の成育
8	コイ成育

※ BOD : Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量で、数値が高いほど汚れていることとなります。



加茂川の様子

快適な暮らし下水道



市下水道イメージキャラクター
「ミカホ」ちゃん

③ 下水道への接続促進

公共下水道が整備され供用を開始された区域では、くみ取り便所を使用している方は3年以内に、浄化槽を使用している方は速やかに下水道に接続する義務があります。本市では、下水道未接続者の解消のため、接続相談員による戸別訪問を実施し、接続の促進を図っています。

〔下水道施設課〕

④ 下水道の適正管理

鞍ヶ池浄化センターほか9施設において、適正な維持管理をし、放流水質の基準値を確保しました。

〔下水道施設課〕

⑤ 下水道事業の広報広聴活動

広報誌の発行、出前講座の実施やイベントへの出展を行うなど下水道事業の啓発活動に努めています。

平成25年度には8月と12月に広報誌「とよたの上下水道」を発行するとともに、下水道出前講座を20校の小学校で実施しました。

〔(上下水)総務課〕

(2) 水辺環境整備事業

① 親水型河川・施設の整備

人が水と親しむことができるような護岸の整備、川づくりによって、子どもたちの自然教育や、市民の生涯学習の場としての役割を担っています。

平成11年3月に開通した豊田大橋(矢作川)は、両岸の橋脚から河川敷の白浜公園、千石公園に降りられ、川中央の橋脚部には川面観察デッキを設けて、川を楽しむことのできる構造となっています。

〔河川課〕



親水に配慮した豊田大橋

【親水型河川・施設】

矢作川・・・豊田市民芸館～豊田大橋～竜宮橋
水辺散策路・・・お釣土場水辺公園、古巣水辺公園など
緑陰歩道・・・豊田市駅周辺(挙母小学校～豊田市役所間)
都心にうるおいを与えるせせらぎ歩道
日明川・・・巨石を有効利用した石積護岸による水路を整備
散策路から河川に入ることができる
豊田市総合野外センターとの一体的利用
加茂川・・・川へ降りる階段や親水護岸により、河川散策
できる市民のふれあいの場となっている



緑陰歩道

② 安永川浄化用水事業

家庭雑排水や工場排水の流入により水質汚濁が進行している安永川、五六川、初陣川に、水質の清浄な矢作川から浄化用水を導入し、河川の水質改善とともに、人が水と親しむことができるような機能を持つ河川の整備を行っています。

これまでに、取水口、導水路、高架水槽等の「安永川浄化用水導水機場」を整備し、平成10年4月から試行導水を開始しました。今後、中心市街地のまちづくりの一環として治水機能・都市環境の快適性を高める空間づくりの計画・整備を進めていきます。〔河川課〕

(3) 市民にわかりやすい水環境指標推進事業

これまでの河川調査は、環境法令に従い有機的汚濁の指標である BOD を中心とした調査項目での水質監視を実施してきました。

しかし、市民の求める河川環境は、そこにきれいな水が流れていることだけではなく、多様な生物が生息し、花や緑に包まれた潤いや安らぎのある空間として捉えられています。

このため、市民が水辺に求める癒しや親しみなどについて、「きれいな水」、「多様な生物」、「地域とのふれあい」の3項目をキーワードに、パックテストなどの簡易試験や、水の匂いや景観性などの感覚調査によって、水辺空間を評価する新たな手法として「河川の水環境指標」を導入しています。平成25年度はこの「河川の水環境指標」を使い、市内の5河川で市民との共働調査を実施しました。〔環境保全課〕

(4) 豊田市矢作川研究所

本市は、流域住民の生活を根底で支える矢作川の豊かな自然を守るとともに、より一層の環境改善を図る目的として、豊田市矢作川研究所を組織しています。

矢作川の豊富な水量の維持、水質の保全、市民の生活に潤いとゆとりを与える良好な河川環境の維持と創造をめざして調査・研究活動を行っており、活動内容とその成果を広く社会に還元するため、毎年1回シンポジウムを開催し、研究所月報・所報などを発行しています。

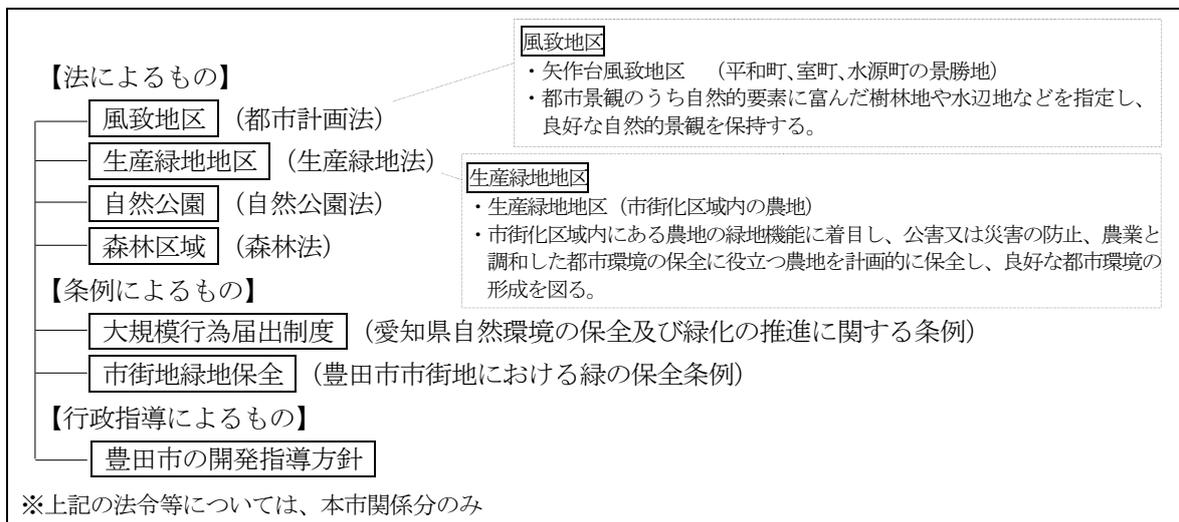
平成25年度のシンポジウムは、「流域を調べ、流域を変える ― 豊田市矢作川研究所の20年とこれから」をテーマに、244名の参加者がありました。〔河川課〕

2 緑の創出とネットワーク

(1) 緑地保全

近年の都市化により、緑地は減少し続けています。将来の貴重な財産としての緑地を残していくために、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づく行政指導などにより緑地保全を行っています。〔環境政策課、都市計画課〕

緑地保全に関する主な制度（豊田市関係分）と体系



① 市街地における緑の保全

急速に宅地化の進む市街地において、健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、「豊田市市街地における緑の保全条例」により、市街地における緑地保全を図っています。

条例に基づき、平成25年度末現在、744筆 306,332.38㎡が緑地指定され、そのうち約87%の633筆 266,418.24㎡が保全緑地に認定されています。〔緑の推進課〕

【市街地緑地保全制度の概要】

I 指定緑地の指定

市街地内で、風致・景観が優れ、健全な生活環境を維持する上で必要な緑地を、市長が豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞いて指定

指定を受けると、保全緑地の認定が受けられ、市長への買取りの申し出ができるが、伐採、工作物の築造などに行為届必要

II 保全緑地の認定

指定緑地の指定を受けた地権者は、申請により保全緑地の認定が受けられる

認定を受けると、固定資産税、都市計画税の免除が受けられるが、5年間は、伐採、造成、工作物などの築造はできないほか、相続と買取り以外の所有権移転はできない等の制限あり

III 保全認定の更新

保全緑地の認定は5年ごとに更新することができる

② 開発緑地の管理

宅地開発、工業団地の造成を行う場合に開発で残された緑地の一部は、豊田市開発許可技術基準に基づく緑地として市に帰属されます。これらの緑地は適切な維持管理を行い、開発地周辺の環境を保全し、周辺住民の憩いの場として、また安らぎの空間として活用されています。

平成 25 年度末現在、53 か所、約 64ha の緑地があり、市が草刈り等を実施し管理を行っています。 [緑の推進課]

(2) 公園・緑地の整備

① 緑の拠点となる公園の整備

水と緑のネットワークの骨格として、「緑の外環」「緑の内環」「緑の環境都市軸」「河川環境軸」を位置付け、都市公園・緑地等の拠点整備やネットワーク化を図るなど都市の緑地保全と活用を進めています。

さらに緑の環境都市軸の拠点として人と生物にやさしい潤いのある水と緑の都市空間を整備し、また都心地区を緑化重点地区に位置付け、緑化の推進と環境負荷低減に向けた取組を進めます。 [公園課]

緑の拠点となる公園の取組内容

事業名	平成 25 年度取組内容
鞍ヶ池公園第二期整備事業	市民活動
中央公園整備事業	整備計画策定資料作成

② 身近な公園・緑地の整備

地域の公園や緑地を整備し、それらを河川や街路樹でネットワークすることにより市街地に自然を呼び込み、自然と共生する快適な都市環境の実現を図ります。 [公園課]

身近な公園・緑地の取組内容

事業名	平成 25 年度取組内容
街区公園整備事業	整備工事 2 公園
近隣公園整備事業	整備工事 6 公園

(3) 緑化推進事業

都市の緑は、市民生活に潤いと安らぎを与え、豊かな人間性を育むには欠くことのできないものであるため、公共施設の緑化や市民の緑化意識向上のために積極的に施策を行っています。 [緑の推進課、都市計画課]

① 公共施設の緑化

公園、緑地、学校、道路、交流館などの公共用地の緑化を推進しています。平成 23 年度に公共施設緑化ガイドラインを策定し、先導的な施設緑化に取り組んでいます。

平成 25 年度は、24 事業で高木 733 本、低木 23,063 本、地被類 27,697 株を植栽しました。

公共施設緑化の主なもの

公共用地	整備状況（平成 25 年度末）
公園、緑地	・ はなみずき公園整備工事始め 9 事業 高木 61 本、低木 7,845 本、地被類 13,785 株
道路	・ 都市計画道路豊田刈谷線道路整備工事始め 9 事業 高木 146 本、低木 7,351 本、地被類 4,288 株
公共施設	・ (仮称) 第 2 浄水小学校建設事業始め 8 事業 高木 526 本、低木 7,867 本、地被類 9,624 株

※重複事業あり

② 記念樹の配布

新入学を祝って、新一年生に、記念樹として苗木を贈っています。平成 25 年度は、コデマリ、キンモクセイ、ハナミズキ及びベンジャミンの 4 種、3,959 本を配布しました。

③ 緑化木配布事業

緑化の普及と潤いと安らぎのあるまちづくりのため、県補助を受け苗木を配布しています。

緑化木の配布実績

配布日	苗木の種類	配布数	配布イベント
4 月 27 日	ブルーベリー	152 本	‘ 1 3 とよたガーデニングフェスタ
	ヤマボウシ	152 本	
4 月 28 日	カシワバアジサイ	150 本	
	クルメツツジ	150 本	
4 月 29 日	モッコウバラ	152 本	
	ブラックベリー	152 本	
5 月 3・ 5・6 日	ハナユズ	90 本	みどりフェスティバル 2013 春
	キシマツツジ	750 本	
11 月 23 日 ～24 日	ドラセナ	100 本	みどりフェスティバル 2013 秋
	ブルーベリー	200 本	
	オタフクナンテン	202 本	

(4) 民有地の緑化促進

(民間施設への環境技術、施設緑化の導入促進制度の創設／屋上・壁面緑化支援事業)

都市における緑は、防災性の向上、生物多様性の向上、良好な景観形成等、生活環境の向上につながる様々な機能を持っています。しかし、本市の都心中心部では、その周辺の市街地に比べ、緑が特に少ない現状となっています。

そこで、都心中心部の緑化を合理的かつ効果的に向上させるため、一定規模以上の建築物の新築や増築をする際に、敷地面積の一定割合の緑化を義務化する「緑化地域」を導入しています。あわせて、緑化助成制度により緑化義務の負担を軽減し、緑化を推進していきます。

[緑の推進課]

(5) 農地の保全

① 農業経営体活性化促進事業

本市では、認定農業者*の育成・支援などを通して農業の担い手の育成を図っています。

平成 25 年度には、新規で 2 人の認定農業者を認定し、平成 25 年度末時点で 184 人になりました。 [農政課]

※ 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

② 農地バンク、耕作放棄地再生事業

農地の利用増進と遊休化の未然防止を図るため、農地バンク制度により農地の貸借を支援しています。平成 25 年度は新たに 5.3ha の農地を登録し、登録農地は 108ha となりました。そのうち、斡旋活動により貸借の設定ができた農地は、4.3ha でした。

また、耕作放棄地の再生利用にも取り組み、平成 25 年度は 3.7ha の農地の再生利用を支援しました。 [農政課、農業委員会]

(6) 里山*環境保全

市街地周辺の貴重な都市近郊林を保全するため、その方策を検討しています。

西部緑地の保全方策については、各種保全制度の比較検討を行い、保全の目的、適用地域、保全の効力を鑑みて、緑地保全地域などの手法があると考えています。

[都市計画課]

※ 里山：集落、人里に接した山、あるいはそのような地形で、人間の影響を受けた生態系が存在している場所。近年、自然とのふれあいを求める場や生物多様性の確保の場として注目され、各地で保全活動が行われている。

第5節 健全な水循環系の構築と森づくりの推進

施策の基本的方向

水源かん養域としての森林・農地を保全、雨水の地下浸透の促進による地下水かん養や水資源の有効活用により、健全な水循環系を構築します。

1 水源かん養域としての森林・農地の保全

森林区域の保全

森林法に基づいて、保安林^{※1}や地域森林計画^{※2}対象民有林等が指定されています。これらの森林区域に指定することで、森林の持つ様々な機能を保持したり、森林資源の生産を促進したりして、乱開発の規制を行っています。この他、第2章第4節「森の保全・整備」を参照してください。 [森林課]

※1 保安林：森林の公益的機能を発揮するために、立木の伐採や土地の形質の変更等の規制を課した森林のこと

※2 地域森林計画：全国森林計画に則して、都道府県知事が立てる民有林を対象とした計画。森林の整備及び保全を内容とした10年間の計画

森林法に基づく森林区域（平成25年度末現在の指定地域）

区分（所管）	面積
保安林（県豊田加茂農林水産事務所）	市北部、東部を中心に18,371ha（市面積の20%）
地域森林計画対象民有林（森林課）	市北部、東部を中心に61,264ha（市面積の67%）

2 雨水の地下浸透の促進による地下水かん養及び水資源の有効活用

（1）雨水流出抑制整備

① 雨水の地下浸透

雨水の地下浸透を確保するために、学校、公園、歩道などに透水性の舗装を行っています。河川への流出抑制や、舗装面の水たまり排除のほか、川の流量の増加、地盤沈下の防止、街路樹の補水、地中の温度上昇防止などの効果が期待できます。 [河川課]

② 雨水貯留施設補助制度

雨水貯留施設を設置する方、または下水道接続の際に不用となる浄化槽を改造し、雨水貯留施設に転用する方に対し、補助制度を設けています。雨水貯留施設には、雨水の有効利用や雨水流出の抑制などの効果が期待できます。

平成25年度の補助件数は88件、補助合計額は2,918千円でした。 [下水道施設課、河川課]

補助事業実績の推移

年度		H7~20	H21	H22	H23	H24	H25	累計
浄化槽の 再利用	件数	745	42	17	12	11	9	836
	金額（千円）	56,831	3,562	1,020	720	660	540	63,333
貯留・浸透 施設の新設	件数	449	71	69	74	58	79	800
	金額（千円）	17,631	1,841	1,887	1,851	2,482	2,378	28,070
合計	件数	1,194	113	86	86	69	88	1,636
	金額（千円）	74,462	5,403	2,907	2,571	3,142	2,918	91,403

第3章 第5節 健全な水循環系の構築と森づくりの推進

【雨水貯留施設補助金交付制度の概要】

[補助率]

- ・ 不用浄化槽を転用する場合 : 補助率 1/2 (上限有り)
- ・ 雨水浸透施設の場合 : 補助率 1/2 (上限有り)
- ・ 貯留施設新設の場合 : 補助率 1/2 (上限有り)

[期待される効果]

- ・ 雨水浸透面積減少による雨水流出を抑制／降水時の浸水被害の軽減
- ・ 水道使用の軽減／日常生活における雨水の再利用／不用浄化槽の再利用

第6節 自然とのふれあいを通じて活動できる人づくりの推進

施策の基本的方向

市民に身近な自然とのふれあいの場を確保するとともに、自然環境学習及び体験学習の機会の充実を図り、自然環境について活動できる人づくりを推進します。

1 自然とのふれあい空間の形成

(1) 自然観察の森及び周辺地域整備

自然観察の森及び周辺地域における美しい里山の景観と多様な生きものがすむ環境を守り、楽しく自然とふれあえる“気づき”の森として、自然系の環境学習施設を整備しました。市街地に隣接する里山や湿地、ため池などを「サシバのすめる森づくり」をテーマに保全し、学習フィールドとして活用し、主体的に自然や環境の保全活動が行える市民を育むための自然系の環境学習の拠点として位置付けています。

〔環境政策課〕



自然観察の森ネイチャーセンター

(2) 市民農園整備促進事業

市民が気軽に農とふれあうことのできる場づくりとして、市を始めとしてNPOや市民団体、農家など多様な主体による市民農園の整備を進めています。

総区画数は平成26年3月末現在1,025区画となっています。

また、市民農園を活用した農業教室等の開催支援を2団体に対して行いました。〔農政課〕

(3) 旭高原元気村再生事業

旭高原元気村再生事業で、旭高原の環境を生かした自生ハナノキや星の観察などの自然体験型環境学習を推進するための施設整備と、自然体験プログラムの開発を進めています。

旭高原元気村には、愛知県の木であるハナノキが6本自生しています。ハナノキは、愛知・岐阜・長野にしか自生しておらず、全部で約3,000本しかないという貴重な木です。平成25年度は、ハナノキ観察会が2回(13人参加)、ハナノキ湿原の除草・伐採作業、育成調査等のボランティア活動が9回(36人参加)行われました。〔旭支所〕

2 自然環境保全活動の推進

(1) 自然観察の森市民ボランティア活動

自然観察の森では、市民と行政とのパートナーシップの下に、市民によるボランティア活動を取り入れています。〔環境政策課〕

① とよた自然わくわくクラブ

湿地や里山のビオトープづくりや自然体験活動の指導を進めるため、公募の市民により組織されています。市民スタッフを中心に、活動を通じて楽しみながら身近な自然を体験できる「プログラムづくり」、地域における自然活動の指導者となる「人づくり」、自然体験学習の恒常的なフィールドとなる「場づくり」の実現をめざしています。平成17年度からは、市民を対象にして森と親しむことを目的に「森遊び」の活動を行っています。

平成25年度は、25名が登録し、活動しました。

② 森先案内人あべまきの会

平成14年度から開催している「森の自然案内人養成講座」の修了者で、希望する市民により組織されています。市民自らが自然解説することを通じて、多くの市民に森の楽しさ、自然の不思議さに気づいてもらい、自然の大切さを考え、市民主体の自然環境学習の推進を図っています。自然観察の森のレンジャーが実施する自然解説を補助したり、自ら利用者を観察コースへ案内するなどの活動を展開しています。

平成25年度は、52名が登録し、活動しました。

③ 豊田自然調査の会虫めがね

平成20年度から開催している「調査ボランティア養成講座」の修了者等で、希望する市民により、平成21年度から組織されています。自然調査や標本、資料の収集活動などの自然とのふれあいを通じて、身近な自然のすばらしさに気づいてもらい、自ら考え行動できる人づくりを推進しています。

平成25年度は、21名が登録し、活動しました。

④ 森と本をたのしむ会ねっこぼっこ

平成25年度から新たに有志で活動を始めたグループで、毎月第1土曜日にお話し会を開催しました。自然に関する絵本を読み聞かせすることで、実際の自然観察の森での自然観察をしてもらうきっかけ作りをしています。

平成25年度は、9名が活動しました。

(2) 名木の保護

市内には、巨木や美観上優れた樹木、歴史的に由緒ある森、鎮守の森などが数多く残され、地域のシンボル、憩いの場として親しまれています。このような貴重な樹木や森を末長く後世に残していくため、巨木や古木あるいは優れた外観を持つ樹木を名木に指定しています。

名木の保護のため、看板を立てて啓発するとともに、巡視や樹木診断、樹勢回復作業などの保護を行っています。

平成26年3月末現在、259件が名木として指定されています。

〔環境政策課〕

(3) 生きものと共生する地域づくり支援

市民による自然環境保全活動を地域のまちづくりとして推進し、生きものと共生する地域づくりを進めるため、自然保護、ビオトープづくり、名木の管理等を行う市民団体の活動に対して、資材の提供や講師の派遣を行うことにより支援しています。

平成 25 年度は、3 団体が登録し、その活動に対して支援を行いました。 [環境政策課]

平成 25 年度 生きものと共生する地域づくり登録団体

団体名	活動人数	活動内容
クロマツの木保存会	15 人	名木「クロマツの木」の保全管理活動
益富蛍友会	22 人	ホタル生息域の環境保全活動
下山谷津田自然観察会	12 人	下山地域の自然保全活動

(4) みどりの少年団活動支援事業

みどりの少年団は、学習活動、奉仕活動、野外活動など、それぞれの地域で自主的かつ独創的な活動を展開しています。愛知県緑化推進委員会の緑と水の森林基金の果実（利子）を活用した事業の一つで、市も補助金を交付する形で、少年団活動の支援をしています。 [森林課]

豊田市のみどりの少年団

名称	団員（児童で構成）
六所山みどりの少年団	豊松小学校（昭和 50 年結成）
足助みどりの少年団	足助小学校（昭和 50 年結成）
稲武みどりの少年団	稲武小学校（昭和 52 年結成）
堤小みどりの少年団	堤小学校（昭和 52 年結成）
土橋みどりの少年団	土橋小学校（昭和 63 年結成）
萩野みどりの少年団	萩野小学校（平成元年結成）
若林西小みどりの少年団	若林西小学校（平成 23 年結成）
若東っ子みどりの少年団	若林東小学校（平成 24 年結成）

(5) 矢作川「川会議」

平成 13 年から、矢作川の自然保全活動を続けている諸団体並びに関係機関が一堂に会し、これまでの活動の歴史を振り返り、これからの活動のあり方を話し合い、「森～川～海」の健全な水循環をめざして共通認識を図るために、毎年 5 月の第 2 土曜日に矢作川「川会議」を開催しています。平成 25 年度は「矢作川の源流の森を知ろう」をテーマに開催し、202 名の参加者がありました。 [河川課]

(6) 水辺愛護会活動

水辺愛護会(自治区の有志で組織された団体)は、「ふるさとの川」の指定を受けた範囲内で、良好な水辺空間の保全、活用、創造を目的に、清掃及び草刈り作業、また生態系保全に必要な竹木の間引きを行っています。

平成5年4月に発足された古巣水辺公園愛護会をはじめとし、平成26年3月末現在18団体約640人の会員により、主に矢作川水系において良好な環境が創出されています。〔河川課〕

3 自然環境に関わる人づくり

(1) 自然シリーズの刊行

市民に本市の自然状況を理解し、自然を守る意識を高めてもらうため、樹木、野鳥、魚類、昆虫、地質など、自然環境調査の成果をまとめた冊子「自然シリーズ」を刊行しています。この冊子は、豊田市自然愛護協会の協力により昭和45年度から発行し、環境政策課や自然観察の森で販売しています。なお、平成25年度は「自然観察の森ガイドブック」を新たに追加しました。(自然シリーズの一覧は「資料編 5 環境関連資料」)に掲載しています。〔環境政策課〕

(2) 農ライフ創生センター事業

定年退職者などを新たな農業の担い手として育成するため、2年間の農作物の栽培技術研修を実施しています。合わせて、研修修了者に対して農地仲介も行っています。

平成25年度は、9期生46人、10期生61人、11期生38人が受講しました。修了した9期生の内、19人の新規就農者に対して約3.8haの農地を仲介しました。

〔農ライフ創生センター〕

(3) 都市農山村交流事業

都市と農山村の交流拡大を図るため、グリーンツーリズム事業の推進に対し支援しました。

〔農政課〕

支援した交流事業の主なもの

- ・都市部の大人や子どもが農山村体験や農家ホームステイなどをする事業
- ・農山村を紹介するパンフレットの作成・配布や各種イベントを開催する情報発信事業

(4) 矢作川学校

豊田市矢作川研究所内に事務局を置く矢作川学校は、環境教育の一環として、川遊びを通して川の自然や文化を守り継承する子どもを育成するために、小中学校の総合的学習、交流館等が主催する自然環境学習や生き物観察会への講師派遣、魚釣りなど川遊びや生き物にふれあうイベントを行っています。

平成25年度は、40回1,608名の参加者がありました。

〔河川課〕



水生生物観察会

(5) 学校教育における自然体験学習の実施

① 自然体験学習事業（中学校 2 年生対象）

自然を大切に作る心や望ましい人間関係を育むため、各学校は、夏季又は冬季の活動をそれぞれ工夫しています。 [学校教育課]

H25 自然教室の実績（中学 2 年生）

	実施校数 (%)	参加人数
夏季の自然体験	6 校 (16.2%)	815 人
冬季の自然体験	21 校 (77.8%)	3,423 人
(宿泊先) 国立乗鞍青年の家、国立若狭湾少年自然の家、国立立山少年自然の家 国立妙高少年自然の家、アイシンリゾート治部坂悠遊館等 夏季の自然体験例：野外炊飯、釣り、筏、カッター訓練、シュノーケリング、カヌー、水泳、 散策、登山、農業体験、アスレチック、川遊び、等 冬季の自然体験例：スキー実習、雪上運動会、立志の会、星の観察、等		

② 自然体験学習事業（小学校 5 年生・中学校 1 年生対象）

本市では、市内の施設を活用して、小学校 5 年生と中学校 1 年生対象の自然体験学習を支援しています。 [学校教育課]

H25 自然体験学習の実績（小学 5 年生・中学 1 年生）

実施学年	実施校数 (%)	参加人数
小学校 5 年生	69 校 (93.2%)	4,073 人
中学校 1 年生	27 校 (100%)	4,227 人
(宿泊先) 豊田市総合野外センター（少年自然の家・青少年キャンプ場） 62 校（小 50、中 12） 愛知県旭高原少年自然の家 34 校（小 19、中 15） ※小学校 5 校は、隔年で 5、6 年生合同実施。平成 25 年度は実施せず。 小学校 5 年生自然体験例：野外炊事、クラフト作り、川遊び、火起こし体験、 キャンプファイヤー、アスレチック、天体観測、魚つかみ、 はし作り、等 中学校 1 年生自然体験例：野外炊飯、火起こし体験、キャンプファイヤー、登山、 ウォークラリー、ハイキング、ネイチャーゲーム、カヌー、 アスレチック、等		

(6) とよたエコツアーリズム事業

近年、全国各地の観光名所を巡り歩く従来型の旅行とは違う、地域の自然や文化とのふれあいを求める「エコツアー」への関心が高まってきました。

本市では、平成 25 年度に自然観察の森のイベントとして、「挙母の名木めぐり」を実施しました。 [環境政策課]

平成 25 年度 エコツアーの実施状況

エコツアー名	月 日	参加者	内 容
挙母の名木めぐり (挙母地区)	10 月 2 日	18 人	挙母地区の名木の鑑賞

第4章 循環型のライフスタイル・産業活動への転換

本市では、ごみの発生抑制（リデュース）を最優先に、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに積極的取り組み、さらなる廃棄物の減量化・資源化を進めることにより、循環型のライフスタイルが進んだ都市をめざしています。

第1節 環境の状況

（1）ごみ処理事業

家庭から排出されるごみは市が収集し、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物（ごみ）については自己搬入又は許可業者が収集しています。収集されたごみの大半は市処理施設で処分しますが、一部は民間処理業者でも処分しています。〔ごみ減量推進課〕

（2）ごみの排出

平成25年度に市民及び事業者が排出したごみの量は、141,759tであり、平成24年度に比べ、1,304t（0.93%）増加しました。また、1日1人当たりのごみの量は919g（家庭系のみ675g）でした。〔ごみ減量推進課〕

単位当たりのごみの量

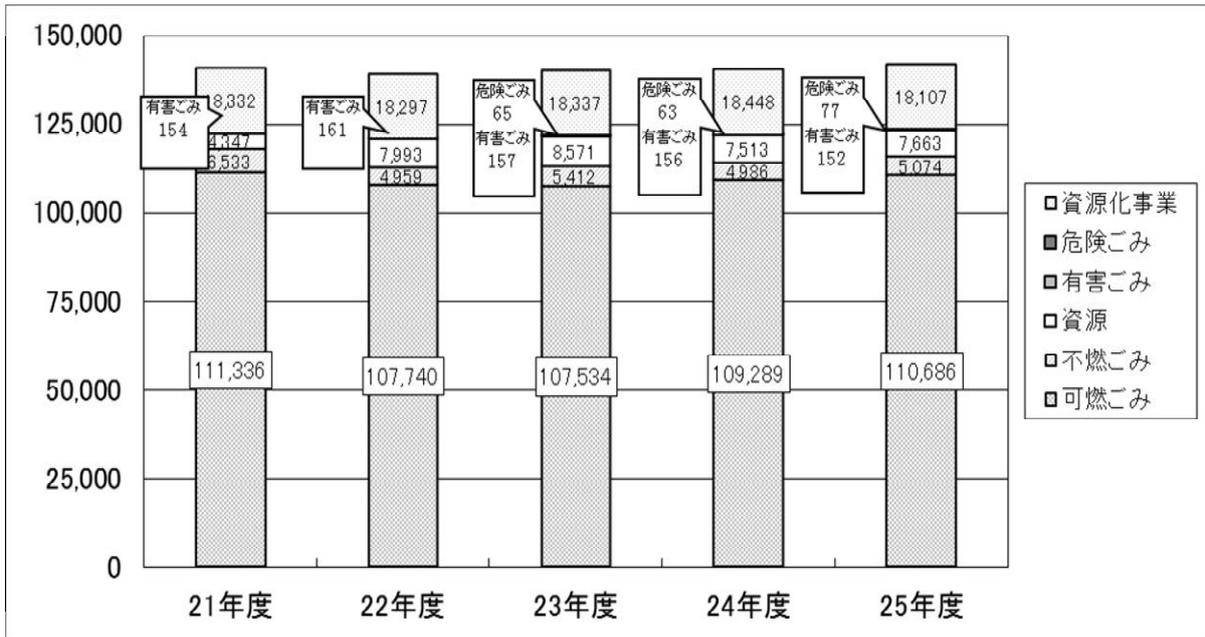
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1日当たりのごみの量	412t	402t	385t	381t	383t	385t	388t
1人1日当たりのごみの量	982g	949g	910g	900g	904g	908g	919g
1人1年当たりのごみの量	359kg	347kg	332kg	328kg	331kg	331kg	335kg

ごみの排出量と処理量の内訳

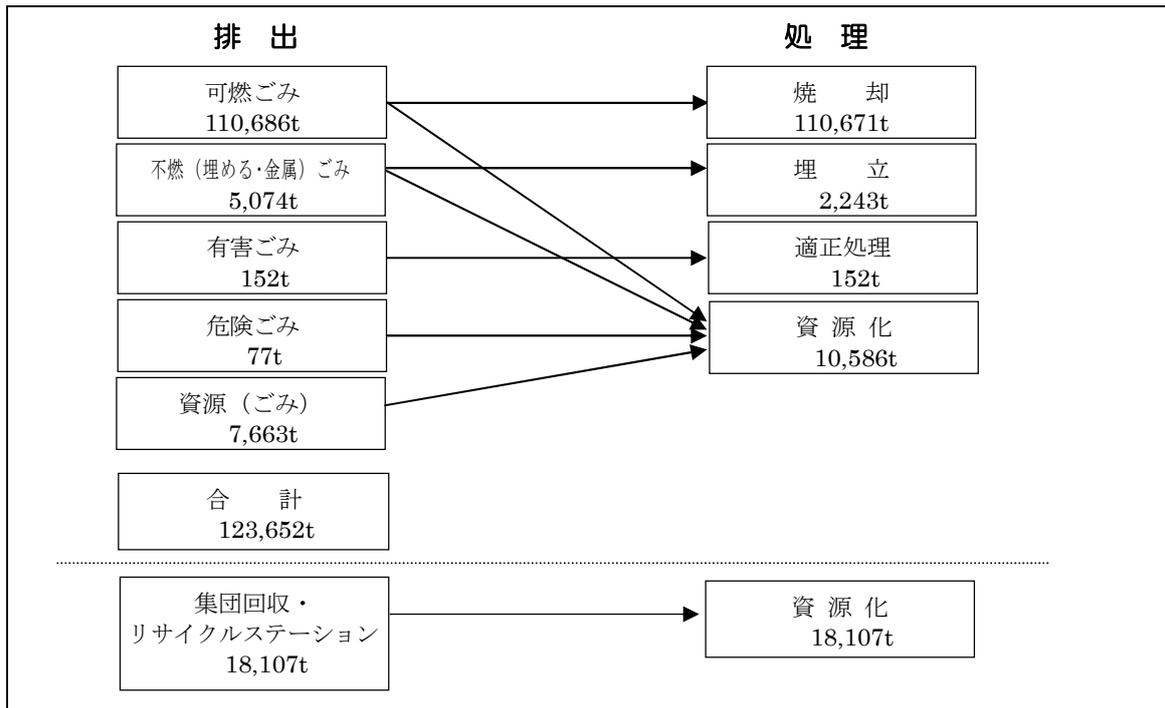
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
総量	150,243t	146,659t	140,693t	139,157t	140,076t	140,455t	141,759t
焼却量	115,729t	112,610t	108,821t	107,252t	107,523t	109,275t	110,671t
埋立量	1,654t	2,983t	2,875t	2,604t	2,653t	2,194t	2,243t
適正処理量※	167t	161t	154t	161t	157t	156t	152t
資源化量	32,693t	30,905t	28,843t	29,140t	29,743t	28,830t	28,693t

※適正処理量：市で処理できない有害ごみの量（民間処理業者で処理）

ごみ量の推移



ごみ（一般廃棄物）処理フロー（平成 25 年度）



(3) 分別収集の実施

家庭から排出されるごみと資源は、平成9年度に6分別8種類、平成23年度からは7分別10種類の収集をステーション方式で行い、粗大ごみは戸別有料収集方式で行っています。

[清掃業務課]

ステーションの数（平成 26 年 3 月末現在）

資源ステーション		1,673 か所
分別ごみステーション	燃やすごみ用	5,360 か所
	金属ごみ・埋めるごみ用	4,502 か所

資源・ごみの分別

分 別		収 集	出し方など	
資源	プラスチック 製容器包装	週 1 回	指定ごみ袋（黒文字）	分別ごみ ステーション
	ガラスびん	月 1 回 (資源の日)	資源ステーション	
	飲料 缶 ペットボトル			
有害ごみ				
燃やすごみ		週 2 回	指定ごみ袋（緑文字）	分別ごみ ステーション
金属ごみ		月 1 回	指定ごみ袋（青文字）	
埋めるごみ		月 1 回	指定ごみ袋（赤文字）	
粗大ごみ		申込制	戸別有料収集	

(4) 指定ごみ袋

本市では、昭和 42 年に市指定ごみ袋（紙製）を採用、平成 5 年に半透明のポリエチレン製袋に変更しました。平成 17 年 7 月から形状を現在のレジ袋型に変更し、燃やすごみ用（緑文字）、金属ごみ用（青文字）、埋めるごみ用（赤文字）の 3 種類、平成 19 年 4 月からプラスチック製容器包装（黒文字）を加えた 4 種類になりました。自治区を通じてあっせん販売するとともに、市内のスーパーなどでも販売しています。自治区あっせん販売価格は、1 パック（大は 20 枚入り、小は 30 枚入り）150 円です。〔清掃業務課〕

(5) ごみ処理施設（一般廃棄物の処理施設）

【豊田市施設】

<p>渡刈クリーンセンター〔ごみ処理施設〕</p> <p>所在地：豊田市渡刈町大明神 39-3</p> <p>処理方式：全連続燃焼方式 (流動床式熱分解ガス化熔融方式)</p> <p>能 力：405 t/24h (135t/24h×3 炉)</p>	<p>緑のリサイクルセンター</p> <p>〔有機性廃棄物資源化施設〕</p> <p>所在地：豊田市枝下町下笹沢 197</p> <p>処理方式：破碎＋発酵＋熟成</p> <p>処理能力：26 t/日</p>
<p>藤岡プラント〔ごみ処理施設〕</p> <p>所在地：豊田市下川口町奥山 516-4</p> <p>処理方式：全連続燃焼方式（ストーカ方式）</p> <p>能 力：90 t/24h</p>	<p>砂川衛生プラント〔し尿・汚泥処理施設〕</p> <p>所在地：みよし市三好丘旭 4-19-15</p> <p>処理方法：標準脱窒素処理方式 ＋高度処理</p> <p>処理能力：200kl/日</p>
<p>グリーン・クリーンふじの丘〔埋立処分施設〕</p> <p>所在地：豊田市藤岡飯野町大川ケ原 1161-89</p> <p>敷地面積：52ha 埋立容量：125,000m³</p>	

【逢妻衛生処理組合施設】

逢妻衛生処理場〔し尿・汚泥処理施設〕

所在地：豊田市前林町前越 1

処理方法：浄化槽汚泥専用処理方式
標準脱窒素処理方式

} + 高度処理

処理能力：350kℓ/日

〔清掃施設課〕

(6) し尿処理

し尿収集は、市の直営及び委託業者による収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集を行っており、し尿の収集は、くみ取り確認券の購入によって行っています。し尿及び浄化槽汚泥の処理は、砂川衛生プラント及び逢妻衛生処理場にて行っています。

し尿くみ取り世帯数は、平成 25 年度末現在 2,545 世帯で、平成 25 年度のし尿処理量実績は 7,961kℓ、汚泥処理量実績は 103,188kℓ でした。し尿くみ取り世帯数及びし尿処理量は、合併処理浄化槽や下水道への切替えが進んでいることから、年々減少しています。〔清掃業務課〕

第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の促進

施策の基本的方向

ごみの発生抑制（ごみになるものはことわる・ごみはつくらない）を最優先に取り組みます。

1 家庭系廃棄物の減量

生ごみの発生抑制の推進

① 生ごみのひとしぼり運動の周知啓発の実施

毎年広報とよた3月15日号に折り込んで全世帯配布する、ごみカレンダー「資源・ごみの分け方、出し方」に、水分ひとしぼり運動について掲載し、周知啓発を行いました。また、ごみ袋パックに啓発チラシを同封し、出前講座等で配布しました。5月に地区ごとに開催した自治区対象の環境委員情報交換会等においても、チラシを配布するなど、情報発信と啓発活動を行いました。〔ごみ減量推進課〕

② 生ごみ処理機器購入補助事業

家庭から出る生ごみを家庭で処理するための生ごみ処理機器等の購入に対して、補助金を交付しています。平成25年度の補助実績は、堆肥化容器118基、生ごみ処理機122基でした。〔ごみ減量推進課〕

【平成25年度生ごみ処理機器購入補助事業の概要】

- ・補助対象：市内に住民登録し、市税を完納している人が、国内の販売店で購入したもの
ただし、処理機は1世帯につき1基
- ・手続：購入→申請→補助金交付
- ・補助額：購入費の1/2 上限20,000円

2 事業系廃棄物の減量

(1) 排出事業者に対する事業系一般廃棄物の排出抑制の推進

廃棄物適正処理推進員による排出事業者への訪問啓発を491件行いました。また、ごみ処理施設において、搬入前検査を行い、収集運搬業者及び排出事業者に対して適正処理の指導等を行いました。〔ごみ減量推進課〕

(2) 給食から排出される生ごみの堆肥化

以下に示す各給食センター等の生ごみは、豊田市緑のリサイクルセンターへ搬入し、堆肥化しています。〔保健給食課〕

緑のリサイクルセンターへの搬入状況（平成25年度）

排出元	搬入合計	排出元	搬入合計
中部給食センター	71,780kg	足助給食センター	7,975kg
北部給食センター	70,960kg	藤岡給食センター	29,230kg
平和給食センター	104,570kg	豊田養護学校	7,460kg
南部給食センター	100,080kg	トフス	57,062kg
東部給食センター	134,675kg	豊田食品	32,320kg

第3節 廃棄物の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進

施策の基本的方向

再使用、再生利用をさらに進めて、資源の循環利用を推進します。

1 再使用（リユース）の促進

（1）不用品紹介制度

家庭にある不用品を「ごみ」として捨てるのではなく、必要とする人に譲ることにより無駄の無い消費生活を実践し、物を大切にする「リユース」の普及を目的として、不用品等の情報の提供を行っています。

平成25年度の利用実績は、次のとおりでした。 [消費生活センター]

登録件数			成立
さしあげます	譲ります	譲って下さい	
615	377	1,352	
2,344			

利用実績（平成25年度） (件)

（2）粗大ごみの再生施設「リユース工房」

物を大事に長く使う意識啓発やごみの減量化や再使用・リサイクルに対する理解を深めるために、家庭から粗大ごみとして排出された家具等を清掃・補修し、リユース（再使用）家具として展示販売（入札方式）する事業を行っています。

[ごみ減量推進課]

リユース家具 展示販売実績（平成25年度）

展示数	落札件数	入札件数	落札額合計(円)
510	483	1,717	1,164,300

※ 実展示数は、483件です。

※ 「出張！リユース工房（中央図書館、産業フェスタ）」分を除く

2 再生利用（リサイクル）の促進

（1）ごみ減量に向けた資源化の推進

① 資源の日及びプラスチック製容器包装の分別収集

「資源の日」、「プラスチック製容器包装」の収集日を設け、ガラスびん、飲料缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装を分別収集しています。

資源の日・プラスチック製容器包装 分別収集実績（平成25年度）

ガラスびん	飲料缶	ペットボトル	プラスチック製容器包装
1,218t	27t	105t	1,860t

② 集団回収

学校や子ども会など、集団（廃品）回収を実施した団体に、回収量に応じて報奨金を交付しています。平成 25 年度の実績は、回収量 6,287t（古紙類 6,136t、古布 151t）でした。

③ リサイクルの家設置事業

ごみの資源化と減量化を図るために、自治区にリサイクルの家を設置し、古紙やアルミ缶等の資源類を一時的に保管する場所としています。平成 25 年度は 7 自治区に 9 基設置しました。

前年度に設置の要望申請の受付を行い、その要望に対して設置しています。

④ 金属ごみ等リサイクル事業

民間処理施設において金属ごみ、不燃性粗大ごみ、危険ごみ等から金属を回収し、リサイクルを推進しています。また、金属ごみからは小型家電を含む廃家電等を抜取り、レアメタルを回収できる業者に売却しています。平成 25 年度の実績は、金属ごみの総量 2,827t のうち回収量 1,802t（金属・非鉄 1,541t、小型家電 261t）でした。

⑤ 搬入ごみ資源回収

渡刈クリーンセンターや藤岡プラントに自己搬入されたごみの中や焼却残さから、資源を選別・回収しています。平成 25 年度の実績は、古紙 15t、金属（焼却残さ）387t でした。

⑥ 施設へ直接搬入された資源

グリーン・クリーンふじの丘へ直接持ち込まれた資源（ガラスびん、飲料缶）を回収しています。平成 25 年度の実績は、回収量 306t（ガラスびん 295t、飲料缶 11t）でした。

〔ごみ減量推進課〕

クローズアップ

小型家電の全量回収を開始しました

平成 25 年 4 月、使用済となった小型電子機器等に含まれている金属の再資源化の促進や、廃棄物の適正な処理及び有効利用を図ることを目的として、「小型家電リサイクル法」が施行されました。市では、平成 21 年 11 月から「金属ごみ」として回収した中から、使用済小型電子機器を抜き取っています。



更に平成 25 年 10 月からは、国が定めた制度対象 28 分類の全てについて抜き取り、国が認定した認定事業者に引き渡して、資源の有効利用に努めています。

〔ごみ減量推進課〕

(2) リサイクルステーション

大型店舗の駐車場等に常設ステーションを設置し、古紙類、古布、飲料缶、ペットボトル、ガラスびん等を回収しています。また、平成 25 年 7 月から渡刈町リサイクルステーションで、事業系古紙類を回収しています。平成 26 年 3 月には岩倉町リサイクルステーションを整備し、市内 22 か所になりました。

平成 25 年度の実績は次のとおりです。

[ごみ減量推進課]

リサイクルステーション回収実績（平成 25 年度）

古紙類※	古布	飲料缶	ペットボトル	ガラスびん	プラスチック製 容器包装	合計																																		
8,279t	504t	491t	835t	1,412t	281t	11,802t																																		
<p>○リサイクルステーション設置場所</p> <table border="0"> <tr> <td>1 若林東町(スーパーやまのぶ若林店 駐車場)</td> <td>18 稲武町(稲武交流館駐車場)</td> </tr> <tr> <td>2 広路町(イオン豊田店 西駐車場)</td> <td>19 小渡町(旭支所駐車場)</td> </tr> <tr> <td>3 宝来町(東山体育センター 駐車場)</td> <td>20 大林町(末野原中学校北)</td> </tr> <tr> <td>4 畝部西町(Aコープうねべ店 駐車場)</td> <td>21 御幸本町(メグリア本店東側)</td> </tr> <tr> <td>5 四郷町(愛環四郷駅南マレットゴルフ場入口)</td> <td>22 岩倉町(岩倉小学校南)</td> </tr> <tr> <td>6 西中山町(メグリア藤岡店敷地内)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 梅坪町(三洋堂書店梅坪店 南隣)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 渡刈町(渡刈クリーンセンター東 伊勢湾岸道高架下)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 大沼町(下山トレーニングセンター 南側)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 東保見町(愛環保見駅東 高架下)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 藤岡飯野町(ふじのさと 南側)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 上郷町(愛環三河上郷駅北 高架下)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 前田町(フィール・フードメッセトヨタ 東駐車場)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 高町(豊田市運動公園陸上競技場 北東)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 土橋町(アピタ豊田元町店 西側駐車場)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 小原町(小原支所駐車場)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 高丘新町(高岡公園駐車場)</td> <td></td> </tr> </table>							1 若林東町(スーパーやまのぶ若林店 駐車場)	18 稲武町(稲武交流館駐車場)	2 広路町(イオン豊田店 西駐車場)	19 小渡町(旭支所駐車場)	3 宝来町(東山体育センター 駐車場)	20 大林町(末野原中学校北)	4 畝部西町(Aコープうねべ店 駐車場)	21 御幸本町(メグリア本店東側)	5 四郷町(愛環四郷駅南マレットゴルフ場入口)	22 岩倉町(岩倉小学校南)	6 西中山町(メグリア藤岡店敷地内)		7 梅坪町(三洋堂書店梅坪店 南隣)		8 渡刈町(渡刈クリーンセンター東 伊勢湾岸道高架下)		9 大沼町(下山トレーニングセンター 南側)		10 東保見町(愛環保見駅東 高架下)		11 藤岡飯野町(ふじのさと 南側)		12 上郷町(愛環三河上郷駅北 高架下)		13 前田町(フィール・フードメッセトヨタ 東駐車場)		14 高町(豊田市運動公園陸上競技場 北東)		15 土橋町(アピタ豊田元町店 西側駐車場)		16 小原町(小原支所駐車場)		17 高丘新町(高岡公園駐車場)	
1 若林東町(スーパーやまのぶ若林店 駐車場)	18 稲武町(稲武交流館駐車場)																																							
2 広路町(イオン豊田店 西駐車場)	19 小渡町(旭支所駐車場)																																							
3 宝来町(東山体育センター 駐車場)	20 大林町(末野原中学校北)																																							
4 畝部西町(Aコープうねべ店 駐車場)	21 御幸本町(メグリア本店東側)																																							
5 四郷町(愛環四郷駅南マレットゴルフ場入口)	22 岩倉町(岩倉小学校南)																																							
6 西中山町(メグリア藤岡店敷地内)																																								
7 梅坪町(三洋堂書店梅坪店 南隣)																																								
8 渡刈町(渡刈クリーンセンター東 伊勢湾岸道高架下)																																								
9 大沼町(下山トレーニングセンター 南側)																																								
10 東保見町(愛環保見駅東 高架下)																																								
11 藤岡飯野町(ふじのさと 南側)																																								
12 上郷町(愛環三河上郷駅北 高架下)																																								
13 前田町(フィール・フードメッセトヨタ 東駐車場)																																								
14 高町(豊田市運動公園陸上競技場 北東)																																								
15 土橋町(アピタ豊田元町店 西側駐車場)																																								
16 小原町(小原支所駐車場)																																								
17 高丘新町(高岡公園駐車場)																																								



リサイクルステーション

※事業系のものは含まず。

事業系古紙については、21t 回収しました。

クローズアップ

岩倉町リサイクルステーションを整備しました



平成 26 年 3 月、これまで松平地区には無かったリサイクルステーションを新たに整備しました。平成 26 年 4 月から、古紙類、古布、飲料缶、ペットボトル、ガラスびん等を回収し、資源化量の増加を促進します。

[ごみ減量推進課]

(3) 緑のリサイクルセンター

一般廃棄物処理基本計画の基本方針の一つに掲げている「資源循環の促進」を図る施設として、刈草・せん定枝及び食品残さを堆肥化する「緑のリサイクルセンター」が平成 22 年 7 月にオープンしました。平成 22 年度は、製造した堆肥を幅広く利用してもらうため、無料での配布を行いました。平成 23 年度からは堆肥の販売を開始しています。〔清掃施設課〕

刈草・せん定枝堆肥化実績（平成 25 年度）

堆肥製造量	堆肥有効利用量	チップ有効利用量
1004t	826t	23t

(4) 溶融スラグの資源化の促進

溶融スラグとは、一般廃棄物を 1,200 度以上の高温で溶かし、冷却・固化することでできる物質です。廃棄物の溶融固化については、廃棄物の減容化に有効であるとともに、溶融スラグを路盤材やコンクリート用骨材などの建設資材として利用することで、最終処分場の延命化にも有効的です。渡刈クリーンセンターで製造される溶融スラグは、市内の公共工事で有効利用しています。〔清掃施設課〕



溶融スラグストックヤード

溶融スラグ有効利用量（平成 25 年度）

一般廃棄物 処理量	溶融スラグ 製造量	溶融スラグ 有効利用量
96,249t	3,617t	2,774t



溶融スラグ

(5) 除籍図書資料の再生利用

図書館では、中央館・ネットワーク館（交流館等）の除籍図書資料を学校等に配布したり、市民に無償で提供したりしています。また、読めなくなった図書、新聞、雑誌等は古紙回収業者に回収を依頼しています。

平成 25 年度は、約 24,000 冊を無償提供、約 4.2t を古紙回収業者による資源回収へと提供しました。〔図書館〕

第4節 廃棄物の適正処理の推進

施策の基本的方向

廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止します。

1 一般廃棄物の適正な処理

不法投棄パトロール隊の活動支援

まちの美観等を阻害する不法投棄やごみのポイ捨て等の発生を防止し、市民の生活環境の向上及び地球環境の保全を図るため、不法投棄パトロール隊の活動に対し必要な支援を行ない、美しいまちづくりを進めました。

平成25年度末時点の不法投棄パトロール隊は、171団体5,891人です。

また、不法投棄やごみ散乱の未然防止の意識醸成を図るため、ポイSTOP計画に基づき、環境教育の一環として「小学校ポイSTOPキャラバン」を実施しています。〔清掃業務課〕



ポイSTOPくん

2 産業廃棄物の適正な処理

(1) 産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況

本市の許可を有する産業廃棄物処理業者数は、次のとおりです。

〔廃棄物対策課〕

産業廃棄物処理業者数（各年度末現在）

種 類	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			合 計		
	H23	H24	H25	H23	H24	H25	H23	H24	H25
収集運搬業	287	218	170	21	17	8	308	235	178
処分業	75	77	76	5	6	6	80	83	82
合 計	362	295	246	26	23	14	388	318	260

また、市内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場設置状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理施設設置状況（法律で定めるものに限る：各年度末現在）

中間処理の形式	処分業での施設数			自社処理での施設数			合 計		
	H23	H24	H25	H23	H24	H25	H23	H24	H25
汚泥の脱水	2	2	2	30	29	29	32	31	31
汚泥の焼却	2	3	3	1	1	1	3	4	4
汚泥の乾燥	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の油水分離	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却	2	3	3	1	1	1	3	4	4
廃酸・廃アルカリの中和	0	0	0	1	1	1	1	1	1
廃プラスチック等の 破砕施設	35	37	39	2	2	4	37	39	43
廃プラスチックの焼却	3	4	4	1	1	1	4	5	5
汚泥のコンクリート固化	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	2	3	3	1	1	1	3	4	4
廃PCB等又はPCB 処理物の分解施設	1	1	1	0	0	0	1	1	1
計	47	53	55	37	36	38	84	89	93

産業廃棄物最終処分場設置状況（各年度末現在）※

処分場の形式	処分業の施設数			自社処理等の施設数			合計		
	H23	H24	H25	H23	H24	H25	H23	H24	H25
しゃ断型※	0	0	0	1	0	0	1	0	0
安定型※	4	4	4	0	0	0	4	4	4
管理型※	2	1	1	0	0	0	2	1	1
計	6	5	5	1	0	0	7	5	5

※ 既に埋立てを終了し、維持管理のみを行っている施設を除く。

※ しゃ断型最終処分場：コンクリート製の仕切りなどで雨水、公共の水域、地下水としゃ断され、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいなどを埋立処分できる処分場。

※ 安定型最終処分場：性状が安定し、絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがない産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋立処分できる処分場。産業廃棄物の飛散及び流出の防止を配慮した構造となっている。

※ 管理型最終処分場：燃え殻、汚泥や腐敗性があり地下水を汚染する恐れのある産業廃棄物でも埋め立てることができる処分場。内部から生ずる浸出液による公共用水域や地下水への汚染を防止するための設備を備えている。

（２）（公財）豊田加茂環境整備公社

豊田市及びみよし市内の企業等から排出される廃棄物の適正な処理を推進し、地域生活環境の保全及び産業の健全な発展を図ることを目的として、平成元年に第三セクターの公益財団法人豊田加茂環境整備公社（旧名称：財団法人豊田加茂産業廃棄物処理公社）が設立され、平成４年から御船産業廃棄物処分場（管理型最終処分場）で埋立処分を開始しています。現在、市内企業を中心に 100 余社から排出される燃え殻、鉍さい、廃プラスチック類、汚泥などの埋立処分を行っており、平成 9 年度から 2 か所、平成 15 年度から 1 か所、計 3 か所の圏域内の清掃工場から排出される一般廃棄物の焼却灰もあわせて埋立処分しています。

平成 25 年度の廃棄物総受入量は約 91,600t で、このうち約 82,200t が産業廃棄物、約 9,400 t が一般廃棄物の焼却灰でした。 [ものづくり産業振興課]

廃棄物受入実績

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
産業廃棄物	123,100t	113,700t	90,800t	82,200 t
一般廃棄物	19,800t	8,900t	9,300t	9,400 t
総受入量	142,900t	122,600t	100,100t	91,600 t

（３）「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」による届出

「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の規定に基づき、各種届出等を受理しました。 [廃棄物対策課]

条例に基づく届出件数（平成 25 年度）

届出の種類	件数
県外産業廃棄物搬入	105
市外産業廃棄物搬入	3741
特定産業廃棄物保管	5
大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画	15
小規模産業廃棄物焼却施設等設置	0
小規模処理施設設置	1
説明会開催	0
計画内容周知	7
廃棄物処理施設設置事業計画書・環境保全対策書	4

※平成 25 年 10 月の条例改正に伴い、県外産業廃棄物搬入届出から市外産業廃棄物搬入届出に変更となりました。

（４）PCB 廃棄物の適正保管に関する調査・公表

PCB 特別措置法に基づき、市内の事業場から、平成 24 年度の PCB を含む廃棄物の保管状況、PCB 使用製品の使用状況の届出を受け、公表しました。この調査の結果、PCB 廃棄物保管事業場数は延べ 264 事業場、PCB 使用製品使用事業場数は延べ 53 事業場ありました。また、日本環境安全事業(株)による PCB 廃棄物の処理により、平成 25 年度は、市内で保管されていた 216 台のコンデンサが適正処理されました。〔廃棄物対策課〕

（５）自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、使用済自動車を再資源化するための引取業及びフロン回収業の登録、解体業及び破砕業の許可が必要です。

本市においても、これらの業の登録・許可に関する事務によって下記の事業所数の登録・許可をしています。〔廃棄物対策課〕

自動車リサイクル法に基づく事業所数（平成 25 年度末現在）

登録		許可	
引取業	フロン回収業	解体業	破砕業
172	69	16	8

(6) 適正処理指導及び不適正処理の防止

廃棄物処理施設の適正な維持管理指導のために、排出事業者及び廃棄物処理業者の施設に立入検査を行い、適正処理指導を行いました。

また、野焼きや不法投棄などの不適正処理の防止及び許可業者の適正処理推進のためにパトロールを行い、平成 25 年度は、延べ 3,724 件の事業場に立ち入りました。また、関係機関、関係部署との連携を図り対応しました。

排出事業者から排出される廃棄物の適正処理の推進を強化するため、平成 24 年 10 月から廃棄物適正処理推進員により、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付状況、保管状況、委託契約締結状況確認など訪問啓発を 757 件（平成 24 年度：266 件／平成 25 年度：491 件）行いました。 [廃棄物対策課]

立入件数

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
定期立入(排出事業者及び廃棄物処理業者)	171	263	440	1,472
その他立入	514	1,089	872	2,252
合計	685	1,352	1,312	3,724

(7) 不法投棄等の通報体制

本市は、日頃、市内において幅広く業務を行っている 9 団体（愛知県タクシー協会豊田支部、中部電力(株)豊田営業所、日本郵便(株)豊田郵便局等）と「通報に関する覚書」を締結しており、覚書締結団体の社員等は業務の途中で廃棄物の不法投棄等の異変を発見した場合、速やかに市へ通報し、市は早期に対応することにより、市民の安全と安心の確保と地域環境の保全を図っています。

平成 25 年度は、不法投棄の通報が 1 件ありました。 [廃棄物対策課]

団体からの通報件数

年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
件数	1	0	1

(8) 苦情相談への対応

市民・企業等から平成 25 年度に寄せられた産業廃棄物に関する苦情の総件数は 52 件で、平成 24 年度と比較して 3 件減少しました。苦情の主な内容としては、廃棄物の野焼き、不法投棄等です。 [廃棄物対策課]

(9) 不適正処理に対する行政処分

パトロールや市民等からの通報や苦情、立入検査等によって不適正処理事案が発見されることがあります。発見後は、速やかに原因者に対してその行為を中止させ、原状回復措置を求め指導や許可の取消しなどの行政処分を行っています。

平成 25 年度は、排出事業者及び処理業者等に対し、指導票による改善指導 55 件、改善勧告 2 件の計 56 件の行政指導と、処理業の許可取消 2 件、措置命令 3 件の計 5 件の行政処分を行い、不適正処理事案の改善を図りました。 [廃棄物対策課]

(10) 航空写真を解析した不法投棄等監視システム事業

通常業務では把握できない地域における不法投棄等の監視の充実を図るため、平成 20 年度から航空写真を解析して現地調査を行っています。これにより、地図に載っていない道の先にある不法投棄現場など、発見が困難な場所での不法投棄等の確認をすることができます。

平成 25 年度は、3,990 地点を調査地点とし、3,721 地点の写真判定と 269 地点の現地調査を行い、その内 34 件の不適正処理を発見しました。 [廃棄物対策課]

航空写真を解析した不法投棄等監視 調査地点・不適正処理発見状況

年度	H24 年度	H25 年度
調査地点	3,365 地点	3,990 地点
うち写真判定	1,367 地点	3,721 地点
うち現地調査	1,998 地点	269 地点
不適正処理発見件数 (件)	40 件	34 件

第5章 安全・安心で快適な生活環境の保全

本市では、産業型公害などの従来型の公害問題に加え、水質汚濁や自動車公害などの都市型公害、さらには私たち人間を含む生物への悪影響が懸念される有害化学物質による新たな環境問題に的確に対応し、すべての市民が健康に暮らせる安全・安心な環境が確保された都市をめざしています。

また、魅力ある景観を保全し創出するとともに、地域の歴史・文化の保全と活用、地域生活のマナーやルールの順守などにも積極的に取り組み、市民が快適な生活環境の中で暮らすことのできる都市をめざしています。

第1節 環境の状況

(1) 公害に関する苦情

市民から寄せられる公害に関する苦情相談は、生活に密着したものが多く、原因や被害状況も多種にわたっています。

平成25年度の苦情相談件数は233件（延べ293件）でした。野外焼却等に起因する大気汚染117件（40%）、騒音72件（25%）及び悪臭64件（22%）に関する苦情で全体の約8割以上を占めました。 [環境保全課]

公害に関する苦情受付件数

種類	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	主な原因
大気	119	103	98	87	117	野焼きや焼却炉等のばい煙、粉じん 廃材・プラスチック等の屋外焼却
水質	18	24	22	22	20	油類の流出、排水、建設工事に伴う汚濁水の流出
騒音	68	65	75	53	72	工場の作業音、建設の作業音、飲食店のカラオケ
振動	7	6	0	9	12	建設作業、通過車両
悪臭	71	49	63	76	64	畜産、工場、排水、野外焼却
その他	11	13	23	7	8	廃棄物、電波障害、害虫の発生
受付件数※	267	231	233	207	233	

※ 苦情受付件数は、苦情の種類が重複しているものがあり、合計件数と一致しないことがある

(2) 企業との協定—公害防止協定及び環境の保全を推進する協定

本市では、昭和48年から市内に立地する企業と市との間で、「公害防止協定」を締結してきました。その後、平成20年度から、事業者と共働して持続可能な社会の構築をめざして、公害防止協定の内容に、環境に配慮した自主的取組の推進を盛り込んだ「環境の保全を推進する協定」へ改称し、改定締結や新規締結を進めています。平成25年度末までに、「公害防止協定」を52社、「環境の保全を推進する協定」を36社と締結しています。

これら協定では、法律や県条例の公害規制値より厳しい協定値を定めるとともに、定期的に測定し、その結果を報告するよう規定しています。

なお、「公害防止協定」、「環境の保全を推進する協定」については、「第2章第3節1（1）環境の保全を推進する協定」にも掲載しています。 [環境保全課]

第2節 大気汚染の防止

施策の基本的方向

事業活動や自動車の利用によって排出される大気汚染物質の削減を図ります。

1 大気汚染の監視・調査の実施

(1) 大気環境調査

① 大気測定局

市域の大気汚染の状況を把握するために、市内4か所の大気測定局で、大気汚染防止法に基づいた常時監視調査を実施しています。〔環境保全課〕

② 大気環境調査結果の概要

人の健康を保護する上で維持することが望ましい大気環境の条件として、環境基本法に基づき環境基準が定められています。

平成24年度は二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は、測定を実施しているすべての測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントは4局すべてで、微小粒子状物質(PM2.5)は2局において、環境基準を達成しませんでした。



市内の大気汚染測定地点

〔環境保全課〕

大気測定局における環境基準の達成状況 (○達成 ×非達成)

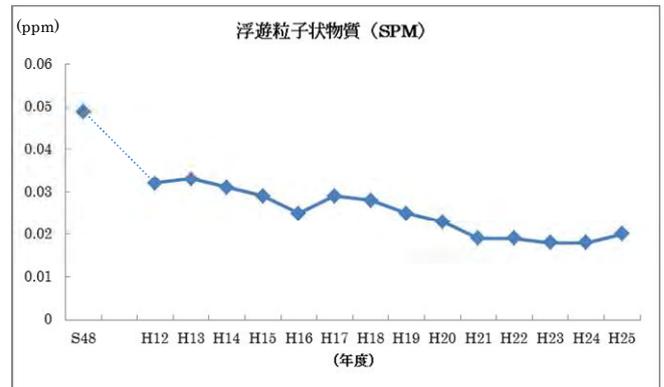
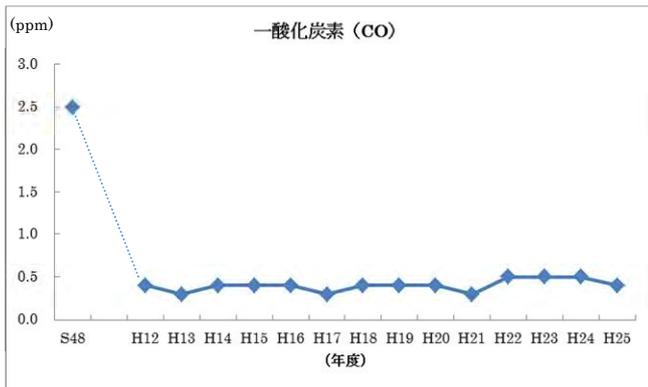
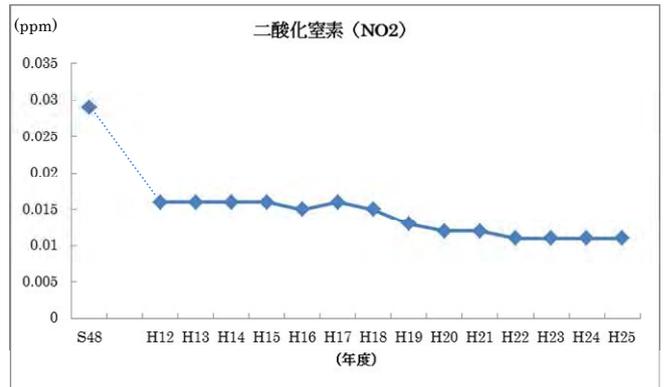
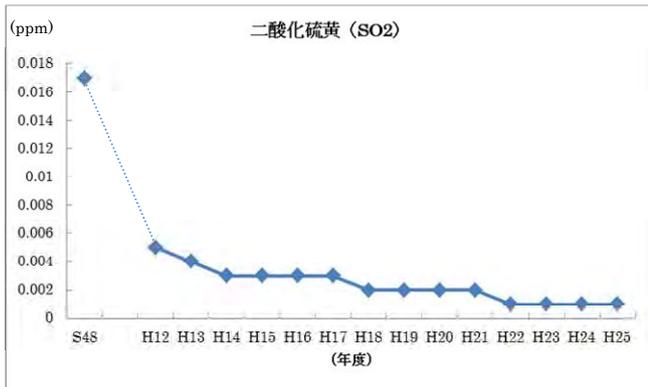
年度 測定局	二酸化硫黄 (SO ₂) 長期的評価			二酸化窒素 (NO ₂) 長期的評価			一酸化炭素 (CO) 長期的評価			浮遊粒子 状物質 (SPM) 長期的評価			光化学 オキシダント (Ox) 短期的評価			微小粒子 状物質 (PM2.5) 長期的評価		
	H 23	H 24	H 25	H 23	H 24	H 25	H 23	H 24	H 25	H 23	H 24	H 25	H 23	H 24	H 25	H 23	H 24	H 25
北部局 (加納町)	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	×	×	×	△	○	×
東部局 (宝来町)	○	○	○	○	○	○	△	△	△	×	○	○	×	×	×	△	※1	○
中部局 (三軒町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	△	※1	○
南部局 (竹元町)	○	○	○	○	○	○	△	△	△	×	○	○	×	×	×	△	○	×
全国※2 一般局 達成率	99.7%			100%			100%			99.7%			0.4%			43.3%		

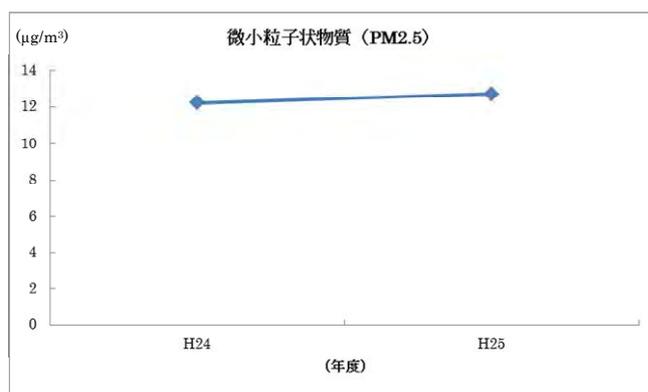
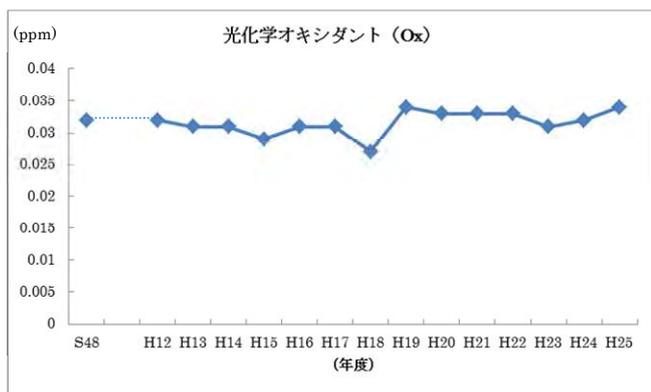
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
評価方法	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと	5時から20時の昼間時間帯の1時間値が年間を通じて0.06ppm以下に維持されること	1年平均値及び1日平均値のうち98パーセントイル値で評価する。

※1 平成24年度より測定を開始していますが、有効測定日数250日未満のため、環境基準の評価は行いません。

※2 「平成24年度大気汚染状況について（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告）」公表資料（平成26年3月28日）

大気汚染物質の経年変化（市内4局の年平均値）





二酸化硫黄、一酸化炭素に関しては、排出規制等の効果により、調査を開始した昭和48年度に比べて濃度は大幅に減少しています。全国の調査結果でも同様な傾向にあり、環境基準値と比較して低い値で推移しています。

二酸化窒素については、環境基準を達成し緩やかな減少傾向で推移しています。二酸化窒素を含む窒素酸化物は、燃料等の燃焼に伴って発生し、発生源は事業場のみにとどまらず自動車、家庭等多岐にわたっており、工場に対する排出規制や自動車に対する排出ガス規制などの対策が実施されています。

浮遊粒子状物質については、環境基準を達成し緩やかな減少傾向で推移していますが、平成25年度は前年度よりやや増加しました。浮遊粒子状物質の低減対策としては、工場からのばいじんや粉じん、自動車、特にディーゼル車からの黒煙の排出規制が行われています。

光化学オキシダントは、横ばい傾向で推移していますが、ここ2年は前年度よりやや増加傾向にあります。年平均値は0.033ppm程度であるものの、特に春から夏にかけて基準値を超えることがあり、すべての測定局で環境基準を達成していない状況が続いています。全国的にも達成率は0.5%と、非常に低い状況が続いています。

光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛みなど、健康被害が発生する恐れがあります。光化学オキシダント濃度が発令基準値以上となり、気象状況からその状態が継続又は悪化すると認められるときは、愛知県により光化学スモッグ注意報等が発令されます。平成25年度は、予報が1日発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。

微小粒子状物質 (PM2.5) は、東部局 (宝来町) と中部局 (三軒町) では環境基準を達成しましたが、北部局 (加納町) と南部局 (竹元町) でともに環境基準を達成しませんでした。例年、冬季から春季にかけてはPM2.5濃度の変動が大きく、上昇する傾向がみられ、夏季から秋季にかけては比較的安定するとされていますが、平成25年度は夏季～秋季にも環境基準の短期基準を超える濃度を観測しました。

PM2.5の濃度が高くなると呼吸器系や循環器系などに影響を及ぼす恐れがあります。注意喚起を行う場合の判断基準以上の濃度になると、愛知県より注意喚起情報が発令されます。平成25年度は注意喚起情報が1日発令されましたが、健康相談の問い合わせはありませんでした。

平成 25 年度 PM2.5 環境基準の短期基準を超えた日及び大気中濃度 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	7/12	7/28	8/9	8/10	8/11	9/13	11/2	11/3	2/25	2/26	3/17	3/18	計
北部	38	35	37	42	38	37	29	31	36	36	39	36	9日
東部	36	36	35	44	38	34	30	36	34	32	37	31	6日
中部	35	34	36	42	37	37	32	35	35	33	37	39	7日
南部	37	32	42	44	40	37	36	39	38	37	42	48	11日

※ 短期基準の評価は、98パーセントイル値で評価（有効測定日数が360日あったとして、7日までは日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える日があっても短期基準に適合する）

【大気汚染の原因物質】

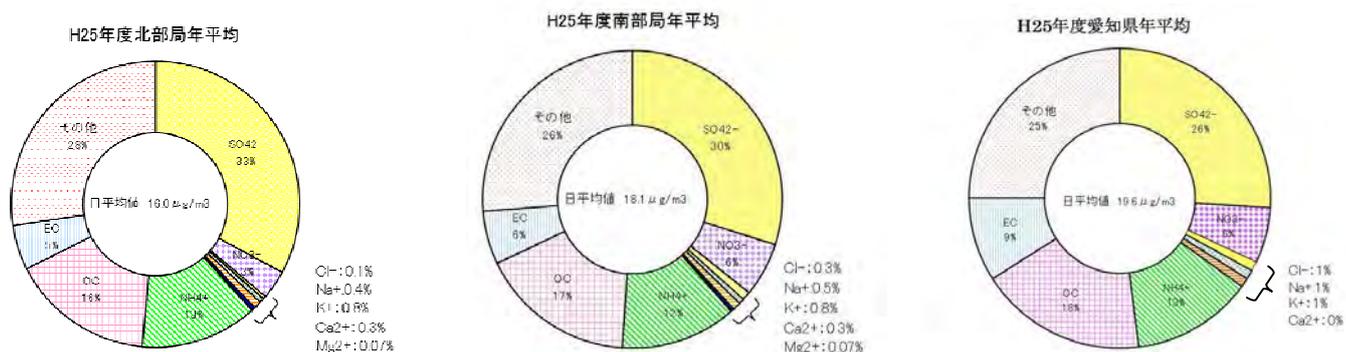
<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 (SO_2) : 硫黄酸化物 (SO_x) の一種。ぜんそくなど呼吸器系疾患の原因となるほか、酸性雨の原因となる。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼により発生する。最近では重油の低硫黄化などが進められ、汚染濃度は低下している。 ・二酸化窒素 (NO_2) : 窒素酸化物 (NO_x) の一種。高濃度で人の呼吸器系に悪影響を及ぼしたり、光化学オキシダントを発生したり、酸性雨の原因となる。燃料中の窒素分や大気中の窒素が燃焼によって酸化されて発生する。主な発生源は、工場のボイラーなどの固定発生源や自動車等の移動発生源である。 ・一酸化炭素 (CO) : 酸素の少ない条件で燃料等が燃焼することにより発生し、人の体内で血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害することが知られている。 ・浮遊粒子状物質 (SPM) : 大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が 0.01 mm 以下のものをいう。微小な粒子で降下しにくいいため、大気中に長時間滞留し、吸い込むと肺や気管などに沈着し、高濃度の場合は呼吸器に影響を及ぼす。燃焼により生成し、工場等から排出されるばいじんや、破碎、選別、堆積によって発生する粉じん、ディーゼル車等自動車の排出ガスに含まれる黒煙等、直接放出されるもの、硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中で粒子状に変化して生成するもの、黄砂や土壌粒子の巻き上げ等自然由来のものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダント (Ox) : 窒素酸化物や炭化水素等が太陽光中の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成する酸化力の強い物質の総称。晴れた日中に多く発生し、夏期を中心に光化学スモッグを引き起こす。高濃度の場合、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼし、植物に影響を及ぼすことも報告されている。 ・微小粒子状物質 (PM2.5) : 大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下のものをいう。微小な粒子であることから、呼吸器系の奥深くまで入りやすく、人の健康に影響（肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響）を及ぼすことが懸念されている。
--	---

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析調査

PM2.5 は、発生源から直接排出される粒子（一次粒子）だけでなく、大気中のガス状の物質が光化学反応や中和反応等によって生じる粒子（二次粒子）で構成されています。また、全国で黄砂等も観測されていることなどから、海外からの移流分も影響を及ぼしていると推察されています。

平成 25 年度の PM2.5 の主成分は、硫酸イオン (SO₄²⁻)、硝酸イオン (NO₃⁻)、アンモニウムイオン (NH₄⁺) のイオン成分と、炭素成分であり、愛知県内の調査結果平均と比較して同じような傾向を示しています。

微小粒子状物質 (PM2.5) の成分分析結果



クローズアップ

PM2.5 メール配信サービスを行っています

大気中の PM2.5 の濃度が国の定める暫定指針値を超えることが予想される場合、愛知県から注意喚起情報が発令されます。豊田市を含む西三河区域に PM2.5 注意喚起情報が発令された際にいち早くお知らせするため、豊田市では電子メールでお知らせするサービスを実施しています。また、このメール配信サービスを利用して PM2.5 の測定状況を月に 1 回配信しています。

申込み : city.toyota.aichi.jp からのメールを受け取れるように設定後、toyotapm@qt15.asp.cuenote.jp へ空メールを送信。仮登録完了メールが届くので、手順に従って登録。

[環境保全課]

(3) 有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質は、大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露された場合に健康影響が懸念される物質で、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質について環境基準が設定され、平成13年4月にはジクロロメタンの環境基準が追加されました。また、平成15年9月には、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物の4物質について「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」が設定され、平成18年12月にはクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3物質、平成22年10月にヒ素及びその化合物、平成26年5月にマンガン及び無機マンガン化合物が追加されました。

本市では、中核市へ移行した平成10年度からモニタリング調査に取り組み、平成25年度に市内3地点※（一般環境2、沿道1）で調査した結果は、環境基準が設定されている4物質について、すべての地点で環境基準を達成しました。指針値が設定されているアクリロニトリルをはじめ8物質についてもすべての地点で指針値を下回りました。

※ 一般環境：中部局（三軒町）、南部局（竹元町） 沿道：市役所分庁舎

[環境保全課]

環境基準が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成25年度 環境基準 達成状況	環境基準
			年度				
			H23	H24	H25		
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.92	1.3	1.2	○	年平均値 3以下
	沿道	市役所分庁舎	1.3	1.6	1.4	○	
トリクロロ エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.17	0.22	0.16	○	年平均値 200以下
テトラクロ ロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.075	0.10	0.093	○	年平均値 200以下
ジクロロ メタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	2.0	1.5	1.2	○	年平均値 150以下

(注1) $1\mu\text{g}$ （マイクログラム）：100万分の1g

(注2) 達成状況欄は、年平均値が環境基準を満たした場合は○、満たさなかった場合は×とした。

(注3) 環境基準は年平均値で評価する。

(注4) 年平均値算出にあたり、検出下限値未達が存在する場合は当該下限値に1/2を乗じて得た値を用いた。

指針値が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成 25 年度 指針値 達成状況	指針値
			年度				
			H23	H24	H25		
アクリロ ニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.028	0.029	0.015	○	年平均値 2 以下
塩化ビニル モノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.011	0.017	0.011	○	年平均値 10 以下
水銀及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局 (三軒町)	1.9	1.9	2.1	○	年平均値 40 以下
ニッケル 化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局 (三軒町)	2.4	3.1	1.6	○	年平均値 25 以下
クロロ ホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.19	0.15	0.13	○	年平均値 18 以下
1,2-ジクロ ロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.093	0.17	0.32	○	年平均値 1.6 以下
1,3-ブタジ エン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.11	0.12	0.091	○	年平均値 2.5 以下
	沿道	市役所分庁舎	0.19	0.21	0.14	○	
ヒ素及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.97	1.1	0.61	○	年平均値 6 以下

(注1) $1\mu\text{g}$ (マイクログラム) : 100 万分の 1g , 1ng (ナノグラム) : 10 億分の 1g

(注2) 達成状況欄は、年平均値が指針値を満たした場合は○、満たさなかった場合は×とした。

(注3) 指針値は年平均値で評価する。

(注4) 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に 1/2 を乗じて得た値を用いた。

2 工場や事業場の大気汚染防止対策の推進

(1) 工場・事業場に対する大気汚染防止対策の規制・指導

地域の大气環境を保全するためには、工場などの固定発生源、自動車などの移動発生源等から排出されるばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物 (VOC) 等の大気汚染物質を削減する必要があります。大気の汚染は、従来から対策が進められてきた地域的な汚染問題にとどまらず、光化学スモッグや酸性雨による影響等広域的な問題になっています。またオ

ゾン層の保護、温暖化防止対策等の地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

工場・事業場対策

本市は、市内の工場・事業場に設置される一定規模以上のばい煙発生施設等（ボイラー等）を対象に、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき排出規制を行っています。

平成 25 年度末現在、市内には、大気汚染防止法に基づくばい煙、粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設は 1,671 施設、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙、粉じん及び炭化水素系物質発生施設は 1,462 施設あります。

平成 25 年度は、立入調査等を 65 件実施し、必要に応じ事業者に対して指導を行いました。行政検査については 3 事業場 3 施設で行いました。 [環境保全課]

ばい煙・粉じん発生施設数（平成 25 年度末現在）

大気汚染防止法ばい煙発生施設			大気汚染防止法粉じん発生施設			県民の生活環境の保全等に関する条例	
ばい煙発生施設		施設数	粉じん発生施設		施設数	特定施設	施設数
1	ボイラー	764	一般粉じん発生施設			ばい煙発生施設	360
2	ガス発生炉	1	2	堆積場	32	粉じん発生施設	1,077
5	溶解炉	75	3	ベルトコンベア・バケットコンベア	228	炭化水素系物質発生施設	25
6	金属加熱炉	189	4	破砕機・塵砕機	19	合計	1,462
10	直火炉	8	5	ふるい	11		
11	乾燥炉	84	合計		290		
13	廃棄物焼却炉	12	揮発性有機化合物排出施設		施設数		
24	鉛溶解炉	2	2	塗装施設	46		
29	ガスタービン	71	3	乾燥施設	1		
30	ディーゼル機関	94	8	洗浄施設	12		
31	ガス機関	22	合計		59		
合計		1,322					

大気汚染防止のための調査実績

立入調査の種類	件数	調査概要
総数	65	
法令に基づく調査	45	法又は県条例対象施設設置工場・事業場への立入調査
	20	特定粉じん排出等作業実施届出書に基づく粉じんの飛散防止措置の確認調査

(2) 民間建築物の吹付けアスベスト分析・除去費補助事業

平成 20 年度から制度を新設し、アスベストを含有している恐れのある吹付け建材の分析調査費及びアスベスト含有が認められた吹付け建材を除去等する費用の一部を補助しています。

平成 25 年度の補助実績は、分析調査費が 0 件、除去等費は 0 件でした。 [建築相談課]

3 自動車排出ガス対策の推進

(1) 自動車排出ガス調査

自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、交通量の多い道路の沿線で調査を実施しました。

平成 25 年度は、国道 153 号線と東名高速道路の交差点付近で 3 週間にわたって調査しましたが、環境基準を上回る値は観測されませんでした。近くの一般環境測定局と比較して、二酸化硫黄や窒素酸化物、炭化水素などは若干高い傾向が見られますが、市内の他の一般環境測定局と比較しても、大きな差は見られませんでした。 [環境保全課]

(2) 公共交通の利用促進

本市は、公共交通基本計画に基づき、人の移動の状況に応じた鉄道・バスネットワークの構築と、ITS を活用した鉄道・バスの利用促進を図っています。また、徒歩や自転車利用の促進も図っています。 [交通政策課]

(3) 道路や交差点の改良・整備

渋滞などによる環境負荷を低減するため、バイパスや幹線道路、交差点など道路の改良・整備により自動車交通の円滑化を推進しています。 [建設企画課]

第3節 水質汚濁の防止

施策の基本的方向

事業活動や家庭生活によって排出される汚濁水による河川への汚濁負荷を減らします。

1 河川水質の監視・調査の実施

河川水質調査

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域における水質汚濁の状況について、水質調査を実施し、河川の水質状況の把握に努めています。

平成25年度に市内主要43河川1池のうち58地点で調査したところ、カドミウム、鉛等の「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」は、すべての河川において環境基準に適合しました。

また、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が類型指定されている矢作川等の8河川で、有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）についても環境基準に適合しました。ただし、大腸菌群数については、経年的に低い適合率が続いています。

[環境保全課]

河川水質の環境基準の適合状況

河川名	地点番号 地点名	類型	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	類型	全亜鉛 (mg/l)	ノニルフェノール (mg/l)
介木川	614 万町浄水場取入口	A	7.7 (100%)	0.7 ○	2 (100%)	10 (100%)	2,300 (67%)	生物A	0.001 (100%)	<0.00006 (100%)
	613 小渡新橋		7.7 (100%)	0.7 ○	2 (100%)	10 (100%)	9,400 (0%)		0.002 (100%)	<0.00006 (100%)
木瀬川	631 堀越橋		7.6 (100%)	0.8 ○	3 (100%)	10 (100%)	2,400 (50%)	0.002 (100%)	<0.00006 (100%)	
矢作川	615 有平橋		7.6 (100%)	0.8 ○	3 (100%)	11 (100%)	1,500 (50%)	0.001 (100%)	—	
	1 新富国橋		7.5 (100%)	0.8 ○	2 (100%)	10 (100%)	400 (83%)	0.002 (100%)	<0.00006 (100%)	
	10 豊田大橋		7.5 (100%)	0.8 ○	6 (100%)	11 (100%)	2,200 (0%)	0.002 (100%)	—	
犬伏川	216 千洗川合流前		7.7 (100%)	1.4 ○	2 (100%)	9.1 (100%)	20,000 (0%)	生物B	0.004 (100%)	—
	2 犬伏橋		7.6 (100%)	0.7 ○	3 (100%)	10 (100%)	1,800 (50%)		0.002 (100%)	<0.00006 (100%)
巴川	652 香恋の里		7.4 (100%)	1.1 ○	2 (100%)	9.9 (100%)	134 (100%)	<0.001 (100%)	—	
	641 足助近岡		7.5 (100%)	0.8 ○	3 (100%)	10 (100%)	4,400 (67%)	0.0015 (100%)	—	
	76 滝穂橋	7.6 (100%)	0.8 ○	2 (100%)	10 (100%)	790 (83%)	0.002 (100%)	—		
矢作川	217 天神橋	B	7.5 (100%)	1.0 ○	5 (100%)	10 (100%)	1,300 (100%)	0.003 (100%)	—	
逢妻女川	218 野末橋	D	7.6 (100%)	3.1 ○	25 (83%)	10 (100%)	—	0.021 (100%)	—	
	33 御乗替橋		7.5 (100%)	4.1 ○	11 (100%)	9.4 (100%)	—	0.043 (25%)	<0.00006 (100%)	

	40 駒新橋		7.4 (100%)	4.1 ○	16 (100%)	8.9 (100%)	—	0.049 (33%)	—
逢妻 男川	219 清水橋		7.2 (100%)	2.1 ○	1 (100%)	9.9 (100%)	—	0.076 (0%)	—
	44 宮前橋		7.6 (100%)	2.1 ○	15 (100%)	10 (100%)	—	0.048 (17%)	0.000022 (100%)
	77 雲目橋		7.6 (100%)	2.4 ○	10 (100%)	9.8 (100%)	—	0.44 (0%)	—
	猿渡川	50 千石橋		8.0 (83%)	2.5 ○	9 (100%)	11 (100%)	—	0.019 (50%)
<p>・A 類型河川(利用目的の適応性:水道 2 級他)は、矢作川上流(矢作ダムから明治用水頭首工まで)、巴川(全域)、介木川(全域)、木瀬川及び犬伏川下流などが指定されています。</p> <p>・D 類型河川(利用目的の適応性:工業用水 2 級、農業用水他)は、境川等水域に流れ込む猿渡川(全域)、逢妻川上流から下流までが指定されています。</p> <p>・BOD に関して、上段 測定結果の 75%水質値 下段 環境基準への評価結果</p> <p>・適合率[%] = (総検体数 - 環境基準を超えた検体数) / 総検体数 × 100</p> <p>【環境基準等について】</p> <p>・「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」は、有害物質に係る基準で、人の健康の観点から維持されることが望ましいとしてカドミウムや鉛等 27 項目について定められ、すべての河川等に適用される。</p> <p>・「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」は、水道、水産、工業、農業用水利用などの利用目的に応じた水域類型が設けられ、各々の水域ごとに基準が定められている。水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数の 5 項目である。</p> <p>本市では、矢作川、犬伏川、巴川、逢妻女川、逢妻男川、猿渡川、介木川、木瀬川の 8 河川に適用されている。</p> <p>・BOD(生物化学的酸素要求量):好氣的微生物が有機物を分解する時に消費する酸素量のこと、水中の酸素量の変化を測定することにより有機物の量を把握するもの。BOD の値が高くなるほど、汚濁していることになる。</p> <p>BOD の環境基準評価は、全データのうち小さい方から 75%にあたるデータ値(75%水質値)で行う。</p>									

生活環境項目の環境基準

類型	利用目的 の適応性	基準値				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄を掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄を掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	--
D	工業用水 2 級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	--
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	--

水生生物の保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノー ル	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03mg/1 以下	0.001mg/1 以下	0.03 mg/1 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生 物Aの欄に掲げる水生 生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚子の生育場と して特に保全が必要な水 域	0.03mg/1 以下	0.0006mg/1 以下	0.02 mg/1 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温 域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息す る水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.05 mg/1 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水 域うち、生物Bの欄に掲 げる水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚子の生育 場として特に保全が必要 な水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.04 mg/1 以下

2 工場や事業場の排水対策の推進

(1) 工場・事業場に対する排水対策の規制・指導

① 特定事業場（水質汚濁防止法）

公共用水域の水質保全を目的として、水質汚濁防止法により、工場・事業場の排水規制が行われています。

平成 25 年度末現在、市内には水質汚濁防止法に基づく特定事業場が 913 事業場あります。

[環境保全課]

【特定事業場数】平成 25 年度末現在

○水質汚濁防止法で定める特定事業場	… 913 事業場
{ 矢作川水域 }	… 633 事業場
{ 境川等水域 }	… 280 事業場
└ うち規制対象事業場（排水基準適用）	… 250 事業場

水質汚濁防止法特定事業場数（平成 25 年度末現在）

特定施設 号 番号	特 定 施 設	事 業 場 数 (うち規制対象)	特定施設 号 番号	特 定 施 設	事 業 場 数 (うち規制対象)
1-2	畜産農業又はサービス業	48(2)	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	46(35)
2	畜産食料品製造業	5(2)	66	電気めつき施設	10(10)
3	水産食料品製造業	1(1)	66-2	旅館業	113(20)
4	保存食料品製造業	9(1)	66-3	共同調理場	6(3)
5	みそ、しょう油等製造業	5(4)	66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業	6(3)
8	パン若しくは菓子の製造業	4(0)	66-5	飲食店	38(15)
10	飲 料 製 造 業	6(2)	67	洗たく業	65(4)
16	めん類製造業	3(1)	68	写真現像業	38(6)
17	豆腐又は煮豆の製造業	14(1)	68-2	病院（病床数が 300 以上）	1(0)
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	6(1)	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1(1)
27	無機化学工業製品製造業	3(1)	70-2	自動車分解整備事業	4(0)
46	有機化学工業製品製造業	1(1)	71	自動式車両洗浄施設	162(4)
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業品製造業	1(1)	71-2	科学技術に関する研究・試験機関	10(7)
54	セメント製品製造業	7(1)	71-3	一般廃棄物処理施設、焼却施設	2(0)
55	生コンクリート製造業	19(1)	71-4	産業廃棄物処理施設	6(4)
58	窯業原料の精製業	28(28)	71-5	TCE・PCEによる洗浄施設	2(2)
59	砕石業	1(1)	71-6	TCE・PCEによる蒸留施設	1(1)
60	砂利採取業	9(9)	72	し尿処理施設	48(43)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	19(9)	73	下水道終末処理施設	2(2)
64-2	水道施設、工業用水道施設	4(0)	74	特定事業場から排出される水の処理施設	2(1)
			—	指定地域特定施設	156(22)
			—	有害物質指定貯蔵施設	1(0)
			合計		913(250)

※ 特 定 施 設：汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めたもの

※ 特定事業場：特定施設を設置している工場・事業場

② 事業場等発生源対策

ア 法令に基づく規制・指導

河川や湖沼、海の水質汚濁防止を図っていくため、汚水を排出する恐れのある工場・事業場、浄化槽等の水質について報告を求めたり、自治体職員が立入検査を行うことについて、水質汚濁防止法で定められています。市では、特定事業場等に対し、市職員による立入検査や排水検査、適正管理指導を行っています。

平成 25 年度は、延べ 145 事業場の立入検査を実施し、延べ 95 事業場について排水の水質検査を行いました。検査の結果、延べ 8 事業場において排水基準違反、5 事業場で総量規制基準超過の恐れが確認されました（重複あり）。原因は排水処理施設の維持管理上の問題でした。基準違反の汚水の排出、排水処理施設の不適正管理等があった事業場に対しては、文書等による改善指導等を行い、水質汚濁の防止の徹底に努めました。〔環境保全課〕

排水基準不適合項目

排水基準不適合項目	件数
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 件
水素イオン濃度(pH)	2 件
浮遊物質量 (SS)	5 件
生物学的酸素要求量 (BOD)	1 件
亜鉛含有量	1 件
窒素含有量	2 件※
磷含有量	4 件※
(注) 重複している項目があります。 ※総量規制基準調査の恐れ	

イ 環境の保全を推進する協定、公害防止協定及び協定に準じた覚書に基づく指導

環境の保全を推進する協定、公害防止協定及び協定に準じた覚書では、法令で定められた排水基準より厳しい値である協定値を定めています。また、排水の自主検査の測定頻度を定め、定期報告を求めています。

平成 25 年度、協定値を超過した事業場は、延べ 8 事業場ありました。それらの事業場に対しては、原因及び改善対策を示した対策書の提出を求め、改善指導等を行いました。

〔環境保全課〕

協定値不適合項目

協定値不適合項目		事業場数
立入検査	浮遊物質量 (SS)	2
立入検査	亜鉛含有量	1
定期報告以外の自主報告	生物学的酸素要求量 (BOD) 等	3

(2) ゴルフ場に関する環境保全協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、「ゴルフ場に関する環境保全協定」を市内の全 19 ゴルフ場と締結しています。平成 25 年 6 月、当協定の指導根拠となる環境省指導指針が改正されたことから、平成 26 年 1 月改正締結しました。

また、協定に基づく立入調査を行い、農薬の使用方法等について確認を行うとともに、排水中の農薬の検査を行っています。平成 25 年度はゴルフ場延べ 38 項目の農薬を検査し、すべての項目で協定値を下回りました。〔環境保全課〕

【ゴルフ場との農薬使用に関する協定の主な内容】

- 使用する農薬の制限及び空中散布の制限
- 排水中の農薬濃度を環境省の暫定指針値の 2 分の 1 とすること
- 魚毒性 C 類の農薬を使用する場合は排水等の監視の実施
- 立入調査、農薬使用の停止要請、事故の未然防止に関する事項
- 地域の環境保全活動への協力と地域住民とのコミュニケーション

3 生活排水対策の推進

(1) 公共下水道の整備と接続促進

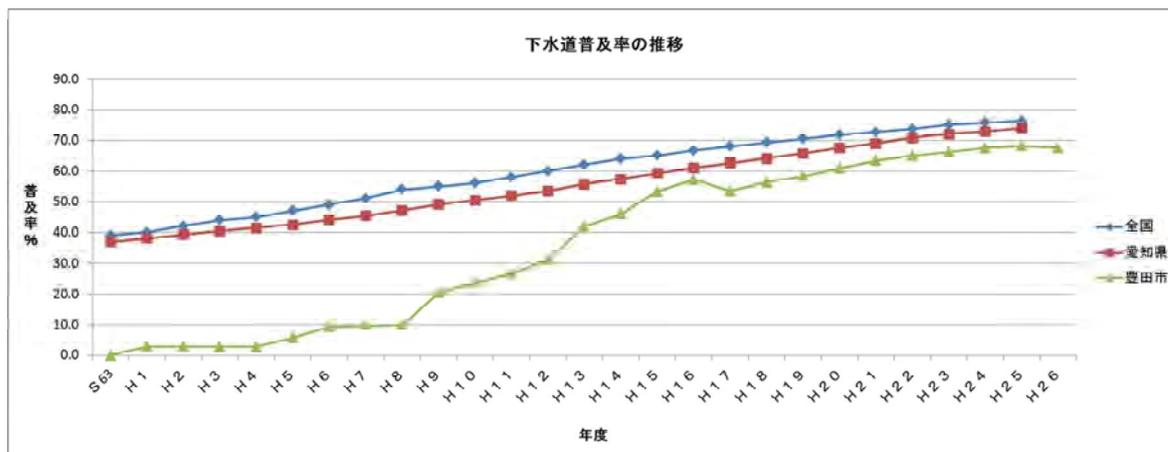
① 公共下水道の整備

矢作川・境川流域下水道の上流部に位置する本市は、流域関連公共下水道の整備区域の拡大が遅れており、市民の強い要望を受け下水道整備に重点を置いています。公共下水道の供用開始は、昭和 63 年 4 月、緊急処理対策事業として整備した中心市街地の単独公共下水道が最初で、その後平成 6 年 1 月からの境川処理区に続き、平成 9 年 3 月から矢作川処理区の両流域下水道が供用開始しており、順次供用開始区域の拡大に努めています。

平成 25 年度には、計 58ha（西中山町、亀首町、四郷町、平戸橋町、古瀬間町、鶯ヶ瀬町、寺部町、駒場町、本新町、曙町等の各地域の一部）を整備しました。

（下水道整備による効果については、「第 3 章第 4 節 1（1）②下水道整備による効果」に掲載しています。）〔下水道建設課〕

公共下水道普及率の年度推移



注 1：平成 26 年 4 月 1 日現在
（各年とも 4 月 1 日現在の普及率）

※東日本大震災の影響により調査不能な市町村については、公表対象外としている。

本市の下水道（平成 26 年 4 月 1 日現在）

421,633 人

種 別		対象地区・処理場	各処理施設の人口割合	公共下水道普及率	汚水処理人口普及率	
公共下水道	流域関連	矢作川処理区	矢作川浄化センター	48.2%	67.6% ^(注1)	83.7% ^(注1)
	公共下水道	境川処理区	境川浄化センター	19.1%		
		特定環境保全公共下水道	鞍ヶ池浄化センター	0.3%		
	区域外流入			1.1%	13.1%	
その他の汚水処理施設	農業集落排水処理施設		伊保ほか 6 地区	2.8%		
	コミュニティ・プラント		幸海・穂積地区	0.2%		
	合併処理浄化槽			13.1%		

注1：区域外流入を含まず

② 下水道への接続促進

公共下水道が整備され供用を開始された区域では、速やかに下水道に接続する義務が生じます。特に下水道への接続の低迷は、公共用水域の水質等の改善が遅れることを意味するため、下水道未接続者の解消に向け、接続相談員による戸別訪問を実施し、接続の促進を図っています。

〔下水道施設課〕

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業・浄化槽維持管理促進事業

公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、昭和 63 年度から合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

平成 25 年度は、439 基を補助しました。

合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の推移

(単位: 基)

年度	~H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	合計
補助基数	7,723	492	394	358	363	439	9,769

また、平成 18 年度から浄化槽の適正維持管理を推進するため、合併処理浄化槽の設置が進んだ自治区等の参加を得て、浄化槽維持管理促進事業を実施しています。この制度は、自治区等自らが、各戸の浄化槽の設置及び維持管理状況の調査、浄化槽の維持管理に関する研修会の実施、単独処理浄化槽又は汲み取り便所の設置者に対する合併処理浄化槽への転換啓発、浄化槽の自主検査の実施等を実施し「集団見守り型」の考えに基づき、浄化槽の適正維持管理を促進しようとするものです。

あらかじめ適正維持管理される浄化槽基数の目標を定め、その対価に応じ報償金を支払います。

平成 25 年度は、34 自治区等が参加しました。

浄化槽維持管理促進事業への参加団体の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
参加自治区数 (団体)	21	24	29	30	32	34
参加世帯数 (世帯)	1,176	1,252	1,722	1,807	1,897	2,115
適正維持管理された浄化槽 (基)	639	730	864	950	1,004	1,092

〔下水道施設課〕

第4節 土壌・地下水汚染の防止

施策の基本的方向

土壌・地下水汚染による人の健康被害を防止します。

1 土壌・地下水質の監視・調査と浄化対策の推進

地下水質調査

平成元年度から、水質汚濁防止法に基づき愛知県が策定した「地下水質測定計画」に従って調査を実施しています。 [環境保全課]

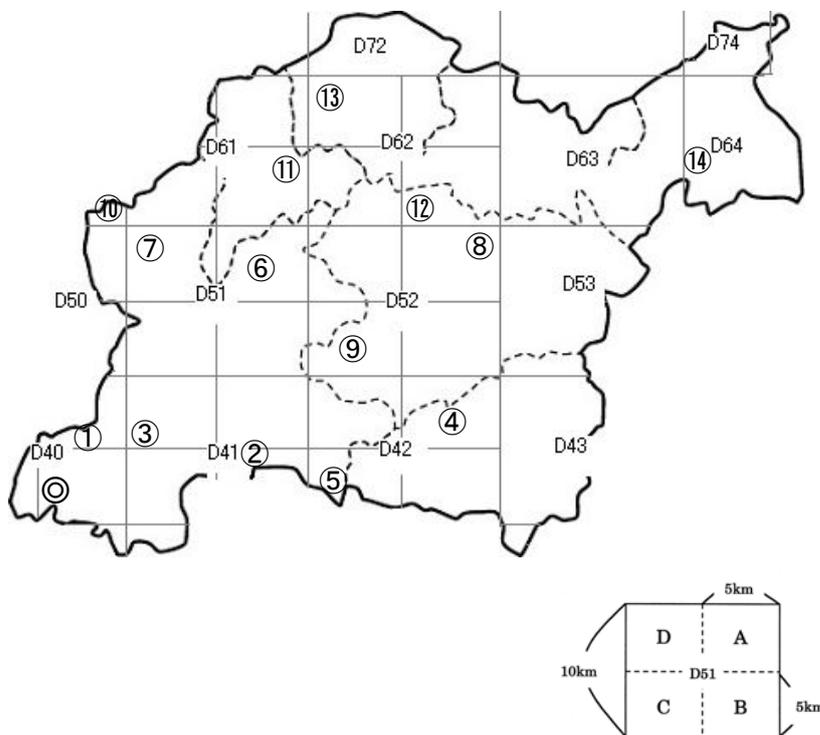
地下水質調査の概要

調査区分		目的	調査井戸数	
平成 25 年度 地下水質測定計画に基づく調査	概況調査	メッシュ調査	14	15
		定点調査	1	
	汚染井戸周辺地区調査	概況調査で新たに判明した汚染について、その汚染範囲等を把握するための調査	0	7
		事業者からの土壌汚染等の報告があった際、周辺影響等を把握するための調査	7	
定期モニタリング調査	過去の調査で判明している汚染について継続的にモニタリングする調査*	56		

※ 平成 19 年度までは、汚染が判明した事業場周辺の調査については、市独自である監視調査に位置付けていましたが、平成 20 年度から地下水質測定計画の定期モニタリング調査に位置付け、調査を行っています。

概況調査地点 (○：メッシュ調査、◎：定点調査)

地点番号	調査地点メッシュ	調査地点
①	D40A	高岡町
②	D41B	中垣内町
③	D41D	宝町
④	D42A	平瀬町
⑤	D42C	長沢町
⑥	D51A	力石町
⑦	D51D	本徳町
⑧	D52A	永野町
⑨	D52C	白倉町
⑩	D60B	八草町
⑪	D61B	御作町
⑫	D62B	上切山町
⑬	D62D	北篠平町
⑭	D64	稲武町
◎	D40B	前林町



① 概況調査

環境基準の設定されているカドミウム、鉛など健康項目 27 項目について、15 井戸で調査をした結果、全ての地点で環境基準を満たしていました。

② 汚染井戸周辺地区調査

事業者から土壌汚染の報告があったため、7 井戸で周辺地域の地下水汚染の状況を調査した結果、すべての井戸で環境基準を満たしていました。

③ 定期モニタリング調査

56 井戸で調査した結果、11 井戸で環境基準を超えていました。汚染物質の濃度推移は概ね減少か横ばいの状況にあります。引き続き、地下水質の監視をしていきます。

2 土壌・地下水汚染の未然防止

(1) 地下水質監視調査

土壌汚染等の報告があった事業者の事業場内の地下水汚染状況の把握や、事業者が行っている土壌等の汚染対策の効果の確認のため、市内 24 井戸で調査を行いました。その結果、5 井戸でトリクロロエチレン等揮発性有機化合物が環境基準を超過しました。

基準を超過している井戸の汚染物質の濃度推移は、概ね減少か横ばいの状況であり、市全体としては、事業者の対策効果が現れていると考えられます。市は、引き続き監視を行っていきます。
〔環境保全課〕

(2) 地盤沈下対策

地盤沈下は、広域的かつ過剰な地下水の汲上げが原因で発生しますが、本市では、これまで地盤沈下による被害は報告されていません。

本市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による水量測定器の設置義務区域になっています。そのため、揚水機の吐出口の断面積が 19cm² を超える設備を設置する場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量の測定と報告が必要となります。
〔環境保全課〕

第5節 騒音・振動、悪臭の防止

施策の基本的方向

暮らしの中に騒音、振動、悪臭を感じない快適な生活環境の確保をめざします。

騒音・振動・悪臭の防止

(1) 工場・事業場に対する騒音・振動・悪臭対策の規制・指導

① 事業所対策

事業者が金属加工機械等の施設を設置する場合、施設の規模、能力等の届出を行うことや規制値を順守することが、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により義務付けられています。

本市は、公害の発生防止や改善のため、必要な事業所への立入検査、測定及び指導等を行っています。 [環境保全課]

騒音・振動関係届出状況（事業所数と施設数）（平成25年度末現在）

騒音関係			振動関係			
	騒音規制法 特定施設	県 条 例 騒音発生施設		振動規制法 特定施設	県 条 例 振動発生施設	
事業所数	829	724	事業所数	681	802	
施設数	6,997	20,864	施設数	5,952	20,571	
施設名	1 金属加工機械	2,467	4,799	1 金属加工機械	2,871	3,271
	2 (法)空気圧縮機及び送風機 (条例)冷凍機	2,954	6,080	2 圧縮機及び冷凍機	1,490	7,099
	3 土石又は鉱物用の破 砕機、磨砕機、ふるい 及び分級機	201	146	3 土石又は鉱物用の破 砕機、磨砕機、ふるい 及び分級機	222	108
	4 織機	17	3	4 織機	3	3
	5 建設用資材製造機械	34	5	5 コンクリートブロックマシン	4	0
	6 穀物用製粉機	2	0	6 木材加工機械	2	2
	7 木材加工機械	92	31	7 印刷機械	173	30
	8 抄紙機	1	0	8 ゴム練用又は合成樹 脂用のロール機	1	34
	9 印刷機械	185	43	9 合成樹脂用射出成形機	1,175	440
	10 合成樹脂用射出成形機	1,030	428	10 鋳造型機	11	16
	11 鋳造型機	14	16	11 穀物用製粉機		0
	12 ディーゼルエンジン及 びガソリンエンジン		285	12 ディーゼルエンジン及 びガソリンエンジン		304
	13 送風機及び排風機		8,082	13 送風機及び排風機		9,264
	14 走行クレーン		831			
	15 洗びん機		0			
	16 真空ポンプ		115			

② 特定建設作業

道路工事等の土木作業や建物等の建設作業は、一定の期間中に行われる一過性のものでありますが、大きな騒音や振動を発生する恐れのある機械類が使用されるため、周辺住民の生活環境に少なからず影響を与えることが懸念されます。くい打ち等の特定建設作業を行う場合には、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例によって、特定建設作業実施の届出及び規制基準の順守が義務付けられています。

本市では、届出の受理を行うとともに、低騒音型機械の使用や騒音、振動の少ない工法の活用等について指導を行っています。

平成 25 年度の特定建設作業実施に係る届出の内訳は、騒音については騒音規制法 1,356 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 3,962 件、振動については振動規制法 553 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 151 件でした。 [環境保全課]

(2) 交通環境調査

① 自動車騒音・道路交通振動調査

交通量の多い幹線道路周辺の環境を把握するため、また、自動車騒音と道路交通振動の要請限度*の適合状況を把握するため、毎年調査を実施しています。

平成 25 年度の自動車騒音調査では、市内 5 地点において調査を行い、評価を行ったところ、要請限度を超過した地点はありませんでした。

平成 25 年度道路交通振動調査では、市内 3 地点において調査を行い、評価を行ったところ、要請限度を超過した地点はありませんでした。 [環境保全課]

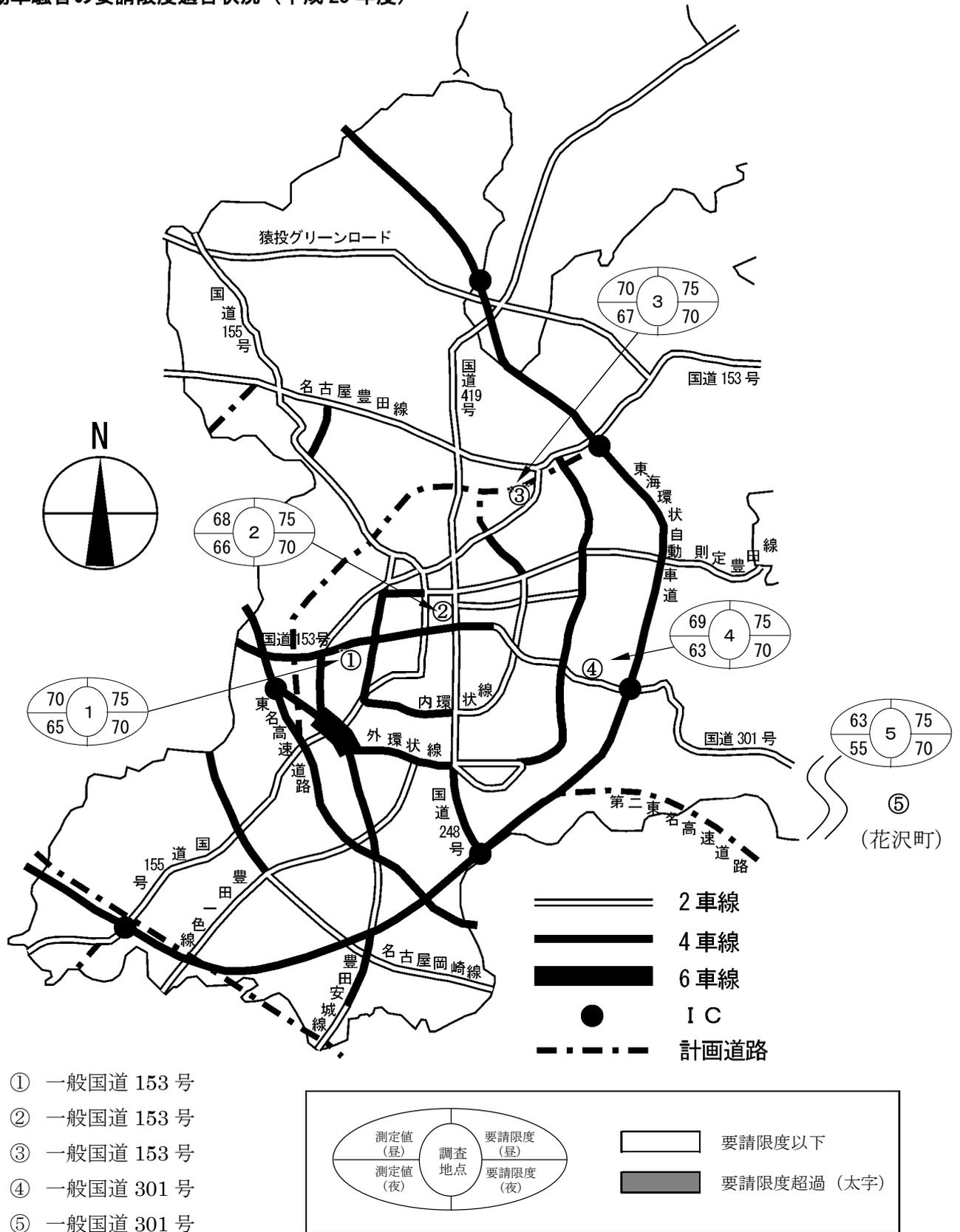
※住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法/振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音/道路交通振動が一定の限度（これを「要請限度」という）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

自動車騒音の要請限度適合状況（平成 25 年度）

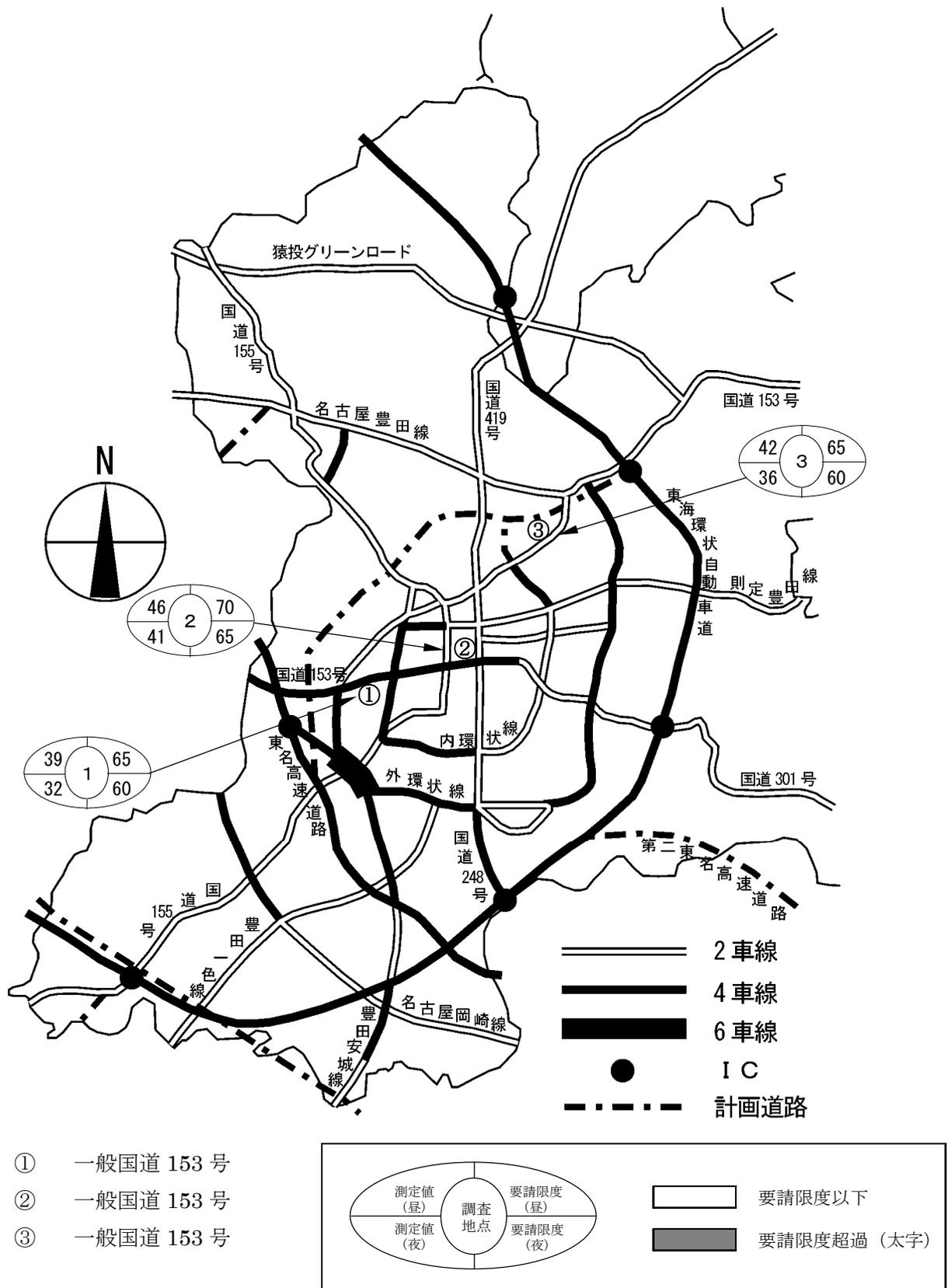
地点番号	地点名	住所	用途地域	区域区分	騒音レベル (LAeq) (dB)		要請限度 (dB)		適合* 状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	一般国道 153 号	小川町 1 丁目	第二種 住居地域	b 区分 (幹線道路)	70	65	75	70	○
2	一般国道 153 号	久保町 3 丁目	商業区域	c 区分 (幹線道路)	68	66			○
3	一般国道 153 号	平戸橋町太戸	第一種 住居地域	b 区分 (幹線道路)	70	67			○
4	一般国道 301 号	志賀町山ノ神	市街化 調整区域	b 区分 (幹線道路)	69	63			○
5	一般国道 301 号	花沢町小御堂	市街化 調整区域外	(幹線道路)	63	55			○

※ ○：適合 △：いずれかの時間帯で不適合 ×：全ての時間帯で不適合

自動車騒音の要請限度適合状況（平成 25 年度）



道路交通振動の要請限度適合状況（平成 25 年度）



道路交通振動の要請限度適合状況（平成 25 年度）

No.	地点名		用途地域	区域区分	振動レベル (L ₁₀) (dB)		要請限度 (dB)		適合※ 状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	一般国道153号	小川町 1丁目	第二種 住居地域	第一種 区域	39	32	65	60	○
2	一般国道 153 号	久保町 3丁目	商業区域	第二種 区域	46	41	70	65	○
3	一般国道 153 号	平戸橋 町太戸	第一種 住居地域	第一種 区域	42	36	65	60	○

※ ○：適合 △：いずれかの時間帯で不適合 ×：全ての時間帯で不適合

② 環境騒音調査

環境基本法により、騒音については、一般地域と道路に面する地域に環境基準が定められています。

平成 25 年度は、一般地域にあたる 21 地点の調査をした結果、夜間 2 地点を除き、すべての地点で昼間・夜間とも環境基準に適合しました。

また、道路に面する地域にあたる市内幹線道路沿いの 5 区間で面的評価を行ったところ、評価区間内 2,749 戸のうち、昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは 2,612 戸で、環境基準達成率は 95.0%でした。
[環境保全課]

一般地域における環境基準達成概要（平成 25 年度）

類 型	A	B	C	合 計
	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数
	達成率	達成率	達成率	達成率
昼 間	8／8	11／11	2／2	21／21
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
夜 間	8／8	9／11	2／2	19／21
	100.0%	81.8%	100.0%	90.5%
昼間・夜間	8／8	9／11	2／2	19／21
	100.0%	81.8%	100.0%	90.5%

道路に面する地域における環境基準達成概要（平成 25 年度）

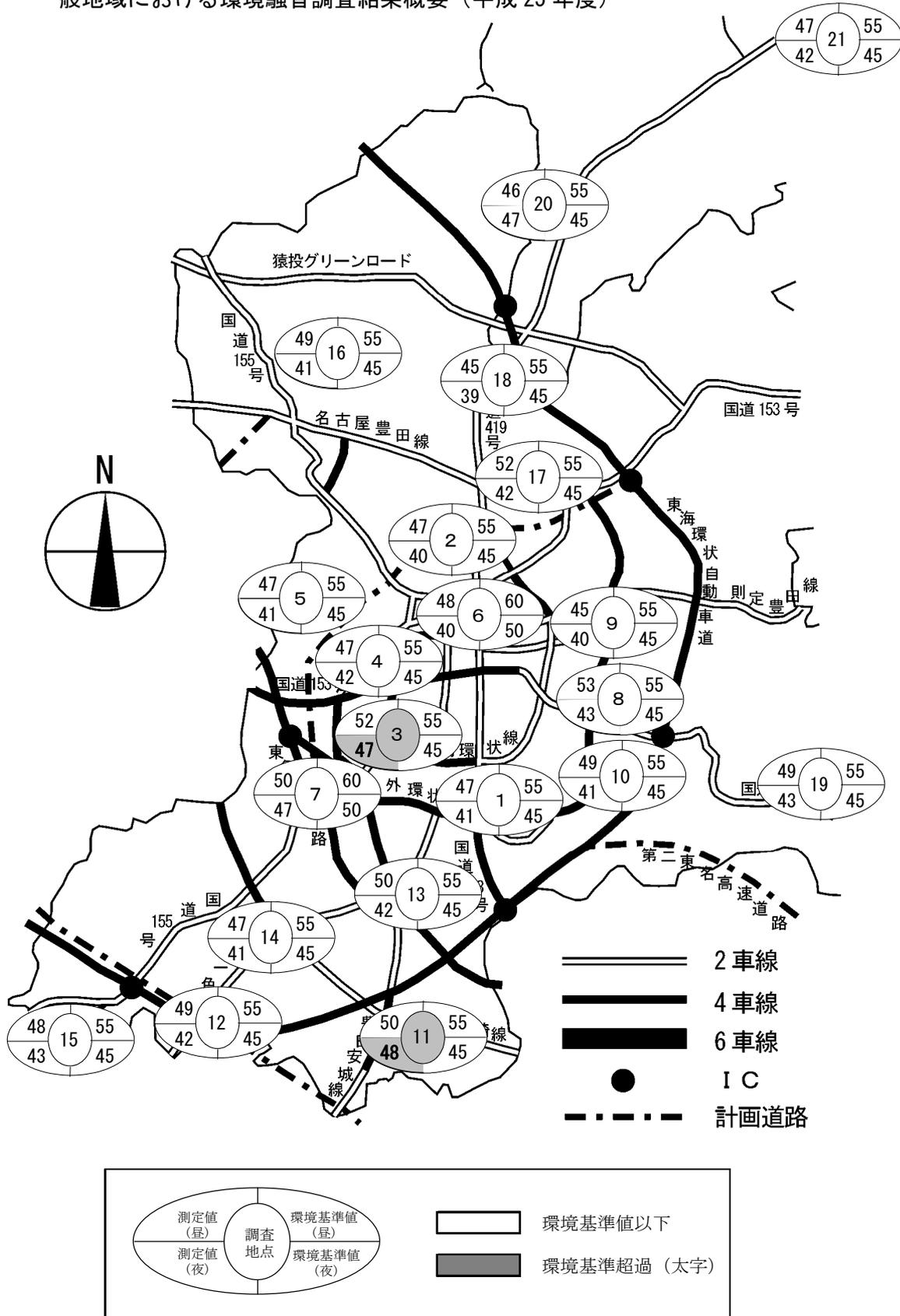
	評価区間内全戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
昼 間	2,749 戸	2,653 戸	96.5%
夜 間		2,628 戸	95.6%
昼間・夜間		2,612 戸	95.0%

一般地域における環境基準達成状況（平成 25 年度）

No	地区	地域 類型	住 所	測定期間	騒音レベル LAeq (dB)		環境基準 (dB)		達成 状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	拳母	A	平山町4丁目	H25. 11. 7～8	47	41	55	45	○
2		A	梅坪町1丁目	H25. 11. 5～6	47	40			○
3		B	新生町2丁目	H25. 11. 5～6	52	47			△
4		B	小坂町7丁目	H25. 11. 5～6	47	42			○
5		B	宮口町1丁目	H25. 11. 5～6	47	41	○		
6		C	月見町1丁目	H25. 11. 5～6	48	40	60	50	○
7		C	深田町4丁目	H25. 11. 5～6	50	47			○
8	高橋	A	渋谷町1丁目	H25. 11. 7～8	53	43	55	45	○
9		A	高橋町1丁目	H25. 11. 7～8	45	40			○
10		B	志賀町箕平	H25. 11. 7～8	49	41			○
11	上郷	B	上郷町藪間	H25. 11. 5～6	50	48			△
12	高岡	A	花園町脇ノ田	H25. 11. 5～6	49	42			○
13		A	大林町11丁目	H25. 11. 5～6	50	42			○
14		A	若林東町高根下	H25. 11. 5～6	47	41			○
15		B	駒場町北	H25. 11. 5～6	48	43	○		
16	猿投	A	乙部ヶ丘1丁目	H25. 11. 7～8	49	41	○		
17		B	青木町3丁目	H25. 11. 7～8	52	42	○		
18		B	亀首町八ツ口洞	H26. 1. 15～16	45	39	○		
19	松平	B	大内町庄屋敷	H25. 11. 7～8	49	43	○		
20	藤岡	B	深見町木戸	H25. 11. 7～8	46	41	○		
21	小原	B	小原町上平	H25. 11. 7～8	47	42			○

※ 「達成状況」 ○：達成 △：いずれかの時間帯で非達成 ×：すべての時間帯で非達成
 ※  は、環境基準値を超過

一般地域における環境騒音調査結果概要（平成 25 年度）



＜参考＞騒音に係る環境基準（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

幹線交通を担う道路※に 近接する空間における特例 (全地域共通)	70 以下	65 以下	(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下）によることができる。
--	----------	----------	---

※幹線交通を担う道路：(1)道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）

(2)上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(注) 時間区分：昼間…6：00～22：00 夜間…22：00～6：00

(3) 悪臭対策

① 悪臭関係工場

県民の生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の畜産農業等の悪臭関係工場の事業者は、事業内容等の届出が義務付けられています。平成25年度は、61事業場から届出がありました。

平成25年度は、延べ31件立入調査を行い、悪臭対策の周知徹底や指導等を行いました。

[環境保全課]

悪臭関係工場等届出状況

業 種		悪臭関係工場数 (平成 25 年 3 月)
畜産業	養豚	5
	養鶏	12
	酪農	27
飼料、肥料製造業		2
ゴム製品製造業		1
鋳物製造業		3
し尿処理場		2
ごみ処理場		8
終末処理場		1
合 計		61

② 臭気指数の導入について

臭気指数とは、臭気の強さを表す数値であり、試料を人の嗅覚により臭気を感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数に 10 を乗じた数値で表しています。[臭気指数=10×log(臭気濃度)]

感覚公害にあたる悪臭は、特に個人差により悪臭としてのとらえ方に差が生じやすく、かつ、悪臭の発生源は多種多様で防止対策も難しいことから、悪臭公害の解決は容易ではありません。また、近年、本市の悪臭苦情件数は増加傾向にあり、「特定悪臭物質の濃度基準」では規制できず、根本解決に至らない悪臭苦情が散見されるようになりました。そのため、悪臭防止法に臭気指数規制が追加された平成 7 年以降、本市で慎重に検討を進めてきた結果、特定悪臭物質の排出規制から臭気指数による規制方法へ平成 20 年 10 月 1 日から変更しました。

なお、この規制対象は、市内すべての工場・事業場となっています。 [環境保全課]

第6節 有害化学物質による環境リスクの低減

施策の基本的方向

市民、事業者、市等が化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有するとともに、有害化学物質による環境汚染を防止します。

1 化学物質の適正管理の促進

PRTR制度

PRTR制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るための仕組みです。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、平成13年度以降、事業者による排出量等の把握や届出がなされています。平成22年度把握分から対象化学物質、対象業種が変更になり、第一種指定化学物質(462物質)、特定第一種指定化学物質(15物質)、24業種となっています。

PRTR制度によって、事業所の化学物質の自主的な管理の改善が促進でき、環境の保全上の支障が未然に防止できます。

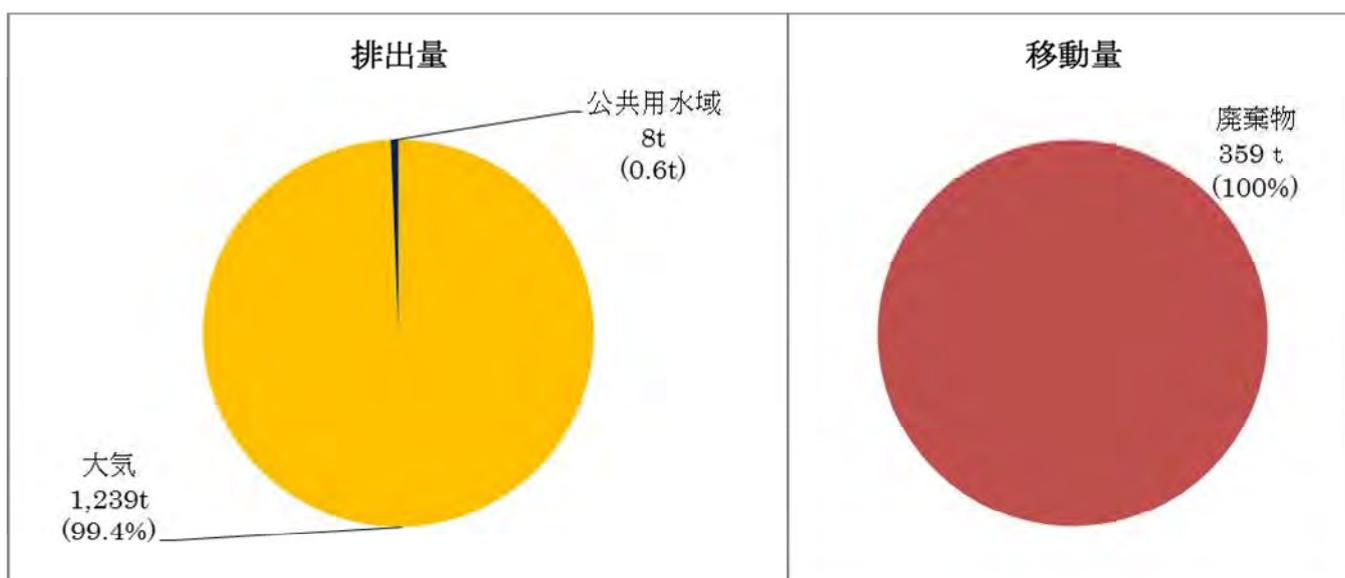
平成25年度には、平成24年4月から平成25年3月までの1年間の排出量及び移動量について、145事業所から届出がありました。 [環境保全課]

① PRTR制度における届出排出量及び移動量

PRTR制度における平成24年4月から平成25年3月までの1年間の届出排出量・移動量の合計は、約1,606tとなっています。排出量は約1,247t、移動量は約359tでした。

なお、当該事業所における土壌への排出及び当該事業所における埋立処分の届出はありませんでした。

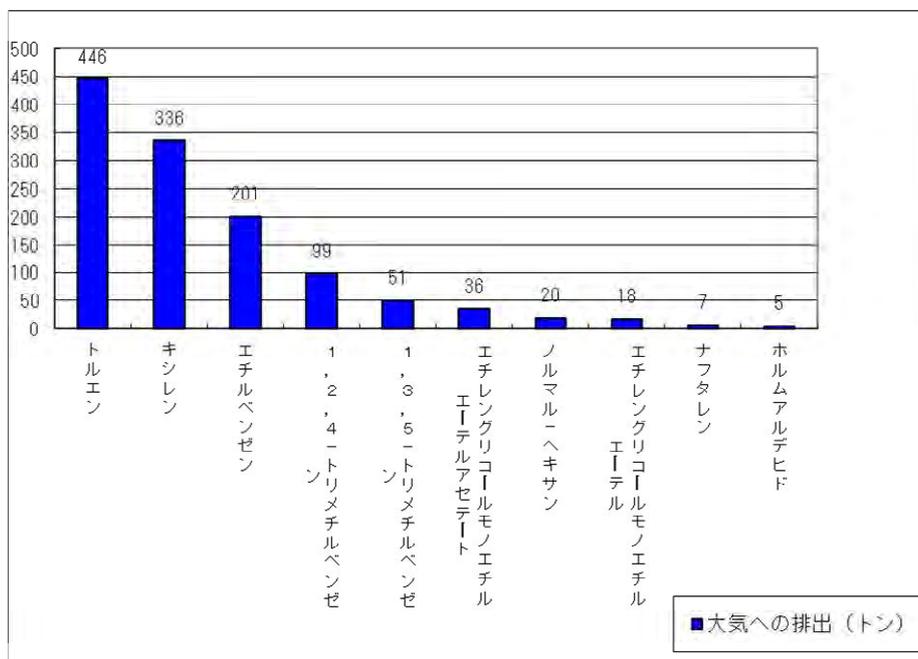
化学物質の排出先及び移動先とその量（平成24年度分）



② 大気への排出量が多い物質

大気への排出量が多い上位 10 物質とその排出量は、下図のとおりです。届出排出量の合計の多い順にトルエン 446t、キシレン 336t、エチルベンゼン 201t の順になっています。

大気への排出量の上位 10 物質とその排出量（平成 24 年度分）

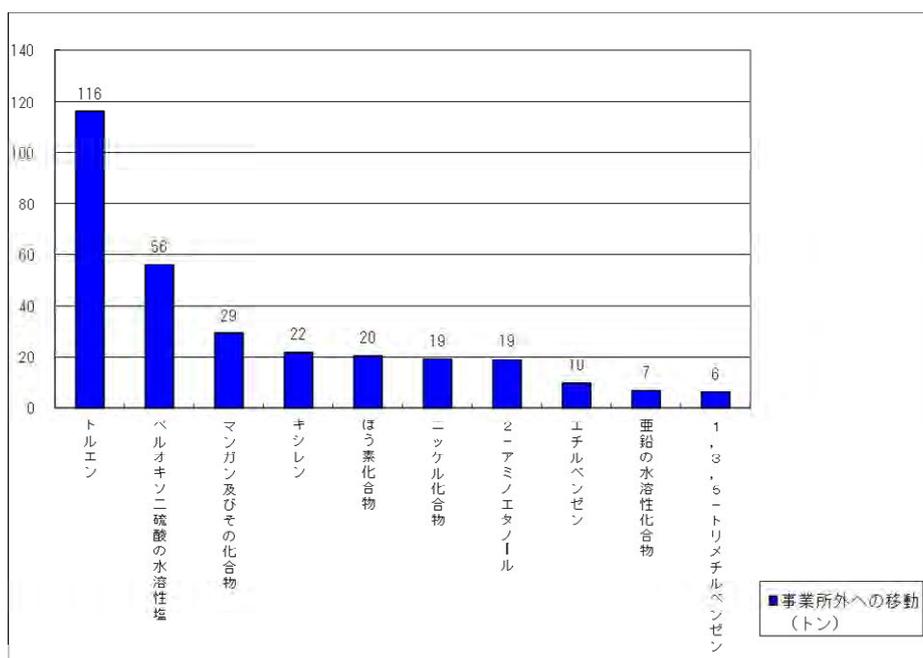


③ 事業所外への移動量が多い物質

事業所外への移動量が多い上位 10 物質とその移動量は、下図のとおりです。

届出移動量の合計の多い順にトルエン 116t、ペルオキシ二硫酸の水溶性塩 56t、マンガン及びその化合物 29t の順になっています。

移動量の上位 10 物質とその移動量（平成 24 年度分）



2 PCB廃棄物処理の推進

(1) 豊田PCB廃棄物処理事業の安全監視

国は、平成13年6月にPCB廃棄物処理特別措置法を制定し、昭和47年にPCB[※]の製造や新たな使用が禁止されて以来、約30年間保管の続いているPCB廃棄物を、平成28年までに処理をする制度をつくりました。これにより、日本環境安全事業株式会社がPCB廃棄物処理施設を設置し、処理事業を行うことになりました。平成25年度末現在、全国に5施設が設置されており、その内の1施設「豊田事業所」が豊田市にあります。東海4県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）を処理対象とした処理施設で、平成17年9月に事業が開始されました。〔環境保全課〕

※PCB：ポリ塩化ビフェニルの略称。絶縁性（電気を通しにくい）、不燃性（燃えにくい）などに優れた特性を有することから、トランスコンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生して、その毒性が社会問題化し、昭和47年にPCBの製造は止められた。

豊田事業所概要

事業主体	日本環境安全事業(株) (国100%出資の特殊会社)
施設立地場所	細谷町3丁目1番地1
処理対象	東海4県のPCB廃棄物(高圧トランス、高圧コンデンサ等)
処理方式・能力	1.6t/日(PCB分解量)
事業の期間	平成17年9月から平成28年3月 [*]
処理の方法	脱塩素化分解法

^{*}事業の期間については、現在延長が検討されています。

① 豊田市PCB処理安全監視委員会

PCB廃棄物処理事業における安全性、環境保全の確保のために「豊田市PCB処理安全監視委員会」を平成15年10月に設置し、市民参加の監視を推進しています。その委員会の委員として、周辺自治区代表者、周辺企業代表、公募市民、学識経験者等15名が参加しています。

平成25年度は、3回会議を開催するとともに、作業部会も3回開催しました。

② 日本環境安全事業(株)との協定

市と日本環境安全事業(株)との間で、平成16年4月に「豊田PCB廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を締結しました。この協定には、豊田PCB廃棄物処理事業に係る市の受入条件で規定する事項について、具体的な実務や手順が定められています。

豊田PCB廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定の概要

- ・処理工程からの排水及び油類について、逢妻男川に放流してはならず、かつ地下に浸透させないこと。
- ・事業に伴う大気汚染や水質汚濁を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努めること。
- ・運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市に報告すること。
- ・処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開すること。
- ・環境保全上支障が認められる場合、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できること。
- ・事故等により有害物質が外部に排出された場合、日本環境安全事業(株)は処理施設の停止を含めた措置等を講じるとともに、市へ報告すること。

③ 収集運搬事業者との協定

PCB 廃棄物の安全かつ適正な収集運搬を促進することにより、環境への汚染を未然に防止し、良好な生活環境を確保することを目的として、18 収集運搬事業者（平成 26 年 3 月現在）と協定を締結しています。また、日本環境安全事業(株)は収集運搬事業者の認定要件に本市と協定を締結することとしています。

収集運搬事業者との協定の概要

- ・市内での積替え保管、液抜き及び処理施設周辺の路上での待機の禁止。
- ・安全管理体制の構築のため、作業手順書、維持管理手順書、緊急時対応マニュアルを整備すること。
- ・豊田 PCB 廃棄物処理施設に搬入する場合は、指定されたルートを利用すること。
- ・事業所職員及び作業従事者に対して定期的に教育訓練を実施すること。
- ・安全監視委員会から、報告の求めなどの要請があった場合、これに積極的に協力すること。

(2) PCB 環境調査

豊田 PCB 廃棄物処理施設に関して、処理施設立地に伴う環境への影響を把握するため、平成 14 年度から大気、水質、底質、平成 16 年度から土壌を追加して PCB 環境調査を実施しています。

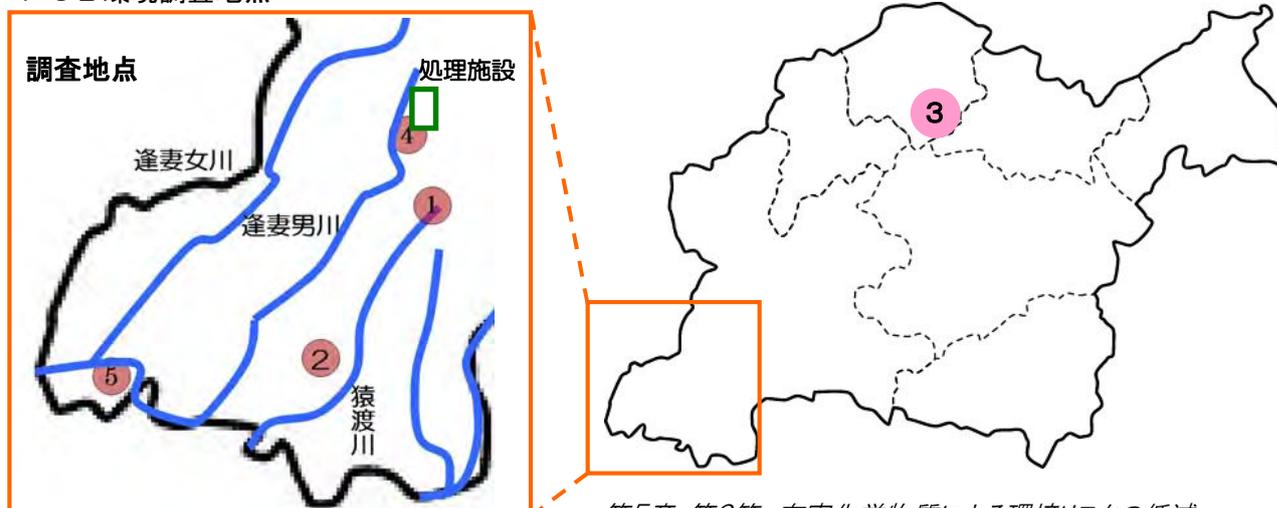
平成 25 年度の調査では、すべての調査地点で PCB が検出されているものの、その濃度は環境省が実施した全国調査の検出濃度の範囲内であり、全国的にみても一般的なレベルです。

[環境保全課]

PCB 環境調査地点一覧

媒体	調査地点名	所在地
大気	①山之手小学校	山之手 6 丁目
	②南部大気測定局	竹元町南細畔
	③小原支所	小原町上平
水質	④逢妻男川（処理施設直近）	元町
	⑤逢妻男川（雲目橋）	駒場町雲目
底質	④逢妻男川（処理施設直近）	元町
	⑤逢妻男川（雲目橋）	駒場町雲目
土壌	①山之手小学校	山之手 6 丁目

PCB 環境調査地点



第5章 第6節 有害化学物質による環境リスクの低減

(3) PCB廃棄物の処理状況について

豊田 PCB 廃棄物処理施設では、操業開始から平成 25 年度末までにコンデンサ 33,830 台、トランス 1,656 台等が処理されました。

市内にある処理対象物のコンデンサ約 86%、トランス 100%が処理されています。

[環境保全課]

3 ダイオキシン類対策の推進

(1) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるため、「ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という）」が平成 12 年 1 月 15 日から施行され、国を挙げてダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等について対策が進められています。

また、法の中で大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という）が設定された他、法第 26 条第 1 項で、環境中のダイオキシン類の常時監視についても規定されています。

本市では、大気環境については平成 10 年度から、水環境と土壌環境については平成 12 年度から調査を実施しています。平成 25 年度の調査結果は、次のとおりです。 [環境保全課]

① 大気環境について

2 地点で年 4 回調査したところ、すべての地点で環境基準を達成しました。

② 水環境について

河川水質を 3 地点で年 2 回、底質調査を同地点で年 1 回、地下水質を 4 地点で年 1 回調査を実施したところ、すべての地点で環境基準を達成しました。

③ 土壌環境について

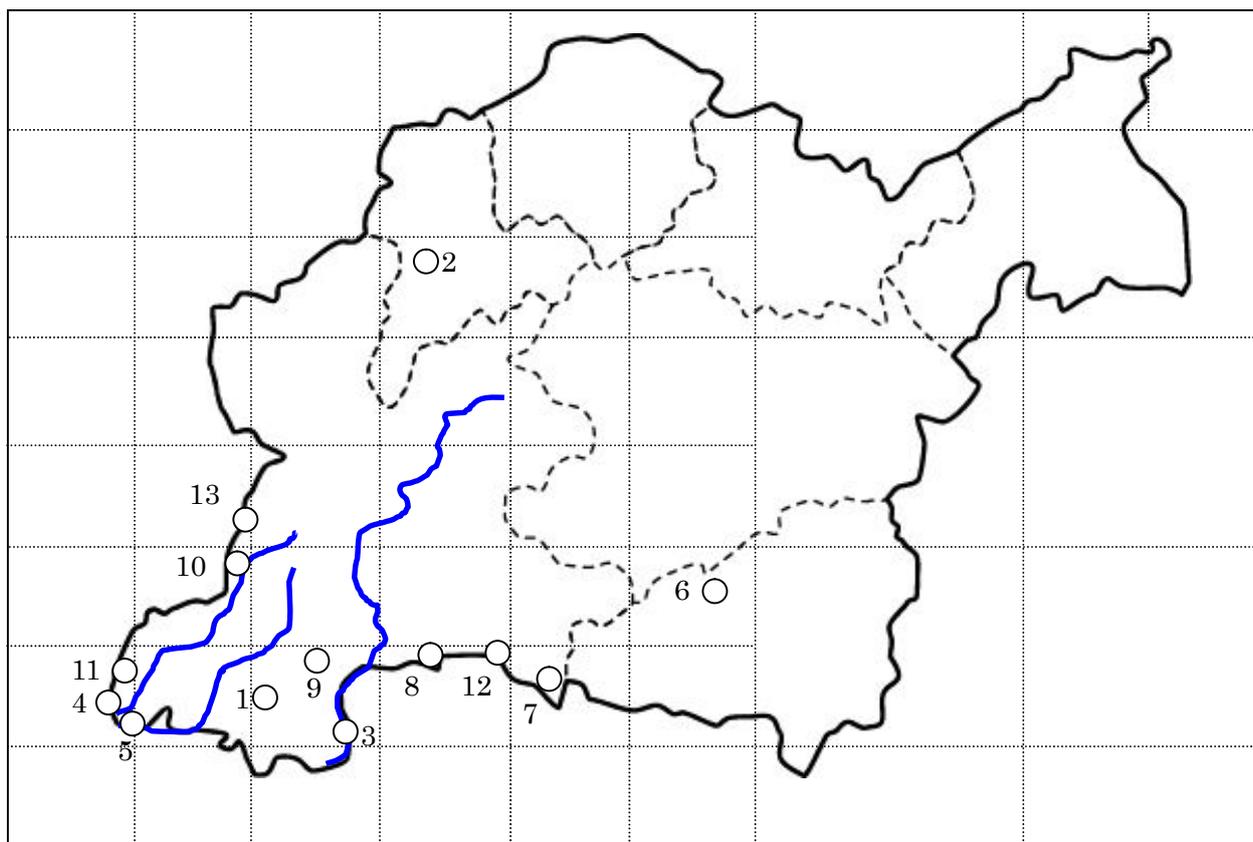
4 地点で年 1 回調査したところ、環境基準を達成しました。

ダイオキシン類調査結果の概要

調査区分	地点数	濃度範囲	全国平均 (平成 24 年度)	環境基準	
大気環境 (pg-TEQ/m ³)	2	0.0074~0.033	0.027	0.6 以下	
水環境	河川水質 (pg-TEQ/l)	3	0.09~0.30	0.20	1 以下
	河川底質 (pg-TEQ/g)	3	0.14~0.43	6.8	150 以下
	地下水質 (pg-TEQ/l)	4	0.043(4 地点同一)	0.049	1 以下
土壌環境 (pg-TEQ/g)	4	0.0025~5.7	2.6	1,000 以下	

(注) TEQ : Toxicity Equivalency Quantity (毒性等量) の略。ダイオキシン類は、物質によって毒性の強さが異なるため、最も毒性が強い 2,3,7,8-TCDD (2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン) の毒性を 1 として換算し、足し合わせた値。

ダイオキシン類調査地点図



調査区分		調査地点		調査時期 及び回数
大気環境	①	南部大気測定局	竹元町	4回/年 春・夏・秋・冬
	②	藤岡支所	藤岡飯野町	
水環境	公共用水域 (水質・底質)	③	矢作川 (天神橋)	水質：2回/年 夏・冬 底質：1回/年 冬
		④	逢妻女川 (駒新橋)	
		⑤	逢妻男川 (雲目橋)	
	地下水質	⑥	個人宅井戸	1回/年 冬
		⑦	個人宅井戸	
		⑧	個人宅井戸	
		⑨	個人宅井戸	
土壌環境	⑩	上丘町ちびっこ広場	1回/年 夏	
	⑪	駒場小学校		
	⑫	滝脇小学校		
	⑬	小清水小学校		

(2) 工場・事業場に対するダイオキシン類の規制・指導

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設設置事業者は、毎年1回以上排出ガス、排水、及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定を実施し、測定結果を市に報告することとされています。

平成25年度に事業者が行った測定については、廃棄物焼却炉等47施設の排出ガスについて市に報告があり、そのうち廃棄物焼却炉1施設で、排出基準(0.1 ng-TEQ/m³N)を超える0.26 ng-TEQ/m³Nのダイオキシン類が検出されていました。

当該施設について市は、事業者に対して原因究明と改善対策の実施を指導し、改善対策後に事業者の自主検査により排出基準に適合していることを確認しました。また、廃棄物焼却炉から発生する燃え殻や集じん機で集められたばいじんについては、16施設から報告があり、すべての施設において処理基準に適合していました。

また、市は、アルミニウム溶解炉1施設と、廃棄物焼却炉2施設の排出ガスについて行政検査を実施しました。その結果、廃棄物焼却炉1施設で、排出基準(0.1 ng-TEQ/m³N)を超える0.20 ng-TEQ/m³Nのダイオキシン類が検出されました。

当該施設については、事業者に対して原因究明と改善対策の実施を指導しました。

また、事業者により当該施設は直ちに稼働停止されました。

改善対策完了後、事業者の自主検査により排出基準に適合していることを確認しました。

平成25年度末現在の届出施設数については、大気基準適用施設49施設、水質基準対象施設51施設が届出されています。

廃棄物焼却炉は、法が施行された平成11年度末当時では205施設が設置されていましたが、平成14年12月から適用された排出基準の強化等によりその数は減少し、平成25年度末時点では16施設が設置されています。 [環境保全課]

特定施設設置数の推移

大気基準適用施設						
特定施設種類	施設数					
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
アルミニウム合金製造施設	35	35	34	32	32	33
廃棄物焼却炉	18	17	17	16	16	16
計	53	52	51	48	48	49

水質基準対象施設						
特定施設種類	施設数					
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
アルミニウム合金製造施設の廃ガス洗浄施設等	1	1	1	1	1	1
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	10	9	9	10	10	10
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	40	40	40	40	40	40
計	51	50	50	51	51	51

(3) 市ごみ処理施設におけるダイオキシン類削減対策

① 渡刈クリーンセンターにおけるダイオキシン類削減対策

平成19年4月に稼動した渡刈クリーンセンターは、ダイオキシン類の削減対策として、ろ過式集じん機など最新鋭の設備を導入し、法規制値の10分の1以下に除去しています。渡刈クリーンセンターの排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。〔清掃施設課〕

渡刈クリーンセンター排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m ³ N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m ³ N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]
1号炉	H25.12.16	0.001未満	0.006未満	37	19	0.00000042 ^{※1}
2号炉	H26.2.4	0.001未満	0.006未満	34	11	0.00000051 ^{※2}
3号炉	H26.3.6	0.001未満	0.006未満	28	11	0.00011 ^{※3}
規制基準		0.04	9.0	250	700	0.1

※1 ダイオキシン類のみH25.12.6測定

※2 ダイオキシン類のみH26.2.7測定

※3 ダイオキシン類のみH26.1.23測定

② 藤岡プラントにおけるダイオキシン類削減対策

平成6年11月に稼動した藤岡プラント3号炉は、ダイオキシン類の削減対策としてろ過式集じん機などの設備を導入し、法規制以下に除去しています。藤岡プラントの排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。〔清掃施設課〕

藤岡プラント排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m ³ N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m ³ N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]
3号炉	H26.2.7	0.001未満	0.21	170	210	0.43 [※]
規制基準		0.15	17.5	250	700	5

※ ダイオキシン類のみH25.9.4測定

第7節 快適な生活環境の確保

施策の基本的方向

地域の歴史・文化に対して誇りと愛着を持ち、魅力が感じられる良好な景観を形成するとともに、地域生活のマナーやルールを守ることにより、快適な生活環境を確保します。

1 良好な生活環境の形成

(1) ごみ散乱防止対策

空き缶等ごみの散乱及び犬糞等遺棄による公害発生を防止し快適な生活環境を確保するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」に基づき、市民への啓発を行っています。

平成 25 年度は、ごみのポイ捨て禁止看板 317 枚、犬フン公害防止看板 286 枚を自治区等に配布し、イベント会場等で街頭啓発活動を行い、啓発グッズ約 2,500 個を配布しました。

[清掃業務課]

(2) 空き地環境保全

空き地の管理を適正に行わないで放置しておく、雑草などが生い茂り、害虫の発生や火災、若しくはごみの不法投棄等の犯罪の原因となるなど、生活環境に重大な支障が生じる恐れがあります。

本市では、市民の快適で清潔な生活環境を保全するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」において、空き地の所有者又は管理者が、空き地が放置状態にならないように維持管理する義務があることを定めています。条例に基づき、空き地の維持管理が不良状態にあるとき又はその恐れがあるときは指導や助言を行い、空き地の環境保全に努めています。

平成 25 年度は、79 件の指導・助言を行いました。

[清掃業務課]

2 魅力ある景観の保全・創出

(1) 花のあるまちづくり推進事業

① フラワーロード事業

花の演出による道路環境整備を行い、快適で印象に残るもてなし空間の創出として潤いと安らぎを感じることができるようにフラワーロード（4 路線 30.5km）を平成 16 年度に選定しました。

平成 25 年度は、地元住民等の協力を得て、4 路線で、27 か所の花壇と 1,547 基のプランターによる花飾りを実施し、通行する人に潤いと安らぎを与え、季節の花を楽しむことができました。

② 西山公園（都市緑化植物園：緑の相談所）

西山公園（西山町、6.4ha）は、市民の緑化意識を高め、植栽知識の普及を進めることを目的とした都市緑化植物園です。市民へ緑化に関する正しい知識や情報を提供するため、緑化相談や講習会を開催しています。

③ 豊田市緑の推進基金

豊田市緑の推進基金は、資金積立基金として緑化事業の推進を図るため、平成 25 年 10 月に創設しました。

平成 25 年度末現在、市民等からの寄付を含め、基金の合計は、580,910,383 円です。これを活用し、緑化推進事業の普及、啓発に役立てていきます。

④ 緑の募金

区長会の協力により、緑の募金への家庭募金にご協力いただき、緑化の推進を図っています。

平成 25 年度は、募金総額 23,242,632 円で、公益社団法人愛知県緑化推進委員会から 19,291,384 円の交付を受けました。この交付金は、次のような緑化推進事業に役立てています。

[緑の推進課]

緑の募金の交付金による事業

<p>'13 とよたガーデニングフェスタ 市民に植木などを提供、緑化の普及を行う 開催日：平成 25 年 4 月 27 日～29 日 場 所：豊田スタジアム 参加者：約 6 万 1 千人</p>	<p>貸出し花壇の設置 市民が庭造りを体験し、花を通じた交流など市民参加型の活動ができる場として「西山クラインガルテン」を設置する 内容：5 区画（1 区画 3 m²）、1 年間</p>
<p>各種園芸講座の開催 市民を対象に、四季折々の花や緑に関する園芸講座を開催し、植栽知識の普及を図る 開催：28 回 参加者：1,240 人</p>	<p>花いっぱい運動 市民参加による潤いのあるまちづくりをめざす ○花のあるまちづくりコンテスト ・市民花壇の部 37 団体が参加し、19 団体を表彰 ○草花の種子の配布 ・年 2 回、8 品種 41,000 袋を配布</p>
<p>緑化相談 木や花に関する相談や指導を行う 内容：庭木の樹種選定、害虫予防、手入れの仕方等 相談件数：1,178 件</p>	
<p>樹木植栽への助成 地域における緑の拠点づくりを進めるため、緑化事業に助成する 内容：8 自治区、797 本</p>	

(2) 高質環境道路整備事業

都市計画道路竹生線及び市道旧城線、久保川田線の無電柱化やバリアフリー化等を行い、安全・安心な生活環境の構築を図りました。排水性舗装や保水性舗装、LED 照明の採用により環境に配慮した整備を実施しました。

平成 25 年度は、都市計画道路昭和町線の道路改良工事（L=300m）を行いました。

[都市整備課]



都市計画道路 竹生線



市道 旧城線

(3) 足助地区まちづくり事業

全国屈指の紅葉の名所である香嵐渓に隣接し、江戸から昭和までの歴史的風土が残る足助の町並みにおいて、自然と歴史を受け継ぎ、暮らしの香り漂う生活空間を創造するため、①地域資源の保存・活用、②快適に暮らすための環境の整備、③観光や商業と連携した活力ある共働まちづくりの推進など、歴史を活かした総合的なまちづくり事業を展開します。

平成 25 年度は、まちづくり整備に向けた道路および橋梁の修景工事を行いました。

〔都市整備課〕



足助の歴史的な町並み



紅葉時の香嵐渓

(4) 市民・事業者・行政に対する景観配慮の誘導事業

本市では、景観形成の主役である市民・事業者の皆さんとともに、豊田市らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくため、平成 20 年 3 月に、良好な景観形成のための目標や方針、行為の制限などを示す「豊田市景観計画」（以下、景観計画という。）を定めました。

また、平成 22 年 3 月には、景観計画の中で景観重点地区の候補になっていた足助地区を景観重点地区に指定し、その地区独自の景観形成基準を設けた足助景観計画を定めました。

さらに、景観計画の策定に伴い創設された「景観法に基づく景観届出制度」を活用し、まちの景観を構成する重要な要素となっている建築物や工作物のうち、一定規模以上のものについて景観に配慮していただくことで、豊田市らしい景観まちづくりを進めています。

建築物の新築等で届出の対象となる行為は、あらかじめ、市の景観形成基準に適合するように配慮したうえで、届出をすることになります。

また、計画の初期の段階で、専門知識及び経験を有する学識経験者からなる景観アドバイザーとの面談により、適切なアドバイスを受け、設計等に活かすことで、より良好な景観形成の実現をめざすべく、景観アドバイザー相談の制度も設けています。

簡易除却が可能な違反広告物に対しては、市民ボランティア（違反広告物追放活動団体）、職員、市委託業者で除却を行い、一定の成果をあげています。〔都市整備課〕

平成 25 年度実績

・景観届出数	134 件
・アドバイザー相談件数	169 件
・違反広告物簡易除却総数	844 件

3 地域の歴史・文化の保存と活用

(1) 郷土芸能活動推進事業

市内に伝わる棒の手や祭囃子(まつりばやし)など伝統芸能を後世に守り伝えていくために、保存団体の活動や楽器等の修理、更新に対して補助し保存維持を図っています。

平成 25 年度は、保存団体の活動に対して 51 団体、楽器等の修理に対して 6 団体に補助しました。〔文化財課〕

(2) 民芸の森・民芸の溪(勘八峽)整備事業

勘八峽の豊かな自然と特徴ある民芸の資源などを活かし、民芸や自然に触れ生きがいや潤いを実感し、心豊かな生活を実現する場として勘八峽の再整備を図る事業です。

民芸の森整備については、民芸の森解体工事を行いました。〔文化財課民芸館〕

(3) (仮) 豊田市ふるさと歴史館整備事業

市の歴史や文化を発信し、ふるさとへの愛着と誇りを育み、市民がふるさとを見つめ未来を考える場として、(仮) 豊田市ふるさと歴史館基本構想(素案)と先進地視察の成果を基に、内部検討を行いました。〔文化財課〕

資料編

別表1 豊田市環境基本計画後期重点プロジェクト事業の進捗状況一覧

重点プロジェクト	分野	施策	事業	施策・事業の内容	活動指標	年次計画	進捗状況
重点プロジェクト1 エネルギーの有効利用・CO2削減に向けた市民事業者の行動力の向上と支障の充実に	人材育成 【エネルギーの有効利用・CO2削減のため、市民が行動を起こす後押しとなる取組や環境学習を推進する。】	エコファミリーの拡大 環境学習の推進	エコファミリーとよたエコポイント制度事業 環境学習推進事業 低炭素社会モデル地区推進事業	市民の環境配慮行動の加速化による民生部門におけるCO2排出量の削減、及び地域活性化につながる仕組みづくり 環境学習施設eco-Tにて展示学習プログラム、出前講座などの実施 とよたエコファタウン(第2期区域)の施設整備及び運営	①エコファミリー一言世帯数(累計) ②とよたエコポイント発行数(単年度) ①eco-T来館者数 ②講座受講者数 ③WEB閲覧数 エコファタウン来場者数	平成25年度 ①38,000世帯 ②875万ポイント 制度の仕組みの再構築 ①22,000人 ②4,200人 ③1,200人 15,000人 (第2期区域工事)	平成25年度末 ①34,912世帯 ②6,027,110P ①23,954人 ②4,912人 ③120,783人 58,257人
	エネルギーの有効利用・CO2削減のため、市民・事業者が日常生活・事業活動の中で行う環境配慮行動を推進する。】	スマートハウスの普及 太陽光発電システムの普及 燃料電池システムの普及 次世代自動車(エコーカー)の普及	スマートハウス普及促進事業 (再掲)スマートハウス普及促進事業 スマートハウス普及促進事業 スマートハウス普及促進事業	土地区画整理事業を実施する箇所へのモデル的な整備により、市民の環境意識の醸成や環境に配慮した住宅建設の実施を促進 家庭用エネルギー管理システム、太陽光発電システム、家庭用燃料電池、家庭用蓄電池の設置、及び次世代自動車の購入に対する補助 家庭用エネルギー管理システム、太陽光発電システム、家庭用燃料電池、家庭用蓄電池の設置、及び次世代自動車の購入に対する補助 家庭用エネルギー管理システム、太陽光発電システム、家庭用燃料電池、家庭用蓄電池の設置、及び次世代自動車の購入に対する補助	補助件数 ①管理システム ②蓄電池 太陽光発電補助件数 燃料電池補助件数	①480件 ②50件 2,000件 100件	①281件 ②81件 1,386件 111件
	家庭・事業者のガソリン・軽油使用量等の削減	次世代自動車(エコーカー)の普及 公共交通の利便促進	(再掲)スマートハウス普及促進事業 交通・移動支援情報提供事業 低炭素交通システム推進事業	家庭用エネルギー管理システム、太陽光発電システム、家庭用燃料電池、家庭用蓄電池の設置、及び次世代自動車の購入に対する補助 みちナビとよたWEBリニューアル、ITS車載器(プローブ)の高度化・分析 次世代自動車の導入、充電インフラの整備、パーソナルモビリティの普及促進等 基幹バスの運行 地域バスの運行	①運輸部門(自動車)のCO2排出量 ②次世代自動車(EV・PHV・FCV)の市内普及台数 バス(基幹バス、地域バス及び民間バス)における1日あたりの平均乗車人数 バス(基幹バス、地域バス及び民間バス)における1日あたりの平均乗車人数	PHV 400件 超小型電気自動車100件 - - - (予定) 14,211人/日 (予定) 14,211人/日	PHV 120件 超小型電気自動車2件 - - - 13,606人/日 13,606人/日
	エコドライブの普及	エコドライブの普及	環境学習推進事業	環境学習施設eco-Tにて展示学習プログラム、出前講座などの実施	①eco-T来館者数 ②講座受講者数 ③WEB閲覧数	①22,000人 ②4,200人 ③1,200人	①23,954人 ②4,912人 ③120,783人

重点プロジェクト	分野	施策	事業	施策・事業の内容	活動指標	進捗状況	
						年次計画	平成25年度末
森林 (吸収源拡大) 【CO2の吸収源を拡大するために、人工林の間伐を促進する。】	事業者のCO2削減活動への支援	中小企業の環境対策を支援	とよたイノベーションセンター運営事業	中小企業の新たな事業展開に対して、総合的かつ一体的な支援を実施	とよたイノベーションセンターを利用した企業数(①新規、②リピーター)	50社 ①25社 ②25社	89社 ①74社 ②15社
			新事業展開支援事業	研究会設置による新たな事業展開を見出す機会の提供、及び新サービス・新製品の開発に係る経費を補助	新たな事業展開数(①補助金、②研究会)	6件 ①5件 ②1件	①0件 ②0件
			ビジネスチャンス拡大支援事業	製品や技術の新たな販路・連携につながる相手先の紹介、及びビジネスチャンスの拡大に向けた見本市出展の補助	商談件数(①見本市集団出展、②見本市等出展事業賞補助金)	510件 ①150件 ②360件	488件 ①30件 ②458件
			サステイナブル・ブランド移行促進事業	省エネ診断による省エネ・省資源化の効果の見える化を支援するとともに、診断により提案された改善策の取組を支援	移行促進事業を活用する企業数(①E&A導入、②省エネ診断、③資源効率化)	35件 ①30件 ②ー ③5件	12件 ①6件 ②ー ③6件
			再生可能エネルギー普及促進事業	民間施設の屋根や土地情報とエネルギー事業者情報をデータベース化し、両者のマッチングの支援など再生可能エネルギーの普及促進	再生可能エネルギー導入率	21.5%	21.5%
			健全な人工林づくり促進事業	森林整備の促進(国・県補助事業の上乗せ、失作川水源基金助成事業・あいち森と緑づくり事業の活用等)	人工林の間伐実施面積(小規模間伐を含む)	1,500ha	1137.17ha
			地産地建ハウス促進事業	地域材を積極的に活用する事業者の支援や地域材需要の喚起	登録業者の受注した地域材を利用した住宅の戸数	ー	ー
			木材利用施設整備支援事業	民間事業者が整備する公共建築物(学校、病院等)整備に対する交付金等の支援や地域材の啓発	補助金申請件数	7件	0件
			森づくり推進組織育成事業	施業地の集団化、地域森づくり会議の設立	地域森づくり団地計画認定面積	1,200ha	1229.60ha
			森づくり教育推進・担い手育成事業	森林に関する理解と森づくりの意識の高揚及びセミプロ林業作業者の育成のためにとよた森林学校における講座の実施	とよた森林学校各講座及びセミプロ育成講座の受講者数(①森づくり教育、②森づくり担い手)	①300人 ②10人	①253人 ②11人
			水源の森整備・維持管理事業	「水源の森」を人工林間伐により水道水源涵養林として保全するとともに、散策路等を整備し水道水源の重要性を市民にPR	ー	ー	・測量・設計 ・PRイベント
			環境学習推進事業	環境学習施設eco-Tにて展示学習プログラム、出前講座などの実施	①eco-T来館者数 ②講座受講者数 ③WEB閲覧数	①22,000人 ②4,200人 ③1,200人	①23,954人 ②4,912人 ③120,783人
			森林整備の理解促進	(再掲)森づくり教育推進・担い手育成事業	森林に関する理解と森づくりの意識の高揚及びセミプロ林業作業者の育成のためにとよた森林学校における講座の実施	①300人 ②10人	①253人 ②11人

重点プロジェクト	分野	施策	事業	施策・事業の内容	活動指標	年次計画	進捗状況
重点プロジェクト3 廃棄物の発生抑制、 資源の循環利用の推 進	人材育成 【循環型社会の形成の ために、市民が行動を 起こす後押しとなる取 組や環境学習を推進 する。】	環境配慮行動をす る市民の育成 エコファミリーの拡 大 環境学習の推進 環境学習施設eco-Tにて展示学習プログ ラム、出前講座などの実施 エコファミリーとよたエコポイン ト制度事業 環境学習推進事業 エコファミリーによる訪問啓発 事業 排出事業者等への 講習会等による 適正処理の推進 許可業者に対する 適正処理の推進 地域の特性を踏まえ た発生抑制 【さらなるごみの削減 のために、地域の課題 を整理し、課題解決に 向けて市民と共働して ごみの発生抑制に取 り組む。】	エコファミリーとよたエコポイン ト制度事業 環境学習推進事業 廃棄物指導員による訪問啓発 事業 作業従事者講習会の開催 地域の特性を考慮したごみ処理 の課題の対応 訪問啓発による事 業系廃棄物の適 正処理や発生抑 制の推進 訪問啓発による事 業系廃棄物の適 正処理や発生抑 制の推進 訪問啓発による事 業系古紙のリサ イクルステーション での回収 利便性を考慮した リサイクルステー ションの整備 ステーション管理 者等への啓発活 動の推進 収集運搬業者等 へのごみの搬入 調整 補助燃料としての バイオマスの活用	市民の環境配慮行動の加速化による民 生部門におけるCO2排出量の削減、及び 地域活性化につながる仕組みづくり 環境学習施設eco-Tにて展示学習プログ ラム、出前講座などの実施 排出事業者への廃棄物の適正処理と分 別の徹底の訪問啓発 排出事業者と直接接する機会が多い作業 従事者へ講習等を行い、法令遵守やリサ イクル推進の意識を向上 地域ごとのごみの排出量や種類、資源化 の体制等の情報から市が抽出した課題や 地域の抱える課題を共有する機会を設 け、共働して解決を図る。 排出事業者への廃棄物の適正処理と分 別の徹底の訪問啓発 環境委員情報交換会や環境学習、各種イ ベント時に雑誌の資源化を啓発 リサイクルステーションの新設、移転、拡 充等 リサイクルステーションの新設、移転、拡 充等 ごみ出しマナーの悪いごみステーションの 管理者等に対して個別に啓発 効率的な発電を行うために、隣国プラントと の搬入調整を行い、安定的な2炉運転を 行う。 ごみの持つ熱量を安定化させるために、 都市ガスの代替としてCO2排出量の削減 等に寄与する前伐材等をバイオマス燃料 として活用する。	①エコファミリー一言世帯数(累計) ②とよたエコポイント発行数(単年 度) ①eco-T来館者数 ②講座受講者数 ③WEB閲覧数 訪問した事業者の件数 講習会受講割合 訪問地域数 訪問した事業者の件数 雑誌・雑誌の回収量 施設への搬入量 施設への搬入量 ごみ出しマナーの悪いステーション 数 年間発電量 活用するバイオマスの量	平成25年度 ①38,000世帯 ②875万ポイント 制度の仕組みの再構築 ①22,000人 ②4,200人 ③1,200人 750件 50% 3地域 750件 5,260t 13,500t 13,500t 280か所 42,000MWh 2,000t	平成25年度末 ①34,912世帯 ②6,027,110P ①23,954人 ②4,912人 ③120,783人 491件 55% 3地域 491件 4,846t (事業系10t含む) 11,832t (事業系2t含む) 11,832t (事業系2t含む) 275か所 46,971MWh 4,619t
	資源化 【ごみの中に含まれる 資源を適切に分別す るために、市民や事業 者に対し啓発すると ともに、分別しやすい環 境の整備を推進す る。】	古紙の資源化の 推進 リサイクルステー ションの整備 ごみ出しマナー向 上による分別の徹 底 渡刈クリーンセン ターの効率的な焼 却と発電 ごみ処理施設の安定 的な運転 【ごみ処理施設の適正 な運転に加え、エネル ギーの効率的な回収 のために、ごみの搬入 調整やバイオマスの活 用により、発電設備を 有するごみ処理施設 の安定的な運転を推 進する。】	資源化 【ごみの中に含まれる 資源を適切に分別す るために、市民や事業 者に対し啓発すると ともに、分別しやすい環 境の整備を推進す る。】	資源化 【ごみの中に含まれる 資源を適切に分別す るために、市民や事業 者に対し啓発すると ともに、分別しやすい環 境の整備を推進す る。】	資源化 【ごみの中に含まれる 資源を適切に分別す るために、市民や事業 者に対し啓発すると ともに、分別しやすい環 境の整備を推進す る。】	資源化 【ごみの中に含まれる 資源を適切に分別す るために、市民や事業 者に対し啓発すると ともに、分別しやすい環 境の整備を推進す る。】	資源化 【ごみの中に含まれる 資源を適切に分別す るために、市民や事業 者に対し啓発すると ともに、分別しやすい環 境の整備を推進す る。】

別表2 グリーン調達率（平成25年度）

連番	品目	グリーン	非グリーン	総計	目標率	グリーン率
001	コピー用紙	39,376,227	27,816	39,404,043	100%	99.93%
002	フォーム紙	2,707,173		2,707,173	100%	100.00%
003	インクジェットカラープリンター用塗工紙	407,965	3,360	411,325	100%	99.18%
004	印刷用紙（カラー用紙を除く）	73,479,543	462,430	73,941,973	100%	99.37%
005	印刷用紙（カラー用紙）	1,195,788	4,056,851	5,252,639	100%	22.77%
006	トイレトペーパー	25,346,120		25,346,120	100%	100.00%
007	ティッシュペーパー	454,282	41,642	495,924	100%	91.60%
008	シャープペンシル	124,972		124,972	100%	100.00%
009	シャープペンシル替芯	18,540		18,540	100%	100.00%
010	ボールペン	758,422		758,422	100%	100.00%
011	マーキングペン	1,174,320	20,384	1,194,704	100%	98.29%
012	鉛筆	126,471		126,471	100%	100.00%
013	スタンプ台	21,850		21,850	100%	100.00%
014	朱肉	66,563		66,563	100%	100.00%
015	印章セット	9,057		9,057	100%	100.00%
016	印箱	69,279		69,279	100%	100.00%
018	ゴム印	558,719	77,478	636,197	100%	87.82%
019	回転ゴム印	170,609	3,900	174,509	100%	97.77%
020	定規	11,147		11,147	100%	100.00%
021	トレー	22,120	4,642	26,762	100%	82.65%
022	消しゴム	300,996	105,376	406,372	100%	74.07%
023	ステープラー（ホッチキス）（汎用型）	72,086		72,086	100%	100.00%
024	ステープラー（汎用型以外）	17,568	13,250	30,818	100%	57.01%
025	ステープラー針リムーバー（ホッチキスの針抜き）	860		860	100%	100.00%
027	事務用修正具（テープ）	374,968	5,390	380,358	100%	98.58%
028	事務用修正具（液状）	92,055		92,055	100%	100.00%
029	クラフトテープ	525,310	7,514	532,824	100%	98.59%
030	粘着テープ（布粘着）	1,892,654	1,120	1,893,774	100%	99.94%
031	両面粘着紙テープ	713,311		713,311	100%	100.00%
032	製本テープ	98,892		98,892	100%	100.00%
033	ブックスタンド	51,549	2,540	54,089	100%	95.30%
035	クリップケース	240		240	100%	100.00%
036	はさみ	18,070		18,070	100%	100.00%
037	マグネット（玉）	23,269		23,269	100%	100.00%
038	マグネット（バー）	57,731		57,731	100%	100.00%
039	テープカッター	54,669	3,240	57,909	100%	94.41%

資料編 別表2

040	パンチ（手動）	43,523	4,980	48,503	100%	89.73%
041	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	180		180	100%	100.00%
042	紙めくりクリーム	2,495		2,495	100%	100.00%
043	鉛筆削（手動）	16,590		16,590	100%	100.00%
044	OA クリーナー（ウエットタイプ）	14,188	793	14,981	100%	94.71%
045	OA クリーナー（液タイプ）	2,543		2,543	100%	100.00%
046	ダストブロアー	31,505		31,505	100%	100.00%
047	レターケース	91,409		91,409	100%	100.00%
048	メディアケース	9,540		9,540	100%	100.00%
049	マウスパッド	28,485	19,000	47,485	100%	59.99%
050	OAフィルター（枠あり）	36,000	11,280	47,280	100%	76.14%
051	丸刃式紙裁断機	3,650		3,650	100%	100.00%
052	カッターナイフ	13,639		13,639	100%	100.00%
053	カッティングマット	54,156		54,156	100%	100.00%
054	デスクマット	84,460		84,460	100%	100.00%
055	OHP フィルム	1,448		1,448	100%	100.00%
056	絵筆	4,160		4,160	100%	100.00%
057	絵の具	52,800		52,800	100%	100.00%
059	のり（液状）（補充用を含む。）	292,088		292,088	100%	100.00%
060	のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	4,410		4,410	100%	100.00%
061	のり（固形）	1,004,884	1,650	1,006,534	100%	99.84%
062	のり（テープ）	603,434		603,434	100%	100.00%
063	ファイル	2,079,084	400	2,079,484	100%	99.98%
064	バインダー	110,577		110,577	100%	100.00%
065	ファイリング用品	773,172	130	773,302	100%	99.98%
067	つづりひも	154,528	20,102	174,630	100%	88.49%
068	カードケース	14,530		14,530	100%	100.00%
069	事務用封筒（紙製）	257,656		257,656	100%	100.00%
070	窓付き封筒（紙製）	170,500	139,230	309,730	100%	55.05%
073	ノート	295,456	16,674	312,130	100%	94.66%
074	パンチラベル	6,074	372	6,446	100%	94.23%
075	タックラベル	223,390		223,390	100%	100.00%
076	インデックス	289,899	896	290,795	100%	99.69%
077	付箋紙	1,265,100	6,111	1,271,211	100%	99.52%
078	付箋フィルム	90,413		90,413	100%	100.00%
079	黒板拭き	127,580		127,580	100%	100.00%
080	ホワイトボード用レーザー	80,010	3,392	83,402	100%	95.93%
081	額縁	24,533		24,533	100%	100.00%

082	ごみ箱	167,567		167,567	100%	100.00%
083	リサイクルボックス	53,800		53,800	100%	100.00%
084	缶・ボトルつぶし機（手動）	36,300		36,300	100%	100.00%
085	名札（机上用）	2,280		2,280	100%	100.00%
086	名札（衣服取付型・首下げ型）	89,290		89,290	100%	100.00%
087	鍵かけ（フックを含む。）	1,200		1,200	100%	100.00%
088	チョーク	857,291	12,150	869,441	100%	98.60%
089	グラウンド用白線	3,538,172	4,380	3,542,552	100%	99.88%
090	梱包用バンド	119,224		119,224	100%	100.00%
091	いす	10,903,734		10,903,734	100%	100.00%
092	机	17,757,355	97,800	17,855,155	100%	99.45%
093	棚	11,830,955		11,830,955	100%	100.00%
094	収納用什器（棚以外）	2,631,020	49,500	2,680,520	100%	98.15%
095	ローパーティション	126,500		126,500	100%	100.00%
097	傘立て	62,080		62,080	100%	100.00%
099	黒板	150,500		150,500	100%	100.00%
100	ホワイトボード	176,008		176,008	100%	100.00%
102	複合機（リース、レンタルを含む。）	1,889,140		1,889,140	100%	100.00%
103	拡張性のあるデジタルコピー機(リース、レンタルを含む。)	1,081,000		1,081,000	100%	100.00%
104	電子計算機（リース、レンタルを含む。）	95,544,439		95,544,439	100%	100.00%
105	プリンタ（リース、レンタルを含む。）	1,552,426		1,552,426	100%	100.00%
106	プリンタ/ファクシミリ兼用機（リース、レンタルを含む。）	367,920		367,920	100%	100.00%
107	ファクシミリ（リース、レンタルを含む。）	1,496,188		1,496,188	100%	100.00%
109	磁気ディスク装置（リース、レンタルを含む。）	6,672		6,672	100%	100.00%
111	シュレッダー（リース、レンタルを含む。）	291,975		291,975	100%	100.00%
112	デジタル印刷機（リース、レンタルを含む。）	293,452		293,452	100%	100.00%
113	記録用メディア	205,750		205,750	100%	100.00%
114	一次電池又は小形充電式電池	555,003		555,003	100%	100.00%
115	電子式卓上計算機	64,427		64,427	100%	100.00%
116	トナーカートリッジ（リース、レンタルを含む。）	6,985,624	623,536	7,609,160	100%	91.81%
117	インクカートリッジ（リース、レンタルを含む。）	3,623,870	318,006	3,941,876	100%	91.93%
118	掛時計	124,390	262,171	386,561	100%	32.18%
119	プロジェクタ	729,125	157,000	886,125	100%	82.28%
120	電気冷蔵庫	1,442,490		1,442,490	100%	100.00%
121	電気冷凍庫		122,000	122,000	100%	0.00%
122	電気冷凍冷蔵庫	653,375	49,800	703,175	100%	92.92%
123	テレビジョン受信機	379,330		379,330	100%	100.00%
125	電子レンジ	286,750		286,750	100%	100.00%

126	エアコンディショナー	3,707,400		3,707,400	100%	100.00%
128	ストーブ	21,937,800	55,500	21,993,300	100%	99.75%
132	ガス調理機器	1,389,550		1,389,550	100%	100.00%
133	蛍光灯照明器具	659,098		659,098	100%	100.00%
134	LED照明器具	289,261	10,657	299,918	100%	96.45%
135	LEDを光源とした内照式表示灯	1,180		1,180	100%	100.00%
136	蛍光灯ランプ（直管型:大きさの区分40形蛍光灯ランプ）	1,205,855	77,100	1,282,955	100%	93.99%
137	電球形状のランプ	81,545		81,545	100%	100.00%
138	自動車	64,163,277		64,163,277	100%	100.00%
140	カーナビゲーションシステム	532,750	164,172	696,922	100%	76.44%
141	乗用車用タイヤ	2,464,817	42,420	2,507,237	100%	98.31%
143	消火器	22,743,925		22,743,925	100%	100.00%
144	制服	250,068	34,900	284,968	100%	87.75%
145	作業服	5,539,741	234,000	5,773,741	100%	95.95%
146	帽子		303,500	303,500	100%	0.00%
147	カーテン	3,533,600		3,533,600	100%	100.00%
149	タフテッドカーペット	93,200		93,200	100%	100.00%
150	タイルカーペット	385,760		385,760	100%	100.00%
153	毛布	13,000		13,000	100%	100.00%
154	ふとん	34,000		34,000	100%	100.00%
155	ベッドフレーム	175,200		175,200	100%	100.00%
156	マットレス		55,000	55,000	100%	0.00%
157	作業手袋	42,801		42,801	100%	100.00%
159	ブルーシート	99,600	22,530	122,130	100%	81.55%
161	旗	86,407	270,069	356,476	100%	24.24%
162	のぼり	24,990	13,000	37,990	100%	65.78%
163	幕	168,468	64,800	233,268	100%	72.22%
164	モップ	90,775	78,945	169,720	100%	53.49%
171	携帯電話	14,175		14,175	100%	100.00%
173	毛布	96,390		96,390	100%	100.00%
175	テント	18,500		18,500	100%	100.00%
176	ブルーシート	174,990		174,990	100%	100.00%
177	一次電池	9,478		9,478	100%	100.00%
178	ペットボトル飲料水	1,951,200		1,951,200	100%	100.00%
187	携帯発電機	400,000		400,000	100%	100.00%
総計		457,206,907	8,184,879	465,391,786	100%	98.24%

※ 187 の特定調達品目の内、調達実績が無かった品目については掲載を省略している。

※ 表中の色付きの項目は、グリーン率が90%を下回った項目

参考資料

1 環境行政年表（直近5年）

年	市	国・県
21年度	5月 豊田市共通シール（エコシール）制度終了 6月 とよたエコポイント制度開始 7月 第1回環境審議会（諮問） 9月 エコファミリー制度創設 10月 第2回環境審議会 12月 豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正 豊田市一般廃棄物処理施設条例改正	4月 土壌汚染対策法の一部を改正する法律の公布 5月 (国)エコポイント活用によるグリーン家電普及促進事業 6月 の実施 国が温室効果ガスの中期目標発表 自然公園法及び自然環境保全法の一部改正(生態系維持回復事業の追加等) 10月 (県)グリーンニューディール基金条例の公布・施行
	1月 環境モデル都市シンポジウム in 豊田 開催 2月 第3回環境審議会の開催 プラグインハイブリッド車導入 「第9回とよたエコライフ賞」表彰 2010 愛知環境賞優秀賞受賞（とよたエコライフ倶楽部） 3月 自然観察の森新ネイチャーセンター竣工 緑のリサイクルセンター竣工 低炭素社会推進基金創設	
22年度	5月 第1回環境審議会の開催 とよたエコドライブプロジェクト実行委員会 6月 設立 7月 自然観察の森新ネイチャーセンターオープン 9月 緑のリサイクルセンター供用開始 10月 第2回環境審議会の開催 市民へのプラグインハイブリッド車貸出開始	5月 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」、[廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律] の公布 6月 生物と文化の多様性に関する国際会議開催（モンテリオール） 10月 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催
	2月 「第10回とよたエコライフ賞」表彰 環境モデル都市講演会開催	3月 海洋生物多様性保全戦略策定
23年度	5月 里山くらし体験館すげの里オープン 12月 リサイクルステーションでのエコポイント発行開始	4月 「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布 6月 「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（ESD実施計画）の改訂 「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 8月 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布 「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」公布 9月 第2回生物多様性条約締約国会議議長国会合
	1月 環境モデル都市講演会開催 2月 「第10回とよたエコライフ賞」表彰 エコ改修校舎完成（土橋小学校） 全国学校・園庭ビオトープコンクール 「環境大臣賞」受賞（寿恵野小学校）	2月 あいち地球温暖化防止戦略2020策定 3月 「地球温暖化対策のための税」の導入等を盛り込んだ「租税特別措置法等の一部を改正する法律」及び「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」公布 愛知県廃棄物処理計画（平成24～28年度）策定 「県民の生活環境の保全等に関する条例」一部改正

24年度	5月 低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」オープン 6月 第1回環境審議会(諮問) 7月 「東海丘陵湧水湿地群」がラムサール条約に登録 10月 11月 第2回環境審議会 粗大ごみ再生施設「リユース工房」開設	4月 第四次環境基本計画を閣議決定 8月 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布 10月 新・あいちエコタウンプラン策定 11月 COP18及び京都議定書第8回締約国会議(COP/MOP8)を開催(ドーハ)
	1月 第3回環境審議会 2月 環境審議会の答申 3月 エコファミリー世帯3万世帯達成 豊田市環境基本計画後期重点プロジェクト設定 豊田市一般廃棄物処理基本計画(後期計画)策定	2月 愛知県環境学習等行動計画策定 3月 「あいち自動車環境戦略2020(愛知県自動車排出粒子状物質総量削減計画)策定 あいち生物多様性戦略2020策定
25年度	7月 とよたクールシェア実施 国連欧州本部(スイス ジュネーブ)にて豊田市のスマートコミュニティの取組をPR 10月 都市交通システムHa:m o(ハーモ)の実証運用開始 「愛知県社協会長感謝賞」受賞(とよたエコライフ倶楽部)	7月 「愛知県次世代自動車充電インフラ整備・配置計画(愛知県ビジョン)」策定 9月 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書公表 11月 COP19及び京都議定書第9回締約国会議(COP/MOP9)を開催(ワルシャワ) 12月 愛知県分別収集促進計画(第7期)策定
	1月 生物多様性とよた戦略策定 3月 第1回環境審議会開催 第2次豊田市環境モデル都市アクションプラン策定 豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例制定	

2 環境部の業務内容(平成 26 年度)

所 属 名		業 務 内 容
環 境 部	環境政策課	(1) 環境に係る政策立案に関すること。 (2) 環境に係る調査及び調整に関すること。 (3) 環境基本計画に関すること。 (4) 職員の環境率先行動の管理に関すること。 (5) 自然保護に関すること。 (6) 省エネルギー及び省資源の啓発並びに新エネルギーの普及促進に関すること。 (7) グリーン購入の普及促進に関すること。 (8) 環境学習及び環境啓発に関すること。
	環境保全課	(1) 公害諸法に基づく工場等の届出、規制指導、監視調査及び公害苦情処理に関すること。 (2) 環境の常時監視及びその他環境調査に関すること。 (3) 大気測定局の管理に関すること。 (4) 公害防止計画及び公害の未然防止に係る取組みに関すること。 (5) 環境影響評価に関すること。 (6) 化学物質等の環境リスクに係る取組みに関すること。 (7) 環境保全に係る取組み及び調査研究に関すること。 (8) 環境の状況等の周知に関すること。 (9) 工場等に対する環境保全整備等の融資及び助成に関すること。
	廃棄物対策課	(1) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。 (2) 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (3) 産業廃棄物の不法投棄の防止に関すること。 (4) 産業廃棄物の適正処理指導に関すること。 (5) 産業廃棄物の発生抑制に関する調査及び啓発に関すること。 (6) 産業廃棄物処理に係る苦情処理に関すること。 (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に係る許可及び指導に関すること。
	ごみ減量推進課	(1) 清掃事業の総合調整に関すること。 (2) 一般廃棄物の処理計画に関すること。 (3) 一般廃棄物の処理施設の整備計画に関すること。 (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (5) ごみの発生抑制及び排出抑制の普及促進に関すること。 (6) ごみの資源化及びリサイクルの普及促進並びに支援活動に関すること。 (7) 環境委員活動の支援に関すること。 (8) ごみの統計資料等の作成に関すること。 (9) 清掃事務所及び資源化施設(プラスチック製容器包装資源化施設を除く。)の管理に関すること。

所 属 名		業 務 内 容
環 境 部	清掃業務課	(1) ごみの分別収集に関すること。 (2) ごみ袋の販売あっせんに関すること。 (3) 粗大ごみに関すること。 (4) ごみの不法投棄に関すること。 (5) し尿の収集に関すること。 (6) し尿の収集業務委託及び委託業者の指導に関すること。 (7) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 (8) 空き地の環境保全及び空き缶等のごみ散乱防止に関すること。 (9) 公衆便所の整備及び維持管理に関すること。
	清掃施設課	(1) 一般廃棄物処理施設の運営管理に係る総合調整に関すること。 (2) 一般廃棄物の処理施設の整備に関すること。 (3) 一般廃棄物処理手数料(清掃施設課所管施設に限る。)の徴収に関すること。 (4) 環境マネジメントシステムに関すること。
	渡刈クリーンセンター及びプラスチック製容器包装資源化施設	(1) 施設の維持管理及び補修に関すること。 (2) 施設の運転管理に関すること。 (3) 一般廃棄物の焼却及び資源化並びに焼却残さの処分及び有効利用に関すること。 (4) 焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること。
	藤岡プラント	(1) 施設の維持管理及び補修に関すること。 (2) 施設の運転管理に関すること。 (3) 一般廃棄物の焼却及び焼却残さの処分に関すること。 (4) 焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること。
	緑のリサイクルセンター	(1) 施設の維持管理及び補修に関すること。 (2) 施設の運転管理に関すること。 (3) 一般廃棄物(刈草、せん定枝及び食品残さに限る。)の資源化及び有効利用に関すること。
	グリーン・クリーンふじの丘	(1) 一般廃棄物の埋立処理及び廃棄物の再生処理に関すること。 (2) し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。 (3) グリーン・クリーンふじの丘の運営管理に関すること。 (4) 砂川衛生プラントの運営管理に関すること。

3 開発に関する法規制等(平成26年3月31日現在)

(1) 土地に関する規制

規制に関わる項目		所管(市ではない場合)	市の担当課	規制などの内容
農地	農用地		農政課	農振除外(農用地以外の目的)
	一般農地		農業委員会	農地転用許可、届出(農地以外に転用)
山林	保安林	豊田加茂農林水産事務所	無し	指定の解除、行為許可等
	地域森林		森林課	伐採の届出(立木の伐採)
		豊田加茂農林水産事務所	無し	林地開発許可(1ha超の開発)
林道	林業目的以外で通行する場合等		森林課	使用許可等
道路	工事の承認		土木管理課	道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合
	道路の占用の許可		土木管理課	道路を占用する場合
河川	工事の承認		土木管理課	河川管理者以外の者が河川の工事を行う場合
	土地の占用の許可		土木管理課	河川区域内の土地を占用する場合
	土地の掘削等の許可		土木管理課	土地の形状を変更する場合
開発区域内の市有地			土木管理課	都市計画法第32条協議(従前の道水路を含む場合)
国定公園	特別地域	西三河県民事務所	開発審査課	特別地域内行為許可(禁止行為あり)
	普通地域	西三河県民事務所	開発審査課	普通地域内行為届出
要措置区域等(土壌汚染対策法)			環境保全課	土地の形質の変更の禁止、届出等
指定区域(廃棄物処理法)			廃棄物対策課	土地の形質の変更の届出
風致地区			都市計画課	風致地区内行為許可
生産緑地地区			都市計画課	生産緑地地区内における行為の制限
緑化地域			緑の推進課	都心中心部での緑化率の義務化
砂防指定地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	砂防指定地内行為許可
急傾斜地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	急傾斜地崩壊危険区域内行為
地すべり防止区域		豊田加茂建設事務所	土木管理課	地すべり防止区域内行為許可
土砂災害の指定区域		豊田加茂建設事務所	土木管理課	特定の開発行為許可
宅地造成規制区域			開発審査課	宅地造成規制に関する許可
保護動植物の生息地			環境政策課	区画形状の変更、生息環境の変換
埋蔵文化財包蔵地			文化財課	埋蔵文化財包蔵地における工事の届出等
指定緑地			緑の推進課	指定緑地内についての行為

(2) 行為に関する規制

規制項目	規制及び許可などの内容	所管(市ではない場合)	市の担当課
開発行為等	建築物等の建築等を目的とする造成行為	開発許可	開発審査課
	1haを超える開発	大規模行為届出	西三河県民事務所 (豊田庁舎)
土地改変	3,000m ² 以上の土地の改変	届出(法、県条例)	環境保全課
	廃棄物が地下にある土地の形質の変更	届出(廃棄物処理法)	廃棄物対策課
建築物等	建築物・工作物の構造	確認申請	建築相談課
	建設リサイクル法に基づく建設工事	届出	建築相談課
工場立地	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積が 3,000 m ² 以上の工場	届出	ものづくり産業振興課
廃棄物	一般廃棄物の処理	施設設置の許可・届出	廃棄物対策課
	産業廃棄物の処理	施設設置の許可・届出	廃棄物対策課
土石採取	採石法に基づく土石の採取	計画認可	豊田加茂建設事務所
砂利採取	砂利採取法に基づく砂利採取	計画認可	豊田加茂建設事務所
雨水浸透阻害行為	境川・猿渡川流域内での 500 m ² 以上の雨水浸透阻害行為	行為許可	河川課

(3) 行政的指導

指導に関する項目及び指導事項の内容				市の担当課
水質保全等	矢作川水系	3000 m ² 以上の開発	矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議	環境政策課
		公共事業	矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議	河川課
		汚水に関すること		環境保全課
	矢作川・境川水系	開発行為等	雨水流出抑制機能の充実	河川課
20ha以上の開発		豊田市環境保全調整会議の設置	環境政策課	
温暖化防止	駐車場、自動車ターミナルその他自動車等が出入りする場所を管理するも者	使用者に対しアイドリング・ストップ実行の周知	環境政策課	

4 環境関連例規

(1) 条例(平成26年3月31日現在)

【環境保全】

○**豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例**(H26.3.25 制定/環境モデル都市推進課)

再生可能エネルギーの導入の推進に関し、基本原則を定め、並びに市、事業者及び市民の共通の責務を明らかにするとともに、市が実施する再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策の基本方針を定めることにより、低炭素社会の実現を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築及び市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

○**豊田市環境基本条例**(H8.9.30 全部改正/H17.7.13 改正/環境政策課)

「環境の保全及び創造」に向けた基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めている。

○**豊田市の環境を守り育てる条例**(H18.3.30 制定/H24.12.27 改正/環境政策課)

市、事業者及び市民がそれぞれの生活及び活動において環境に配慮した行動を積極的に行うことで、市の持続的発展を図るとともに、市民の健康的な生活の確保を目的とし、必要な事項を定めている。

【環境衛生】

○**豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例**(H5.3.31 全部改正/H. 22.12.24 改正/ごみ減量推進課)

資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物を減量し、並びに廃棄物を適正に処理するための基本的な事項を定めている。

○**豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例**(H18.3.30 制定/H25.3.22 改正/廃棄物対策課)

産業廃棄物の適正な処理等に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置に関し必要な規制等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理並びに廃棄物処理施設の適正な設置及び維持管理を促進し、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的として必要な事項を定めている。

○**豊田市一般廃棄物処理施設条例**(S37.3.27 制定/H21.12.24 改正/清掃施設課)

豊田市廃棄物処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

○**豊田市産業廃棄物処理に係る行政処分の基準等に関する条例**(H17.9.30 制定/H23.6.30 改正/廃棄物対策課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるものを除くほか、行政処分の基準等に関し必要な事項を定めることにより、法違反行為に対する市の適切かつ迅速な監督権限の行使の確保を図り、もって生活環境保全上の支障の発生を防止し、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的とする。

○**豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例**(H24.3.30 制定/廃棄物対策課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めている。

○**豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例**(H11.3.29 制定/H23.3.31 改正/清掃施設課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る届出に際し、生活環境影響調査の結果の縦覧の手続きと、利害関係を有する者の意見書の提出方法に関し、必要な事項を定めている。

- 豊田市浄化槽保守点検業者登録条例（H9.12.24 制定／H24.4.1 改正／下水道施設課）
浄化槽による、し尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の保守点検を業とする者についての登録に関し必要な事項を定めている。

【都市計画】

- 豊田市屋外広告物条例（H9.12.24 制定／H24.3.30 改正／都市整備課）
屋外広告物法に基づき、屋外広告物について必要な事項を定め、地域の特性を考慮した美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としている。
- 豊田市景観条例（H20.3.28 制定／H22.3.24 改正／都市整備課）
景観を保全し、育成し、創造し、ゆとりと潤いのある美しいまちとすることを目的とし、良好な景観の形成に関して必要な事項を定めている。
- 豊田市緑化推進条例（H24.3.30 制定／緑の推進課）
豊田市の緑化地域における建築物の緑化率等の最低限度の設定その他必要な措置を講じることにより、緑あふれる良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。
- 豊田市市街地における緑の保全条例（H 元.3.27 制定／H4.7.1 改正／緑の推進課）
市街地における緑の保全を図り、市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的とする。
- 豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例（H5.3.31 制定／H26.3.25 改正／建築相談課）
建築基準法に基づき地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めている。

【下水道】

- 豊田市公共下水道条例（S61.9.20 制定／H26.3.25 改正／料金課・下水道施設課）
下水道法に基づき、公共下水道の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

【市民施設】

- 豊田市自然観察の森条例（H2.3.28 制定／H22.3.24 改正／環境政策課）
豊田市自然観察の森の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

（2）告示（平成 26 年 3 月 31 日現在）

●区域指定等

- 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型の指定
（H24.3.23 告示／環境保全課）
- 騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定
（H10.3.13 告示／H17.3.29 改正／環境保全課）
- 振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定
（H10.3.13 告示／H17.3.29 改正／環境保全課）
- 悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定
（H17.3.29 告示／H25.3.25 改正／環境保全課）
- 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定（H10.3.31 告示／H17.2.17 改正／都市整備課）
- 良好な景観を形成するため広告物及び広告物を掲出する物件の整備を図る地域の指定
（H13.9.18 告示／H17.2.17 改正／都市整備課）
- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定
（H18.2.22 告示／H19.4.19 告示／H21.2.6 告示／廃棄物対策課）
- 一般廃棄物処理実施計画の策定
（H24.5.1 告示／ごみ減量推進課）

5 環境関連資料

●発行物

名 称	担当課	発行年月	内 容
豊田市環境基本計画	環境政策課	H20.12	本市の環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示すもの (計画期間:平成 20～29 年度)
平成 25 年版 環境調査報告書	環境保全課	H25.11	平成 24 年度の市の調査、規制の状況、調査測定、データ、実績報告
平成 24 年版 清掃事業の概要	ごみ減量推進課	H25.8	平成 24 年度の清掃事業の概要
平成 23 年度 豊田市下水道事業年報	経営管理課	H24.7	平成 23 年度の下水道事業の概要
資源・ごみの分け方、出し方 (2014 年度版ごみカレンダー)	ごみ減量推進課	H26.3	資源・ごみの収集日と正しい分け方、出し方を示したもの
資源・ごみの分け方出し方 ガイドブック	ごみ減量推進課	H25.3	ごみの分別の方法や資源リサイクル等をわかりやすく解説

●自然シリーズ

題 名	発行年月	題 名	発行年月
豊田の昆虫Ⅲ (猿投山の昆虫 1)	H 1. 3	豊田のクモ	S62. 3
豊田の昆虫Ⅳ (猿投山の昆虫 2)	H 2. 3	豊田の名木	H 5. 3
豊田の昆虫Ⅴ (チョウとガ)	H12. 3	豊田市の活断層と地震	H11. 3
豊田の植物Ⅶ (帰化植物)	S56. 3	豊田市自然環境基礎調査報告書	H17. 4
豊田の植物Ⅹ (野草の花)	H 6. 3	豊田の生きものたち～生物多様性を知る～	H21. 5
豊田の植物ⅩⅠ (樹木の花)	H10. 3	自然観察の森ガイドブック 森の仲間へ会いに行こう!	H25. 4
豊田の魚Ⅱ (池沼編)	H 8.12		

6 とよたエコアクションプラン（要旨）

（1）概要

とよたエコアクションプランは、市自らが、事業者・消費者として行う環境保全のための率先行動計画として、平成11年に策定されました。

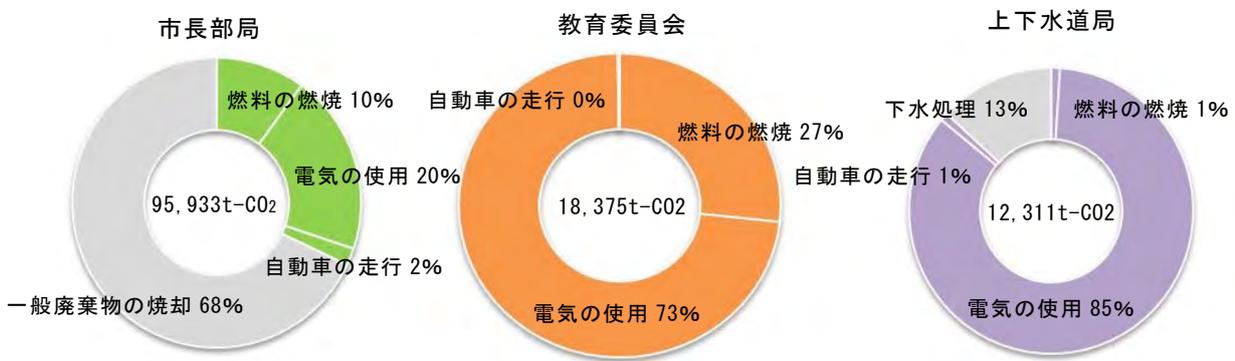
市で行う事務事業は、市民生活や事業活動を支えるため、広範囲にわたっています。また、数多くの施設を保有し、本庁舎のような事務所、学校や交流館、清掃工場など、その利用形態も様々です。

事務事業を行う際には、これらの施設を使用し、多くの資源やエネルギーが消費されています。

とよたエコアクションプランは、事務事業を行う中で日常的に取り組むことができる環境配慮行動を示すことで、環境への負荷を低減し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を抑えることを目的としています。

また、市役所が率先して環境保全に取り組み、地球温暖化防止に向けて資源エネルギーの削減に努めることで、市民・事業者の自主的な取組を促します。

（2）基準年度（平成22年度）の温室効果ガス排出量



（3）計画の基本的事項

温室効果ガスの排出抑制をはじめとした環境負荷の低減のために、次の5つの項目を基本に取り組みます。

①省資源、省エネルギーの推進

- ・夏季及び冬季の節電率先行動の推進
- ・夏季の軽装（クールビズ）の実施
- ・ライトダウンキャンペーン（七夕、夏至）への参加
- ・仕事の効率化推進運動（仕事メタボ解消プロジェクト）の推進

②廃棄物の減量とリサイクルの推進

③環境に配慮した製品の使用

- ・豊田市グリーン調達方針

④車両の適正使用・エコドライブ及びエコカーの導入促進

- ・公用車のエコカー導入方針

⑤公共工事、施設の維持・管理における環境配慮

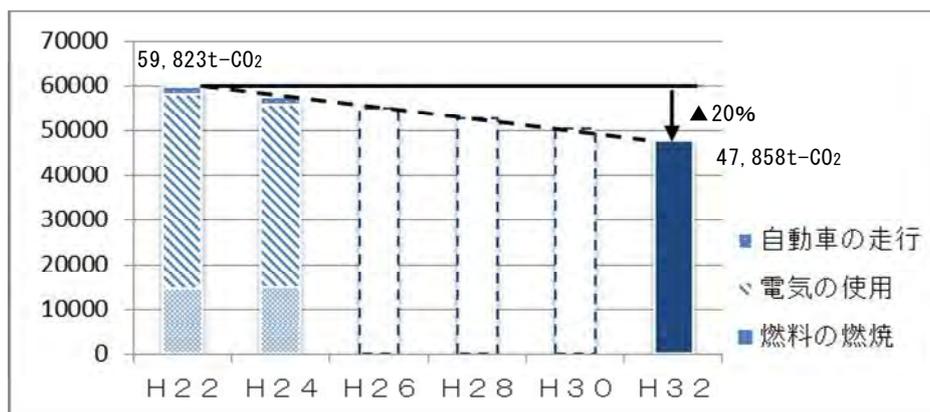
- ・公共工事に関する環境配慮指針

（4）温室効果ガス排出量の削減目標

本市の公共施設から排出された温室効果ガスのうち、一般廃棄物の焼却及び下水処理については、市民・事業者を含めた市内全ての主体から排出されるため、目標管理の対象からは除外します。したがって、目標管理の対象とする平成22年度（基準年）の温室効果ガス排出量は、59,823t-CO2です。

これは、豊田市全域から排出された温室効果ガス（6,386,000t-CO2）の約1%を占め、市としても排出抑制に積極的に努めていく必要があります。

平成32年度には温室効果ガス排出量を平成22年度比20%削減し、47,858t-CO2を目指します。



(5) 目標達成のための活動量の指標

電気使用量は、温室効果ガス排出量への影響度が最も高く、また、節電に取り組むことで、電力需給状況に対して貢献することができ、率先的に削減に取り組んでいくべきエネルギーです。

印刷用紙購入量については、全ての職場で共通して使用する資源であり、事務や会議の見直し等業務効率化の視点からも削減に取り組むべき資源です。

上記2つの資源エネルギーについて、毎年度2%以上削減することで、平成32年度に基準年度比20%削減します。

その他の資源エネルギーについては、削減目標値は設定しませんが、省エネ法において、エネルギー使用量の報告とエネルギー使用量全体で毎年度1%以上の省エネが求められているため、少なくとも年度内に1回、その使用量を報告するとともに、削減に努めます。

(6) 具体的な取組内容例

目標値達成のためには、職員一人ひとりの意識的な行動が必要です。特に効果的な行動として、以下の3つを重点的に取り組みます。

- ・こまめな照明の消灯を徹底する。
- ・空調機器の控えめな温度設定（夏：室温28℃、冬：室温20℃）と適正な利用。
- ・両面・裏面印刷を励行し、事務の見直し等の実施により印刷部数を抑制する。

改正履歴

年月日	内 容
平成10年6月1日	環境にやさしい庁内率先行動ステップ1「環境都市できることから一歩ずつ」運動
平成11年4月19日	環境対策監会議に「庁内率先行動計画策定分科会（会長：総務部環境対策監）」を置く
平成11年11月1日	事業者・消費者としての環境保全に向けた率先行動計画「とよたエコアクションプラン」策定（市長決定）
平成12年11月24日	本庁でISO14001を認証取得
平成13年3月16日	「とよたエコアクションプラン」改定 地球温暖化防止実行計画を併せ持つ計画とする
平成15年3月25日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成17年3月30日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成19年9月19日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成19年11月19日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成20年8月19日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成24年3月30日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成25年8月9日	ISO14001の適用範囲から本庁舎を除外
平成26年4月17日	「とよたエコアクションプラン」改定（適用は4月1日）

環 境 方 針

基本理念

私たちのまち豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきました。

しかしながら、近年の急速な社会情勢の変化により、生活様式が大きく様変わりするとともに、ごみの種類や処理方法も多様化し、ごみ量の増加等に伴う環境への影響など様々な課題を抱え、一層の効率的な資源・エネルギーの利用と、ごみの発生抑制や適正な処理が求められています。

このような状況の中、本市では、快適で住みよい生活環境を確保し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、継続的に環境の保全と改善に取り組んでまいります。

以上の基本理念のもと、次の事項を約束するとともに、システムの継続的な改善を図るため、この方針を定めます。

基本方針

- 1 基本理念を踏まえ、本市がめざす社会像の一つである「循環型社会」を実現するため、適正な事業の管理を行ってまいります。そして、この環境方針を達成するため、環境目的、環境目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的な改善を進めます。
- 2 廃棄物処理を適正に行うことで、有限で貴重な資源が大切にされ、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に貢献します。
- 3 環境に関する法令等を順守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- 4 ごみの適正処理を啓発するため、広く市民を受け入れることによって、環境問題を考え、環境教育の源泉になる役割を果たします。
- 5 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を内外に公表し、だれもがその情報を入手できるようにします。

平成 25 年 8 月 9 日

平成 26 年版
環 境 報 告 書

平成 2 6 年 7 月

発 行 豊 田 市
編 集 環 境 部 環 境 政 策 課

〒471-8501 豊田市西町3-60

TEL 0565-34-6650

FAX 0565-34-6759

<http://www.city.toyota.aichi.jp/>

E-mail:kansei@city.toyota.aichi.jp

